

議 事 日 程

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

本日の会議に出席した議員

1番	安藤由庸	2番	若園五朗
3番	浅野楔雄	4番	堀武
5番	吉村武弘	6番	小川勝範
7番	藤橋礼治	8番	熊谷祐子
9番	山田隆義	10番	広瀬時男
11番	小寺徹	12番	松野藤四郎
13番	山本訓男	14番	桜木ゆう子
15番	星川睦枝	17番	土屋勝義
19番	西岡一成	20番	広瀬捨男

本日の会議に欠席した議員

16番	棚瀬悦宏	18番	澤井幸一
-----	------	-----	------

本日の会議に説明のため出席した者の職・氏名

市長	堀孝正	教育長 職務代理者	福野正
市長公室長	広瀬幸四郎	総務部長	新田年一
市民部長	青木輝夫	都市整備部長	松尾治幸
調整監	後藤仲夫	水道部長	河合信
会計管理者	奥田尚道		

本日の会議に職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	豊田正利	書記	棚瀬敦夫
--------	------	----	------

開議の宣告

議長（藤橋礼治君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員数は18人であり、定足数に達しています。

会議を開会する前に、一言申し上げます。

去る12月3日、平成19年第4回瑞穂市議会定例会を開会するに当たりまして、12月15日の土曜日と16日の日曜日に一般質問を実施することに全会一致で決定をされました。これは、住民に身近な市議会に向けた議会活性化策として開催することになったものでございます。

本日の会議には、朝早くから傍聴にお越しをいただきました皆様方に心からお礼を申し上げます。

傍聴にお越しいただきました皆様方には、受付でお渡ししました傍聴人の心得をよく読んでいただきまして、円滑な議会運営に御協力をいただきたいと存じます。特に議場内では、ビデオ、カメラ、録音機、携帯電話等の使用をお断りしております。携帯電話をお持ちの方は、電源をお切りいただくか、マナーモードにさせていただくようお願いをいたします。

それでは、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

日程第1 一般質問

議長（藤橋礼治君） 日程第1、一般質問を行います。

会派代表質問の通告がありますので、順番に発言を許します。

翔の会、若園五朗君の発言を許します。

2番 若園五朗君。

2番（若園五朗君） 皆さんおはようございます。会派代表の質問を行います。

議席番号2番 若園五朗、翔の会。

通告内容につきましては、お手元に配付してあると思えますけれども、まず1点、新年度の予算編成の方針について、学童保育について、JAもとすの財産取得について、入札について、軽自動車税の徴収について。

初めに、新年度予算編成についてお尋ねします。

予算編成の方針、主要事業及び重点事項は、行政事務の合理化は。続きまして、関連質問につきまして行わせていただきます。

あとは質問席の方でやらさせていただきます。よろしく申し上げます。

市長にお伺いしたいんですけれども、新年度予算編成の方針並びに主要事業、あるいは行政事務の合理化について、順次質問しますので、答弁をお願いします。

議長（藤橋礼治君） 市長 堀孝正君。

市長（堀 孝正君） 改めまして、皆さんおはようございます。

ただいま翔の会を代表して若園議員が御質問で御登壇されました。

若園議員の御質問にお答えする前に、一言私の方からもごあいさつを申し上げたいと思います。

先ほど議長からごあいさつがありました。本日の本会議傍聴に、早朝より御来庁いただきました市民の皆さん方、本当に御苦労さんでございます。執行部を代表いたしまして、心から皆様に感謝を申し上げ、心よりお礼を申し上げたいと思っております。ありがとうございます。

私、市長に就任させていただきましてから半年が経過しました。これからも、市民に開かれた行政を目指して邁進していく所存でございますので、何とぞ御理解、御協力を賜りますようお願いを申し上げ、私のお礼のあいさつとさせていただきます。

それでは、若園議員の御質問にお答えさせていただきたいと思えます。

新年度の予算につきましては、先般、その編成方針を定めまして、瑞穂市予算事務規則に基づき、去る平成19年11月16日に総務部長より各部長へ通知をしたところでございます。また、同日、議員の全員協議会の場においても、その概要を御報告させていただいたことは御案内のとおりでございます。

新年度予算は、組織変更に伴い、新しい組織での執行になりますが、積算枠の予算編成方針に基づきまして、現在の担当課で細心の注意を払って、遺漏のないよう、放置になることがないように、粛々で行うよう伝えているところでございます。新年早々には予算要求書が私の手元に届くことになっております。予算査定はそこから始まることとなりますので、今回は具体的な内容についてのお答えは差し控えさせていただくことになるかと存じます。この点につきましては何とぞ御理解を賜りますようお願い申し上げます。

さて、予算編成方針につきまして御答弁申し上げる前に、今、地方自治体が置かれております現状について目を向けますと、三位一体改革以降、ますます加速度的に厳しくなった地方財政は、夕張ショックといえますか、財政破綻が現実問題として、どこの自治体でも起こり得ることを示唆し、また地方格差は、持てる大都市と持てない地方の二極化をますます進行させていると申し上げても過言ではありません。

国は、今年度地方財政健全化法を定めまして、財政情報の開示、財政早期健全化、そして財政再生を図るため、四つの指標、いわゆる実質赤字比率、そして連結実質赤字比率、もう公表が去年からされております実質公債費比率、将来負担比率を定めまして、その基準を先般12月7日に公表したところでございます。これによりますと、財政のイエローカードとなる早期健全化基準は、実質赤字比率で11.25%から15%、連結実質赤字比率で16.25%から20%、実質公債費比率で申し上げますと25%、将来負担比率で350%でありまして、レッドカードとなる財

政再生基準は、実質赤字比率で20%、連結実質赤字比率で30%、実質公債費比率で35%となっております。これらは平成19年度決算から公表され、平成20年度から適用されることになっております。従来の普通会計に加えまして、公営企業、一部事務組合、地方公社、第三セクターまでを含めた指数の公表は、今まで普通会計の影に隠れてあらわれてこなかった財政困窮の団体、一部報道等によりますと、大体50から100に上る破綻予備軍を洗い出すことになるようでございます。この先、第2、第3の夕張市が続出することが懸念されます。

また、国は地方格差是正の切り札として、ふるさと納税制度、法人二税の見直しを上げておりますが、地方は地方交付税の復元、消費税の配分の見直しを訴え、来年早々に示される地方財政計画にどのように反映されるか注目のされるところであります。

このような中、人口5万、そして面積28.18平方キロメートルという小さな瑞穂市が生き残っていくためには、何をどのようになすべきか、これが私どもに与えられた課題であると考えている次第でございます。

そこで御質問の件でございますが、予算編成の方針の策定に当たっては、以上のことを踏まえまして、私よりしたことは1点のみでございます。すなわち、限られた財源の中でマニフェスト実行プログラム事業を予算化しつつ、さらなる効率化を図ることでございます。合併して4年7ヵ月たった現在、合併に係る主要事業は大詰め段階を迎えております。新年度は、新たな目標を設定する必要が出てまいりました。そこで、新年度予算の目標は、合併に係る主要事業の完成からマニフェスト実行プログラムにシフトさせまして、かつさらなる行政事務の合理化、経費効率化を推進することといたしました。

さきの選挙で私が公約しましたマニフェストは、どれもすべて市民にとりまして必要不可欠のものでございます。これをいかに予算に反映しつつ、さらなる効率化を進めるかが今回の重要なポイントになるものと考えております。

それでは、主要事業及び重点事項について御説明を申し上げます。

先ほど申し上げましたとおり、具体的な内容につきましては査定前でもあり、現段階では申し上げることはできません。ただ、現在議会でも御議論いただいております農協の跡地利用、下水道整備計画、街路灯設置事業、教育並びに保育施設の増改築、まちづくり交付金事業等は新年度の主要事業になってくると考えている次第でございますが、各課へは、歳入は財源を適正に見込んで確保するとともに、歳出はマニフェスト実行プラン実施に係る事業へ重点配分するとともに、各種施策・事業の水準の見直しを図り、適正な規模を構築することを申し伝えてありますので、突出した内容になるものではないことを御理解願います。

それでは、一つまことに残念なのは、今年度末に完成予定をしておりました（仮称）本田コミュニティセンター、そして子育て支援拠点施設であります別府保育園に関係しました別府の地下道、東側の部分でございますが、瑞穂消防署、そして南小学校校舎整備のうち、南小学

校舎整備以外の4事業が来年度にずれ込むこととなりました。これらは、建築基準法の改正がございました。そのあおりを受けたものでございまして、担当職員も年度内完成を目指して随分努力をしてくれましたが、繰り越しのやむなきに至ったことを御理解賜りますようお願い申し上げます。

三つ目の行政事務の合理化でございます。この合理化につきましては、既に一昨年度より瑞穂市行政改革大綱、瑞穂市集中改革プランに基づきまして取り組んでいるところでございまして、特段申し上げるべきことはございません。ただ、職員数につきましては、瑞穂市もいよいよ平成20年度より団塊世代の大量退職が始まります。平成20年度末には約10名でございます。そして、21年度末に9名、平成22年度末に7名退職を予定しております。公務員の削減の中におきまして、新規補充は抑制がされております。現役職員にさらなる負担がかかってくるわけでございますが、市民サービスの低下につながりかねないことが懸念されております。そこで、行政に求められておりますことは何かをしっかりと見定めまして、見直しと活用できるものは最大限活用することで、事務の合理化を図っていきたいと考えております。その点で、みずほ公共サービスはこれまで以上に重要なポジションを占めてくるものと見ております。

以上をもちまして私の答弁とさせていただきますが、なお補足事項等につきましては、関係部長より答弁させますので、ひとつよろしくお願いを申し上げます、私の答弁とさせていただきます。

〔2番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 若園五朗君。

2番（若園五朗君） 非常に長いあいさつでございましたので、私の質問は五つあるんですけども、時間の範囲内で簡潔にいきたいと思いますので、よろしくお願いたします。

市長のマニフェストの中で、岐阜県一明るいまちづくりを進めるということで、産業建設委員会の方で街路灯の取扱要綱につきまして、この間つくったわけでございますけれども、もちろん議会との協議の中でつくったわけでございますけれども、公約のところにはすべて公設公営というような書き方と、あるいは今言っている整備のマニフェストと今回の要綱につきましての一部違う部分があるんですが、最終的には通学路を優先とするというような委員会との協議が進んでいるわけでございますけれども、今言っている校下ごとの幹線通学路、例えば3本から5本を指定し、1キロ以内、あるいは2キロ以内というような、市長の公約に基づきまして現年度は200万ぐらい予算を組んでいるかと思うんですが、新年度はその予算の幅をどのような形で進められるか、そして街路灯の整備をどのように考えてみえるか、市長の考えをよろしくお願いたします。

議長（藤橋礼治君） 市長 堀孝正君。

市長（堀 孝正君） 街路灯の件の御質問でございます。

私は、今回のマニフェストに街路灯は公設公営でということで掲げて選挙をさせていただきました。なぜ私がこの街路灯、防犯灯を公設公営でやるかということでもあります。

私は、巢南の町長を12年間経験しております。その最終段階のところで、私はある町民からこういう言葉を聞いたわけでありまして。私ども町のこういうところに住んでいるけれども、全く暗いと。だから、町長さん、何や本当に行き届いたあれは、一番どこに住んでおっても明るくて安全なまち、やはり私どもの税金がこんな身近なところに使われた、こんなまちづくりをしてほしい。それが私の耳に焼きついております。本当は旧巢南のときにそれを最後にやりたかったんですが、時間がなかったわけですね。ですから、この瑞穂市に合しました、合併して初めての市議会選挙がございました。そのときに私はそのことをぜひとも取り上げて議会で質問しようということで、質問をしてまいりました。ところが、なかなかそのことは実現できなかったわけでございます。

その中におきまして、合併のときに、はっきり申し上げておきますが、一遍穂積と巢南と北方の合併の協議の中で、そのときに北方は既にすべて公設公営でやりました。合併で三つ一緒になったときには無料になりますということも一遍は決められたわけでありまして。そんな中におきまして、私がいろいろ調査した結果、お隣の本巢市も北方町も、山県市も公設公営でやっておるわけですね。ですから、今回の選挙に公設公営で、本当に安全・安心で、どこに住んでおろうが、その恩恵を受けるのは365日であります。金額にしたら年間3,000万か4,000万ですべての皆さんがよそのまちなない、面積の小さいところでありまして。安全・安心な暮らしができるわけでありまして。ですから掲げておるわけございまして、新年度予算の中には、まずその通学道路を抜本的にしたい、そのための予算は十分に計上させていただくつもりであります。そういったところから始めてまいりたいと思っておりますので、よろしく願い申し上げます私の答弁とさせていただきます。

〔2番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 若園五朗君。

2番（若園五朗君） 基本的には、今言っている防犯灯については公設公営ということで、要するに予算が200万見てあれば、重要施策であるマニフェストについては予算をあくまでも重点的に積んで、前年度より整備するという方向でよろしいですね。

そういうことで、あくまでも街路灯については公設公営、そして防犯灯については自治会負担の単独、要するに料金の地元負担という考え方は変わりませんですね。使用料金につきましての考え方ですが、防犯灯についての考え方といかがですか。

議長（藤橋礼治君） 市長 堀孝正君。

市長（堀 孝正君） あくまでも私は公設公営、すべて将来は公設公営で、使用料も無料化する、本巢市とか北方町がやっております、また山県がやっておりますようにすべて無料化にさ

せていただくと。そして、住民の負託にこたえてまいりたいと思っております。これを私は考えてきたわけですから、あくまでもこれは私のマニフェスト、約束してきたことですから。

ですから、どこから始めるかというところでありまして、まず通学路、これをしっかりとそこから始めていくということありますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

〔2番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 若園五朗君。

2番（若園五朗君） 瑞穂市の街路灯及び防犯灯の設置管理要綱につきまして、今までなかったわけございまして、今年度産業建設協議会等におきましてすべて要綱を市長決裁で告示もされまして、今の段階であくまでも防犯灯については自治会負担の使用料、街路灯については市が負担するというふうに、まだ決裁を受けたばかりなんですね。それで今言っているマニフェストの質問の答弁の中で、将来私はやるということについて、まだ告示されたばかりのことについてまだ矛盾点がありますので、今後議会と十分議論しながらお願ひしたいと思ひますので、よろしくお願ひします。よろしいですかね。

今年度、まだ産建協議会の方で準則、そして要綱がなかったためにいろいろと協議しまして、この要綱を告示するという決裁に回っておるはずで、それを告示してあります。その内容を見ると、あくまでも使用料については、防犯灯については自治会負担、街路灯については全体は公設ということになっていきますので、その内容をきちっと再度、市長の今の答弁と食い違ひますので、まだ告示したばかりですので、そこら辺よく吟味をお願ひしたいと思ひます。今言っている答弁と告示内容と違ふということをお願ひしたいと思ひます。

続きまして、大分時間がないので、あまり深く入れませんが、今瑞穂市の中で合併特例債108億ぐらいの枠があったと思うんですが、合併が終わりました4年から5年に入っている中で、今残高はどのぐらい市長はあると思ひますか、答弁をお願ひします。

議長（藤橋礼治君） 市長 堀孝正君。

市長（堀 孝正君） 御案内のとおり、いろんな学校給食を初めとしまして、生津の運動場の土地取得、さらには保育所、消防、いろんな関係がございまして、約七十何億、もう既にしておる。あと34億ぐらい、合併特例債の残りはそのくらいだと思ひます。大体間違ひないと思ひますが、大体78億ぐらいで、34億ぐらいが私の記憶でございます。よろしくお願ひします。

〔2番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 若園五朗君。

2番（若園五朗君） 19年度の当初予算は150億だと思ひますが、今年度の起債、市債は何億、それで18年度は何億予算が足りないということで起債を借りたと思ひますね。その額はお幾らだと思ひますか、お願ひします。

議長（藤橋礼治君） 市長 堀孝正君。

市長（堀 孝正君） 初めに申し上げましたけれども、あくまでもまだ今公表する段階ではございませんので、お答えは控えます。まだ予算をつくってしまったわけではございませんし、今しつつあるところでございます。そのことを初めに申し上げました。よろしくお願ひしたいと思ひます。

〔 2 番議員挙手 〕

議長（藤橋礼治君） 若園五朗君。

2 番（若園五朗君） 私が今質問しておる予算の150億、あるいは前年度は134億で予算を組んでおるんですが、お金が足らん場合、市債は前年度は25億、今年度は28億というように、財源が足らんために起債を借りてきておる状態ですね。その中で、今回言っているマニフェストの中でやる事業がありますので、あと34億について具体的にマニフェストでいかに実現するか。もちろん議会との協議は必要となると思うんですけども、その中で効率的な財政運営をする中で、ただ三位一体で県民税、市民税が24億ぐらい、大枠は58億ぐらいで、若干年間伸びておるんですけども、財政を確保するために、前回は質問させてもらったんですけども、今言っている入る方の計画をしっかりと立てないといけないと思うんですね。前回のときに工業導入とか、ある程度区域の見直しとか、あるいは線引きの見直しとか、財源の確保、その点今後人口も5万から、前年度対比300人とか400人、瑞穂市は伸びているところで、予算を組むときに年間25億とか28億足らんときに起債を借りてくるんですけども、財源確保をどのように考えてみえるか、答弁をお願いします。

議長（藤橋礼治君） 新田総務部長。

総務部長（新田年一君） 新年度の財源確保という御質問でございますが、この後に他の議員からも御質問等がありまして、その部分でお答えをさせていただこうというふうに準備をしておりましたが、先ほど来のお話もあります、新年度、主要財源であります市税につきましては、税源移譲、あるいは税制改正等で増収が見込めないという引き続き厳しい財政状況にあるということには変わりないと思っております。税そのものにつきましても、細かい数字はまた後ほど述べさせていただきますが、所得税等の税制改正もありまして、はね返り分があるというものの、依然厳しい状況にあるというふうに思いますし、特別交付税、あるいは普通交付税につきましても増額が見込めないというような状況にあると思います。こうした中で、市税につきましても臨時財政対策債、あるいは合併特例債も発行できる枠はあるものの、後年度に公債費等の負担も担保するということになりますので、負担増につながるということになりますので、事業採択に当たっては慎重に選択、あるいは優先順位を決めながら財源の確保、市債の発行等も含めて財源の確保に努めていきたいというふうに思っております。

〔 2 番議員挙手 〕

議長（藤橋礼治君） 若園五朗君。

2番（若園五朗君） 主要事業の中にいろいろと課題をこれから整理するというございますけれども、さきに樽見鉄道の連絡協議会ということで岐阜新聞に載っていたかと思うんですけれども、一応平成17年から平成20年の3年間において、財政支援ということで、瑞穂市におきましても18年度は747万、平成19年度は917万ということで、非常に年度ごとに100万から130万の負担増になっておるわけですが、来年の1月ごろに協議会の会議を開くということですが、大垣市の一つの方針で1,200万というような額を提示しているんですけれども、その会議のときに市長は瑞穂市の樽見鉄道協議会への負担ですね。その中には職員の整理とか、あるいはJRのOB職員の採用とか、経費の節減の内容をどう説明されるのか。今言っている19年度は917万だけで協議会に説明されるのか、その方針、考え方をお願いしたいと思います。

議長（藤橋礼治君） 市長 堀孝正君。

市長（堀 孝正君） 今、樽見鉄道の関係のえらい話が出てきましたけれども、基本的な私の考え方を申し上げたいと思いますけれども、樽見鉄道、民営化されて樽見鉄道になりました経過があります。美濃神海から根尾の樽見までできました。その時点では、住友セメントもまだ去年、おととしまで運行されておりました、ある程度まで来たわけではありますが、住友セメントも撤退をしたと。そこで大きな赤字が出てまいりました。そんな中で、沿線の自治体でそれをカバーしておるわけではありますが、来年度のことについてどうかということは、御案内のようにこの間、国の国土交通省におきまして、地方の赤字路線は今までと違ってある程度の補助も出すというようなことが出ておりました。ありがたいことだなと思って私新聞を読んでおりましたが、3分の1ぐらいを見るようなことを言っておりましたね。ですから、そんな中におきましての瑞穂市の負担、実は来年度はどうも新しい車両の入れかえもあるようであります。そんなところが今までと多少は高くなるかもわかりませんが、今までと大体同額ぐらいの1,000万ぐらいで終わるようでございますので、市としましても、樽見鉄道の存続のために支えてまいりたいと、このように思っておりますので、よろしく願いいたします。

〔2番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 若園五朗君。

2番（若園五朗君） ありがとうございます。

新年度予算につきましてまだ細かくところを聞く予定ですけど、施策もこれからですので、ありがとうございました。

質問の2ですけれども、学童保育についてお尋ねしたいと思います。市長のマニフェストにございます学童保育の小学校敷地内で公設公営ということでございますが、実施できる学校、あるいは今後その学童保育の方針なり考え方について質問させていただきます。以上です。

議長（藤橋礼治君） 青木市民部長。

市民部長（青木輝夫君） 現在、小学校内で来年度からの予定をしておりますのは、西小学校の旧幼稚園の一室、それから中小学校の多目的教室でございますが、その2校を考えているところでございます。

それから、今後の進め方でございますけれども、現在、公設民営のクラブが今年度までに5クラブ、民設民営が1クラブでございますけれども、立ち上がっております。運営は保護者会ということで、保護者同士協力し合いながら、よいクラブにするため進めてきたという経緯もでございます。これからも、いわゆる子供たちの視点に立った場で放課後児童クラブを考えてまいりたいと思います。20年度、公設公営を予定しておりますけれども、民設民営の親さんの意見等もまだ調整がしっかりできていないということで、21年になるかもしれませんが、できるだけ早い時期に考えてまいりたいと、かように思っております。

〔2番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 若園五朗君。

2番（若園五朗君） 市長のマニフェストを見ますと、学童保育につきましては学校敷地内ということで、先ほど青木部長から中小と西小の立ち上げということで、敷地内ということでございますが、それ以外の箇所につきましては計画はいかがでございますか。私の調べたところによりますと、平成19年から25年のクラス増、あるいは牛牧小学校、あるいは穂積小学校、あるいは生津小とか中小、西につきましては児童数はふえないんですけれども、実質できるような急増校でございますので、果たしてこの学校敷地内ですべてできるか、今言っているそれ以外の校区の学童保育の方針についてお伺いします。

議長（藤橋礼治君） 市長 堀孝正君。

市長（堀 孝正君） 私の方から、学童保育の基本的な考え方を申し上げておきます。

今、部長からここ1年ぐらいの計画を申し上げましたが、そのとおりでございます。実は私、学童保育におきましては公設公営で、学校の敷地の中というところでマニフェストにしたわけでございますが、御案内のように、瑞穂市はおおよその市と違いまして、合併してから2,000人以上も人口がふえておると、予想もつかないような状態でございます。そんな中で、どこの市町村におきましても今は子供の数が減っておるということで空き教室が出ておりますが、この市だけは、すべての学校が増築を考えなくてはいけない、そんなところございまして、空き教室がございません。そんな中で、敷地もどこも狭いわけでございます。ですから、私はこれまでこの学童保育の件におきましては、学校の敷地の中でできるところはそこでやらせていただく。どうしても調査してできないところは、隣接地において公設公営でやらせていただくと、こういうふうに答弁をさせていただいておりますことは御案内のとおりでございます。そのことに基づきまして、今ちょっとJAの話も出てまいりましたが、これがすべて学校のすぐ隣接地でございます。そういったことも踏まえて、この1年間かけまして、しっかり議会とも

御相談申し上げながら、そういうところを利用して整備をしていきたいと、このように思っておるところでございます。このことにつきましては、議会と十分御相談を申し上げて進めてまいりますので、よろしく願いを申し上げて答弁とさせていただきます。以上であります。

〔 2 番議員挙手 〕

議長（藤橋礼治君） 若園五朗君。

2 番（若園五朗君） マニフェストにつきましては小学校敷地内ということが書いてございまして、答弁はいつもと違って、近隣というふうに最近変わっていることについては理解しております。

それじゃあ教育次長にお伺いしたいんですが、具体的に各校下ごとの1年、2年、3年生を、例えば近隣市町を見た場合、10から15%の学童の受け入れ児童数だと思うんですが、具体的に今言っている中小につきましては10から15名、今現在12名で神社の方でやっているんですけども、西小については6名から7名の該当ということで、西についても将来その計算からいったら20名なんですね。今、部長の言われました中小と西小については、今いろいろと議論していますけど、将来の人数、必ず中小については今の施設で10から15名になるんですけども、必ずそこで対応し、将来はその規模であれば変更しないかどうか、その確認をしたいと思えます。

議長（藤橋礼治君） 福野教育長職務代理者。

教育長職務代理者（福野 正君） 実は直接担当しているのが市民部ですので、私の方は学校の中で今使えるところを整備していく、その場所を提供するという立場でございますので、今若園議員からの御質問ですが、中小学校は遊戯室ですので、収容能力は40人程度あります。中小が200人で、1年から3年の20%仮に行っても、人数的にはクリアできると思います。西小もしかりです。以上です。

〔 2 番議員挙手 〕

議長（藤橋礼治君） 若園五朗君。

2 番（若園五朗君） 市長のマニフェストを見ますと、小学校30人学級の中ということで、今40人学級でやっておる中で、今は40人学級が文部科学省の指定で、30人学級というのは市長のマニフェストの中で、小学校の遊戯室とか、要するに小学校敷地内でこれからクラスをふやしていこうというのに、そういう学校敷地内の施設を使うということについての考え方ですね。その点、学校敷地内と小学校の、今は文部科学省は40人学級ですけども、今度30人学級ということで、非常に考え方が、学校のクラスをこれから多くつくっていこうというのに、学校の中で使うということについては考え方が大丈夫か。例えば今後穂積小とか牛牧小、生津小も今後出てくると思うんですね。そこら辺を、マニフェストは30人と言っておきながら、将来10から15%の児童数を確保するためには、あくまでも将来の児童数を含めた考え方で変更をしない

ように、確認したいんですが、中小と西小については将来その対応ができますかね。変更しない、マニフェストの学級数の30人と両方、お願いします。

議長（藤橋礼治君） 市長 堀孝正君。

市長（堀 孝正君） お答えをさせていただきます。

私のマニフェストには、30人学級をやりますとそこに書いてありません。そういう研究をさせてもらうとっておるだけで、検討すると。絶対にマニフェストにやりますということは書いてございません。このことは、前のときにも御答弁しております。検討をします、勉強会をやりますよというところでありまして。今、新聞とかいろいろ見ていただきましても、よその県でやっておるところもありますよ、一部三重県なんかは。そして、今度は少人数学級でそういう要望も出てくるところがございますけど、私はそういう勉強会はしますけれども、やりますということは一言もマニフェストには書いてございません。検討するということで、今の状況から考えますと、とても瑞穂市では人口がふえつつあります。どんどんまだふえるところがございます。これが減っていくような状況なら、やはり30人学級はやろうと思っただけでありますが、とてもここではできません。だから、私は検討ということではしておりますので、御理解をいただきますようお願いいたします。

今の学童保育、西と中はしっかりと公設公営で取り組んでいきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

〔 2 番議員挙手 〕

議長（藤橋礼治君） 若園五朗君。

2 番（若園五朗君） 私の質問で、マニフェストの実施します、検討するで議論するわけではないので、実際にはそれはまた皆さん御判断してもらおうということで、実際にはこういうのがございますので、とりあえず目標値が市長にあると思っておりますので、今後ともよろしく願いしたいと思っております。

最終的には中小、西小以外については近隣という考え方という、学童保育の方針というのは市長に確認できましたので、時間も来ていますので、次の質問に移らせていただきます。

J A もとすの財産取得に伴う進捗状況、そして今後取得してそこをどう使っていくかということについてお尋ねしたいと思います。

議長（藤橋礼治君） 総務部長 新田年一君。

総務部長（新田年一君） 最初、御質問の J A もとすの各営業所、J A の土地の購入につきまして、関連しております建物の耐震補強工事等、財産取得に向けてどのような考え方を持っているか、進捗状況はというような御質問でございますが、御承知のように平成20年4月1日を合併期日といたしまして、J A もとすほか5農業協同組合の合併が進められております。J A もとすが市内の生津、本田、牛牧、船木、鷺田の5営業所を廃止されるというようなことから、

市への売却についての希望といたしますが、申し出がございました。現在、市ではこれを受けまして、5カ所の営業所の土地につきまして、購入後の活用方法を検討中でございます。二、三の活用方法が上がっておりますが、仮にすべての土地につきまして活用方法が見出せたというような場合を仮定しますと、市がすべての土地を購入するということになるわけですが、その場合、特に課題といたしますか、問題になりますのが、上に建っております建物の価格をどう評価するかというようなことになってくるかと思えます。

土地につきましては、現在、土地の鑑定評価を依頼しておりまして、おおむね年明け、来年1月には結果がいただけるものというふうに考えております。また、土地の上にあります営業所の建物につきましても、同時に鑑定評価の依頼を現在しているところであります。

こうした中で、御質問の耐震調査というか、内容について各営業所における事務所の建物は、大体昭和40年の初めから57年の間に建設された建物が中心でございます。中には外壁、柱等がひび割れがあったり、内部仕上げ材が剥離しているというような状況で、かなり老朽化が進んでいるというような現状でございます。事務所の耐震診断につきましては、既にJAもとす側で実施されております耐震診断に基づきまして、結果をいただいておりますが、これによりますと、生津の営業所以外は大きな地震発生時の振動、あるいは衝撃に対して、何らかの倒壊、あるいは崩壊等のおそれがあるというような結果が出ております。こうした内容の連絡をいただいております。したがって、生津の営業所を除きます四つの営業所の現在の建物を市の財産として活用する場合に、それぞれ対応した耐震の補強工事を施工しなければならないということになると思えます。

今後、建物の耐震補強工事、あるいは取り壊し等に係る費用の積算を行いまして、土地・建物の取得価格の交渉に入りたいと思っております。

市が購入する場合の予算措置につきましては、土地開発基金で取得した後に一般会計の新年度で、目的に応じてそれぞれ行政財産の取得、再取得というような形をとっていきたいというふうに現在では考えております。以上でございます。

〔2番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 若園五朗君。

2番（若園五朗君） 今回、行政財産で買うということで、自治法の中の1億2,000万と5,000平米の範囲内で対応するということですが、前巢南町長である堀市長は、普通財産で、旧穂積もそうですけれども、普通財産で4万3,535という財産を持っておるんですね。本来、行政財産、今言っている庁舎、消防署、学校、公園という目的があって使わなければならない未利用地が瑞穂市の中に4万3,000平米あるということでございます。前の土地開発公社のことを言うようでくだいですが、目的があって買って、実際に使っておらん土地が今すごくあるということは、議員の皆さんも知っているところでございますが、今回、各市町によります

と、JAの土地で取得するのは瑞穂市でございますが、その校区につきましては五つぐらいということ、候補地については全協のときに聞いておるわけでございますけれども、例えば南小の校地面積は1万2,666平米でございます。今現在、あのプール、元雇用促進と言っていましたけれども、あのプールの面積が2,890平米、更地で何も使っていません。南小学校の公園の西には1,910平米、あるいは2,912平米ということで、全部足しても8,000から9,000、今回また買うのを含めると、今言っている農協の土地は2,000あります。学校の南の校地面積が1万二千幾つかあって、プールも利用されていない。そして、公園の南ふれあいの西側のところも1,900まださわっていない。そして2,912平米もあるんですね。また、今回その南小の鷺田のところ2,687平米を買うというような計画がございますが、ほかの学校は基準から見ると非常につつくつつんの中で、確かに南校下は市街地で人口は伸びるんですけども、今言っている未利用地、そして今回買う目的ですね。そこら辺の財産処分なり、その方針をお伺いしたいと思います。JAの取得に伴う一連の話で、お願いします。

議長（藤橋礼治君） 市長 堀孝正君。

市長（堀 孝正君） 今、JAの跡地問題で御質問いただいております。基本的な考えを総務部長からお答えさせていただいたところでございます。

そんな中におきまして、若園議員、特に南地区のことでおっしゃいました。そして、前にこの土地が買ってあるというところであります。今になっては、もう買ってあるわけありますから、これからどんどんと、公園の整備がおくれておりますので、ここは118ヘクタールの市街化ですね、南区におきまして。少なくともその3%は公園をとらなくてはいけないところであります。ちょうどもってこいでありますので、こういったことも充実・整備していきたいと思っております。

さらには、今の農協の跡地ですね。結局学校の周り、やはり学校の敷地には絶対的に校舎が足りないということに三、四年たったらなってくるわけございまして、そんなときになりますと、抜本的なことを考えなくてはならない。そんなときに、プールなんかもあるところから外へ出さなくてはならない、運動場の整備等々も考えますとその近くにちょうどいい、ありがたい土地がありますから、ここでしたらすつといける場所ですから、そういうことも考えられます。いろんなことが考えられますので、できることなら本当に学校のすぐそばでありますので、取得をしてまいりたいなと思っております。

やっぱり総合的に将来を考えましたら、絶対的な学校の面積が足りませんので、そこら辺も御理解いただきますよう、よろしく願いをして答弁とさせていただきます。

〔2番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 若園五朗君。

2番（若園五朗君） 南小においては、今現在426人で、現況の面積の基準からいっても2,000

平米ぐらい校地面積が大きいんですね。今言っている使い方についてはわかるんですが、元プールについては処分するとか、あるいはコミュニティーセンターをつくるとか、そういう計画を持ってくださいと私は言っているんですね。今言っている普通財産をどんどん取得する、今度の農協の土地においても、土地開発基金で今持っておるのは1億8,000万あるんですけども、議会を通さずにやることについてのチェックができないということ。実際には、くどいようですが、普通財産で持っておる4万3,535平米、現在未利用地があるんです。そういうのではだめですよということで、その計画性を持った取得なり、計画を説明してほしいということと私は言っているんですね。今言っている校舎面積が1万2,000、今度取得することによって8,000から9,000平米の土地を取得するんですね。南小の中でやることはいいんですけども、計画を持ってほしい。元プールについては、例えばコミュニティーをつくるとか、あるいは公園をつくるとか、あるいは今回の取得するところについては、耐震調査してだめだったら学童保育の施設を20から40ぐらいの児童が必要ですので、つくるといような方針があるかないか、そこを確認しているんです。お願いします。

議長（藤橋礼治君） 市長 堀孝正君。

市長（堀 孝正君） 先ほども申し上げましたけれども、ありがたいことに、学校の隣接地がありますから、本当にすべての学校が教室が足らんような状況でございます。先ほど言いました西と中だけがあれで、あとは本当にすべていっぱいいっぱいなんですね。ですから、ちょうど隣接地でございます。学童保育のこともございます、そういったところは。ですから、私どもとしては隣接地ですから、何とか取得をさせていただきたいなど、このように思っております。

先ほど、いろんな土地がある。それらのことにおきましても、これから公園とかいろんな整備をしていくと私は申し上げておるわけでありまして。公園の面積も、はっきり申し上げましてこの瑞穂市は21市の中でも人口1人当たりの面積は断トツに低いわけでありまして、そういったこともよく市民の皆さんにオープンにしまして、こういうふうだから公園が足りませんから整備させていただきますよと、こうやってお話を申し上げながら事業を進めてまいりたいと思っておりますので、よろしく願いをして答弁にかえさせていただきます。

〔2番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 若園五朗君。

2番（若園五朗君） 今回、予算につきまして土地開発基金で買われるということでございますので、事前に議会と十分議論しながら、案を市長の専決でやることなく、鑑定評価、そこら辺を含めてお願いできるか、そのことを確認しておきたいと思います。

その点と、そしてJAもとすの5地区プラスJAの南側の立体駐車場。要するにJAは使うやつだけは残しておいて、今度合併したらある程度瑞穂市にお伺いします、どうですかという

ことで、全部今回買う計画があるんですけども、駅南のあのいい立体駐車場を瑞穂市が確保する計画はあるかどうか。要するにそういう土地ばかり買うんじゃなくて、瑞穂市として駅を中心とした開発を含めて、ＪＡとの駆け引きはできないか。もう一回言いますけれども、取得について、土地開発基金で買うことはいいんですけども、議会に見えなく、専決されるような形になりますので、それをきちっと契約する前、すべての耐震調査、あるいは評価に基づいたことをすべて議会に提示して、最終的に一般会計で買うという手順をとられるか、２点お伺いします。以上です。

議長（藤橋礼治君） 市長 堀孝正君。

市長（堀 孝正君） 総務部長が申しあげましたように、このことの鑑定も、土地家屋調査士に鑑定を依頼しております。耐震の調査も必要ですから、そういったことも公表して、もちろん皆さんにお知らせしますし、勝手にやるわけではございません。そこら辺も御理解いただきたい。

今、要らん土地ばかり買って、肝心のＪＲのところの２階建ての駐車場のところはどうかというような話がありました。大変よい御質問でございまして、駅の周辺開発も考えなくてはいいけません。これも、はっきり申し上げまして、もちろん市がやるわけでございますけれども、やはり国土交通省の駅周辺開発のメニュー、そういったところから大きな補助金が入るようなものでやらなかったら、抜本的な駅周辺の開発はできません。市の単独の予算でちょこちょこやったって何も変わりばえもしません。思い切ったことをやろうと思って、将来を考えようとしますと、やはり国土交通省の駅周辺開発とか、そういう補助のメニューを入れんことにはできんわけであります。そんな関係もございまして、今ここで一朝一夕にどうかということは言えません。

いずれにしても、土地を買うことにおきましては、鑑定をいただき、よかったなと言われるように持ってまいりたいと思っておりますので、よろしく願いをして答弁にかえさせていただきます。

〔２番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 若園五朗君。

２番（若園五朗君） 質問の４番で、瑞穂市の入札契約についてお尋ねしたいんですけども、今指名競争入札とか随契がございますけれども、非常に時間が少なくなりましたので、その中で、県では総合評価方式というのを１８年度から取り入れています。具体的に地域要件、あるいはボランティア活動をやっている業者とか、あるいは企業能力とか施工能力ということで、そういう別に経営能力の評価以外に総合評価方式を県が取り入れているんですが、具体的にその点数について、瑞穂市においても点数を含めた、一般競争入札等を含めて今後検討されていくのか、確認したいと思います。

議長（藤橋礼治君） 新田総務部長。

総務部長（新田年一君） 自席で答弁させていただきます。

入札ということの御質問の中で、特に総合評価方式について取り上げて御質問をいただいておりますが、まず瑞穂市におきます入札契約についての考え方の現状について答弁をさせていただきたいと思っております。

まず一般競争入札、あるいは指名競争入札の区分についてであります。一般競争入札につきましては、まず電子入札システムを構築してから、随時事務的な手続もございまして、試行的な導入を目指して現在進めております。

現状では、電子入札を年内に試行的に5件実施をいたしました。早期に整備を図りながら、今後、事後審査型の制限付一般競争入札の実施要綱というものを作成しておりますので、これの公表に向けて、一般競争入札の導入に向けて進めていきたいというふうに思っております。

こうした体制整備を図りながら、自治法の施行令で言っております工事の規模、あるいは金額、工事の性質、あるいは目的、その内容をそれぞれ考慮しながら、建設工事等請負業者の選考委員会でケースごとに審議を行いまして、これらの入札の方法、あるいは契約等の方法についての使い分けを審議して実施をしていきたいというふうに思っております。

こうした中で、先ほどお話のありました総合評価方式というのが出てくるわけですが、今年度、国土交通省の指導もありまして、県の指導を中心に岐阜県の中で試行ではあります。審査会を共同設置して、総合評価方式を実施していこうというような方向がありまして、本市からも土木工事関係で1件、県の審査会にお願いしまして、総合評価方式を実施したというような経緯がございまして、そんなような状況でございまして。

議長（藤橋礼治君） 以上をもちまして、翔の会代表の若園五朗君の発言は終了しました。

続きまして、新政会、星川睦枝君の発言を許します。

星川睦枝君。

15番（星川睦枝君） 皆さんおはようございます。議席番号15番 星川睦枝です。

ただいま藤橋議長及び新政会、棚瀬会長に質問の指名をいただき、代表質問をいたします。

今回の新政会代表質問は4点、小簾紅園「和宮遺跡」について、下水道の方向性について、国道21号線について、農産物の販売等についてを順次自席から質問いたします。よろしくお願いいたします。

議長（藤橋礼治君） 星川睦枝君。

15番（星川睦枝君） まず1点目の質問でございまして、小簾紅園「和宮遺跡」文化財についてをお尋ねいたします。

瑞穂市には、伝統や文化、古い歴史が多くあります。瑞穂市の西を流れる揖斐川沿いの呂久地域に小簾紅園「和宮遺跡」がございまして、春は4月26日、秋は10月26日、皇女和宮様が中

山道を江戸へ御降嫁の折、呂久の渡しを渡船されたことを記念しまして、その遺徳をしのび、毎年2回の例祭が行われております。

そこで質問いたします。以前から地元保存会の皆さんからも、今の現状でよいのか、もっと何かすべきことがあるのではないかと声が出ている中で、私は教育委員会の資料に掲載されている中身を読んで感動しました。瑞穂市の大きな財産でもあり、歴史的なものがありながら、もう少し世の人々に知ってもらう必要があるのではないかと、瑞穂市として今後どのように考えておられるか、お伺いしたいと思います。

議長（藤橋礼治君） 福野教育長職務代理者。

教育長職務代理者（福野 正君） 議員御質問の小簾紅園についてお答え申し上げます。

小簾紅園は、1861年に皇女和宮様が14代将軍家茂公に御降嫁された折に、呂久の地で落ちていくもみじ葉に、御自身の身を重ねた歌「落ちてゆく 身と知りながらもみじ葉の 人なつかしくこがれこそすれ」とお詠みになった御縁から、昭和4年に地元有志を中心に造園された公園でございます。市では、この小簾紅園を市の指定文化財の史跡として史跡保存をしており、さらに地元保存会で開催される年2回の例祭について補助金を交付しております。

平成17年に、産業経済課と共同で「瑞穂市散策路」というパンフレットを作成し、市内の史跡・文化財・お祭りなどを紹介しており、このパンフレットを市民センターなどの市内主要施設において、市内の史跡散策に御活用いただいております。

現在の指定文化財は61、市内にあります。特に中山道沿いには美江寺宿の本陣跡、一里塚跡、美江寺城跡、美江寺観音のお蚕祭り、自然居士之墓、伊久良河宮跡、数多く存在しており、県の補助事業であります景観まちづくり事業を美江寺という自治会が指定を受けて、自治会の皆さんが中心になってパンフレットの作成、案内標識など、美江寺宿を訪れる皆さんへのPRに努めていただいております。また、市内には輪中堤や水屋など、水との闘いに関する史跡も多く残っており、この地域の特色を先人の遺跡からうかがい知ることができます。

教育委員会としましては、文化財保護意識の高揚を図ることが文化財保護の大きな柱と考えております。市内の小学校の先生にお願いして、副教材、小学校の3年生に使うわけですが、「瑞穂の文化財探検」を今つくって、学校の授業にも活用しておりますし、子供たちへも市内の文化財について伝承をしております。

今後もいろんな機会をとらえて、文化財保護意識の高揚を図ってまいりたいと考えております。

議員さんの御質問の中で、今後もっと何かすべきではないかという御意見でございますので、文化財保護審議会、あるいは直接こういう文化財をPRしていくといいますが、観光的に使っていくという商工観光を担当しております都市整備部の産業経済課と調整をして進めてまいりたいと考えております。以上です。

議長（藤橋礼治君） 星川睦枝君。

15番（星川睦枝君） ありがとうございます。

教育委員会としての立場では、今の方向性としての答弁は、その辺だと思っんですね。やはり今後、この和宮さんの公園を生かすには、幾つかの問題等が出てくると思っんですが、今、代理者から御答弁いただいた中で、教育委員会にはすばらしい資料がたくさんあるんですね。小簾紅園のものとか、そしてまた美江寺のお祭りの件とか、そしてまた柿の絵が載っている富有柿の産地でもあるとか、こうした資料がいっぱい保存されているんですけども、これがなかなか市民にどこまで読んでいただいているかと。今、学校3年生の生徒にという御答弁もありましたが、私はやはり義務教育の中で瑞穂市としてのアピールというものは、中学3年生までこうしたものもしていただけないかなと。3年生だけという決定をしないで、物覚えのいい3年生でしょうけれども、そして呂久のお子さんは知っていらっしやるんですけども、なかなかその辺のところアピールがもう一つというところもあるうと思っんですね。

私、先ほどこれを生かすには何点かの問題等が出てくる中で、部長さんの方で答弁をお願いしたいんですが、一つとしては、公園の歴史資料館というものをつくるとすれば、あの周辺の整備も当然出てくる。そして公園の東に民間の倉庫というか、何か建物があるんですが、そうしたのも周りの方々の協力も必要となってくる。

もう一つは、中山道の松並木、要は関ヶ原とか垂井の松並木があるんですけども、あのコースを美江寺宿場のお祭りとお合わせたコースを再現といいますか、松並木のような考え方も案として持っていただき、そしてそうした中にまたミニ公園の設置、これは大月の江川634から635番地の瑞穂市の土地が約700平米あるんですが、そうした場所を休憩所という形ですね。そうしたものにできないかなという思いをしているんですが、今この質問の中で資料館、そして中山道の松並木の再現、そうした公園の設置、担当部署の部長さんの方から御答弁がいただけたらなと思っんですが、よろしくお願ひします。市長でも構いませんので。

議長（藤橋礼治君） 市長 堀孝正君。

市長（堀 孝正君） 星川議員さんの小簾紅園「和宮遺跡」の関係につきまして御質問でございます。実はこの和宮史跡の保存会の会長を、私、平成元年から12年間務めさせていただきました。そのときに、本当に地元の皆さんにおきましては、1年に2回例祭を、よく面倒を見ていただけるといっうか、御努力いただいておりますね。私、そのことには本当に頭が下がる思いをいつもしておったわけでございますけれども、私もその時点に何かまちづくりの活性化、またこの歴史をうまく保存して活用できないかということ、自分もその当時から考えておったわけですが、やはり巢南当時、道路行政がおくれておる、さらには平成4年あたりから下水道の関係が出てまいりました。特にそんな中で、この呂久の方だけ一番に平成6年から取り組

ませていただいたということもあって、置き去りになってきたわけです。

なかなかあいう1万や1万どんだけの町で、何かうまくと、先ほどありました歴史資料館とか、ちょうど中山道が走っております旧のところが残っておりますが、あの部分を松並木とか、そのときにもおっしゃるようないろいろなことを考えたわけでございます。今度市になったわけでございますので、私も商工会とかいろんなところを巻き込んで、何か考えられないかと、私もそういうことを12年間やってきた人間でございますので、思っておる一人でございます。

今後、役所の中におきましても、このことも少し問題にしまして協議をしたいと思っておりますし、また議会の産業建設委員会の皆さん方にも御相談申し上げ、また商工会の方にも何かいい案がないか、そこら辺も御相談して、何かいいものを生み出していきたいと、こんなことを私としては思っておるところでございます。

まだ役所の中では話をしておりませんので、担当部長といいましてもそれらのことはお答えできません。まことに申しわけありませんが、そういう気持ちを持っておることだけ御答弁させていただいて、何らかの形と思っておるところでございます。また御相談をかけますので、よろしく願いを申し上げて、答弁とさせていただきます。

〔15番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 星川睦枝君。

15番（星川睦枝君） ありがとうございます。

私、こういったものは今市長がおっしゃったように、商工会とか、いろんな方々のお力添えを得ながら進めていかなければできないものだと私も思っております。

そういう中で、以前、旧巢南のときに、富有柿は巢南が発祥地だと。ところが、本巢市へ行きますと、富有柿は本巢が発祥地だと。どちらが本当なのかなとか思ったこともあるんですが、そこで巢南のイベントがあるたびに、こういったところでミス富有柿とか、そうしたコンテストをしたらどうだということも提案したころがあったんですが、なかなかそうしたものもできなかったと。和宮様は16歳というお年で、若くしてこういうかたい御意思を持ってやられたという、やはり女性の鏡でもあるような方でございますし、ぜひそうしたミス和宮とか、いろんな工夫もあるのではないかとということも思っております。

それと、4月26日に10月26日の2回あるわけですがけれども、この4月26日というのは小簾紅園ができた日を記念した日と。10月26日は和宮様が通られた日と。年2回というのも大変なことでありまして、10月26日が通られた日であれば、その日一本にし盛大にやられたらどうかなという思いもしております。

いろいろなこともあるわけですがけれども、もう一つ、瑞穂市の中に文化財はたくさんあっても、ほかのことで瑞穂市にこれがメインだというものは何でしょうかね。他の21市の中で、瑞穂

市はこれがどなたに見ていただいても、聞いていただいても、自信があるというものって、市長さん、ちょっとお伺いしたいんですが。

議長（藤橋礼治君） 市長 堀孝正君。

市長（堀 孝正君） はっきり申し上げまして、星川議員から瑞穂市に何が誇れるんだという御質問でございます。私も、考えたら何があるかと。以前、御案内のように、皆さん方が瑞穂市の中の宝は何があるかということをよくおっしゃいました。一つは、穂積駅ですね。そして、一つは16本の1級河川、そしてもう一つは、この5万のまちの中に朝日大学という大学があると。これが宝だということでございます。それじゃあ、確かにこの瑞穂市はバイパスもあれば駅もあります。地の利がよくて利便性はいいところでございますけれども、それじゃあ駅のところへ行って本当にこれがよそに誇れる駅かといいましたら、駅には乗降客があつて、パーク・アンド・ライドで、車をこっちの方へとめておいて、まさに通勤だけの駅であります。駅前へ行ったら食堂もない。板東英二がテレビの収録に来ましたら、おりまして「何も無いところだな」と言ったのを皆さん御記憶だと思います。そのとおりできておりません。そんな状況でございます。

そして、二つ目の宝でございます16本の1級河川、はっきり申し上げまして、河川は確かにあります。中の13本の河川の整備を、やはり宝でありますなら、きちっと整備しまして、それぞれの堤防に全線桜なら桜を植えたならば、それは将来、誇れるものになると思います。これをいかにして整備するか、これは各務原におきまして川のふちを、今25キロのうち18キロ桜を植えて、水と緑の回廊というふうでやっておられます。こういったものを議会の皆さんからもどうだとおっしゃれば、こういったこともできます。

大学もでございます。この大学の周りの環境を整えて、この大学を生かして一つの大きなイベントをやる。こういうことも考えられるわけでありましてけれども、議員おっしゃるような歴史的、文化的なものといえますと、やはり和宮遺跡です。これ川で向こうへ飛んでしまっている。前はこっち側にひっついておったんですからね。大正時代に改修されて向こうへ行ってしまったんです。そうしたことから本当に道がなく、中山道69次がございますが、美江寺は56次でございます。そこにある史跡です。本当に和宮がおちていく身と、婚約者のことを思ってかけ合わせて詠んでおる歌でございます。本当にすばらしい思いを詠んでおる歌があるわけありますから、それをもっと大きく、市民にまず伝え、市民と一緒にこの中山道でありますので、生かすことが考えられないか。私、自分でも思っておるところでございます。今後、知恵を出し合つて、何かできんかと思っておりますので、きょうのところはその辺で御答弁とさせていただきますので、よろしく願い申し上げます。

〔15番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 星川睦枝君。

15番（星川睦枝君） ありがとうございます。

前向きにしていきたいと思います。

私、瑞穂市に何がメインかということをお尋ねしましたのは、私は2年、副議長をやらせていただきまして、各市町に行きますと、順番に正副議長会で、例えば関ですと関の刃物、そうしたことを研修しまして、また美濃市へ行きますと美濃紙の工場、そうしたところを研修させていただく中で、実は瑞穂市もあと二、三年で当番が回ってくるのではないかなと思っております。これ21市の中で順番に担当で回ってくるんですが、じゃあ瑞穂市で会場、そしてメインのものをさせていただく場所、さあどこを見ていただいたらいいのかなと思いつつ、ほかの研修をさせてもらったんですが、そういったことも踏まえながら、この瑞穂市のよさを考えていっていただきたいという思いをしております。当然私らも努力しなければいけないわけですが、今の市長の答弁を信じて、この1点目の質問を終わらせていただきます。

2点目の質問に入らせていただきます。

瑞穂市の下水の方向性について。

下水道は、市民が文化的な生活を営む上で必要不可欠なものであります。平成18年度末の瑞穂市の水洗率は38.1%と低迷しているが、瑞穂市の現在の下水道の加入推進の方向性、瑞穂市の水環境整備を進める上での基本的な構想をお伺いしたいと思います。

議長（藤橋礼治君） 河合水道部長。

水道部長（河合 信君） 議員御指摘の38.1%、これは汚水処理人口普及率というふうに言います。これは瑞穂市内に公共下水道事業、それから農業集落排水事業の処理区の人口と、処理区域外の合併処理浄化槽の人口を瑞穂市の住民基本台帳で割ったもの38.1%ということになります。ちなみに、岐阜県の平均は81.1%でございます。

また、つなぎ込み率というのがあるんですが、これは西の処理区で58.7%、それから呂久の処理区で97.5%、別府の処理区で29.4%ということになります。

加入促進、要するにつなぎ込み率を上げるには、私は次の3点に留意して検討することが重要であるというふうに考えております。一つ目が、処理区の今の経営状況というものははっきりつかまなければいけない。その中の受益者の意識、認識を含んだ実態調査というものも必要ではないか。二点目が、これだけ低いのは、何が課題であるかというところ辺をはっきりさせていく。三つ目が、課題を処理するための具体的な施策は何かというところ辺を観点に進めることが重要であるというふうに認識をしております。これにつきましては、現在、上下水道事業運営審議会を行ってもらっておりますが、その答申を受けて、具体的な施策について議会の方に提案したいというふうに思っております。

次に、水環境整備ということですが、これはまず何のために水環境を整備するのかということを通認識することが重要であると思っております。水環境を阻害しているものはど

ういうものがあるか。私どもが小さいころは、本当に小川のせせらぎというものがありましたが、それをどう取り戻していくのか。それから、一番の原因は、私どもの文化生活を望み、それから欲望のまま突っ走ってきたことへの報いであるというようなこととっております。それが水環境の水質汚濁であるということを私ども自身が再認識しなければいけないとっております。

その水環境整備の手法といたしまして、ハード面では、集合処理としての下水道整備、また反面、個別処理としての合併処理浄化槽というものがあるというふうに認識しております。ソフト面では、環境浄化の啓蒙活動、先ほど言いましたが、どうしてこういうふうな水環境になってしまったのかというところ辺をもう一回教育と協力して啓蒙して必要があるというふうに思っております。またハード面の環境整備につきましては、今の下水道経営の現状というものを公開すること。そして、地域の実情、経済性について広く意見を聞いて、市民にとって本当に必要な手法は何かを十分に議論することであるというふうに認識をしております。以上であります。

〔15番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 星川睦枝君。

15番（星川睦枝君） ありがとうございます。

生活が豊かになればなるほど、また反省しなきゃならない部分もたくさん出てきたわけでございます。今の部長の答弁をいただき、この審議会も設定していただいて、お話し合いされているさなかでもある中で質問させていただいているわけですが、加入率がなかなか難しいというのが一番問題点になっているとっております。そういう中で、じゃあどうしてその加入率を高めたらいいのかと。値段的な問題が今出ているのもあるわけですが、値段の問題は当然絡んでくるんですけれども、現在の下水の推進の見直しとして、当時、巢南のときに西地区の場合、35万円が、合併協議会のときに15万円と決定されて、それがさらに2年間以内の供用の場合は5万円の補助金が出ていたと。2年間以内の補助金が延長できませんかということをお聞きしたいんですが、これ合併協議会の協議の中で2年間という、下水というものは順次地域の中で進めていく事業なんですよね。それをあえて2年という定め方が、私ちょっとわからないんですが、それで2年済んだからということで補助金の5万円が切られてしまっていると。今後、市長のマニフェストもさることながら進めていく中で、当然そうしたのもももう一度考えていただく余地はないでしょうか。その辺ちょっとお聞きしたい。市長の方でお願いできますか。

議長（藤橋礼治君） 市長 堀孝正君。

市長（堀 孝正君） 星川議員さんの、下水道の方向性ということで御質問をいただいております。議会の方からこういった御質問が出てまいりまして、私としても本当にうれしく思っ

おるところでございます。

御案内のように、現在の瑞穂市の状況は、平成4年の県の平均のレベルでございます。37.7%が平成4年、そのときから用意ドンで岐阜県の99の市町村、やってないところは全部同時にかかったわけでございます。それが今平均が81.1%でございます。全国の47都道府県の平均が82.3%、岐阜県と全国と変わりません。そこまで進捗しております。このまちは、15年間おくれておりますし、これから計画してやろうと思ったら、20年間おくれておる。数字で確実にわかるわけでございます。この点も御理解いただきたいと。

なぜ、それじゃあやったところがつなぎ込みをしないかであります。

まず、この西におきまして、私はこういう説明をしましてまいりました。合併浄化槽の使用料が高くても10%ぐらいアップですよと、そういうふうで説明をしましてまいりました。それが、使用料金が県内でも一番高いレベルで設定してございます。本当は、一番初めにやりました巣南の呂久の料金ぐらい、呂久でも北方より高いわけでありまして。そのくらいですといいわけですが、使用料の問題がございまして。さらには、こちらにおきましては手法が、いつでも好きなときにつないでもらえばいいよ、そういう方式の下水道でありますので、それが言えない状況であるということも御案内のとおりでございます。

それでは、今議員御質問があります、もう一遍5万円ぐらいのつなぎ込みを出したらと、おっしゃるとおりでございます、私どももそういったことを考えております。これも議会の皆さんの御理解をいただいたら、そういう形で少しでも早くつないでいただけるように、そんなこともこれから皆さんと議論してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げ、いずれにしても実態がどうなっておるか、やはり議会の皆さんも把握をいただきまして、何とか瑞穂市の16本の、そのうちの13本は中にございます。水質を見ていただいたら、上の方と下の方を比べていただいたら、いかに大事かということがよくわかります。やれば、いかに水質がきれいになるかというのがわかります。このことをぜひともいま一度お考えいただきたいと、そのことをお願いして、私の答弁とさせていただきます。

〔15番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 星川睦枝君。

15番（星川睦枝君） ありがとうございます。

やはり前向きに物事を進めるにおいては、先ほどの質問でも言いましたように、いろんな方々の御意見とお力添えをいただかなければでき上がらないと。言うまでもないと思っておりますが、それには再度、各地区の自治会が中心となった下水推進協議会、そういうものを地域ごとで協力していただくとか、実は私のところは古橋南の方ですが、一部の方は行く行くはそうしたものもやらなきゃならないから積金をという声も出ている組があるんですが、そういう自治会の区長会でも自治会長会の会合にでも、そうしたお力添えのお話をそういう場でしていた

だけると、一歩前進的な部分も出てくるのではないかと考えております。

それと、ほかに今下水地区の拡大の方向性で、法律的には問題があるわけですけど、例えば西地区、公共下水の地区で呂久の一部、大月の一部ございますね。あの辺は今のところできない、そして古橋の一部、中学の通りですね。そうしたところをつなぎ込めるように拡大していくという考えは、今のところどういうふうですか。

それと、コミプラ下水の地区で、駅北、駅南の辺も今後どういう考えなのか。その辺のところをちょっと御答弁いただきたいんですが。

議長（藤橋礼治君） 河合水道部長。

水道部長（河合 信君） 今ある処理区のエリアを広げるといってお話かなというふうなことを考えております。それも手法の一つではありますが、いろんな制約がありますので、県の方にも協議をし、一番大切なのは地元との協議かなと。例えば西処理区についてでも、要はあのエリアで皆さんが合意をしていただいたという経緯がありますので、言ってみれば呂久の三軒屋のことだと思えますが、それと古橋の中学校の南ですかね。あの辺のことを言ってみると思いますが、地域住民の感情とか、そういうものも考慮して、県とも協議をしなければいけない。なかなか簡単に、それならいいですというような感じでいける問題ではないなということは認識しております。でも、それもこれからの下水を進める上では一つのいい方法かなと思っておりますが、現時点でははいよろしいというような答弁はちょっとできないと思っております。

〔15番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 星川睦枝君。

15番（星川睦枝君） この下水の問題について、あと1点だけ、同じことが言えるんですが、市町村地区の連携の方向性、本巢市農業集落排水事業の地域、要は北方、公共下水道の地域と高屋地域、重里、あの辺の境のところでも向こうはできていると。そして、向こうはもう処理場所ができている。そこへつなぎ合わせるというような方法は何かお考えしていらっしゃる部分はありますか、ちょっとその辺をお聞きます。

議長（藤橋礼治君） 河合水道部長。

水道部長（河合 信君） 今星川議員さんがおっしゃってみえることは、行政区域外への接続というようなことだと思います。

今現在は、瑞穂市は北方町と、これは法律に基づいてやっておりますが、それは下水道法の第24条第1項並びに地方自治法の244条の3第2項の規定に基づいて、平成14年6月28日に北方町公共下水道の利用に関する協議書というのが締結されております。その中身は、環境整備、それから地域住民の利便性の向上を図るため、瑞穂市の住民が下水道施設を利用できることに関し協議してございます。利用できる区域としましては、そこに書いてあるのは、瑞穂市の馬

場の春雨町1丁目1番から31番というふうに規定はされております。この手法は、区域が小さいということと、それから受け入れる側の処理能力というのに影響がないということから、都市計画法、それから下水道法に基づく手続が必要でないということで、協議書に基づき実施をしているということでもあります。

それと、この下水道法第24条には行為の制限ということが書いてあります。協議書によって下水を利用している下水道管の方に新たに他のエリアを取り込むことはできないというふうに法律上なっております。新たにエリアを、要は馬場春雨町でこれだけの区域がありますと。そこへほかのところからそのエリアにつなぎ込むということはできない。それから、新たにエリアを設定して北方町の施設に取り込むには、当然北方町との協議、それから県の許可をとる必要があります。それ以前に、北方町がそれだけ受け入れるキャパシティがあるかというところ、それからそういう方法でいいのかというようなところもこれから議会の方と一緒に協議をしていきたいというようなことを考えております。

〔15番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 星川睦枝君。

15番（星川睦枝君） ありがとうございました。

それでは、続いて3点目の質問に入らせていただきます。

国道21号線について、現在は長良川穂積大橋から穂積中原交差点までが21号線6車線が完成して、交通の渋滞が緩和され、上穂積交差点から大垣和合インターまでの6車線の早期完成ができないものか。よろしく願いいたします。

議長（藤橋礼治君） 後藤調整監。

調整監（後藤伸夫君） 議員質問の国道21号の6車線化についてお答えします。

国道21号は、岐阜地区と西濃地区を結ぶ重要な幹線道路でありまして、地域連携軸としての強化が求められておりますし、慢性的な渋滞の緩和や交通の安全の確保が強く求められております。

平成17年の6月に、議員が今言われましたとおり、穂積大橋から穂積中原交差点まで6車線化が完成しました。これによりまして、朝夕の渋滞が大きく緩和されました。引き続き大垣方面への6車線化に向け、積極的に要望活動を続けたいと思いますので、よろしく願いいたします。

〔15番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 星川睦枝君。

15番（星川睦枝君） この岐阜南部横断ハイウエーの図面を見ながら質問させていただいているわけですが、これについては県の事業の中で、調整監のお力添えで早期推進していただきますようお願い申し上げて、これについてはお聞きした中で結構でございますので、

ありがとうございます。

それでは、最後の質問、農産物の販売についてをお伺いしたいと思います。

瑞穂市などで生産した農産物を、顔が見える、話ができる直売所を設置し、地域の農業と関連産業等の活性化を図り、地産地消の推進を図るために設置計画がないか、お伺いしたいと思います。

議長（藤橋礼治君） 松尾都市整備部長。

都市整備部長（松尾治幸君） 星川議員さんの農産物の販売の件でございますが、農産物販売所の設置に向けましては、検討会を平成13年度から平成14年度までに5回行っております。新市になりましてから、農産物販売所設立準備委員会で4回ほどの会議を設け、また販売所の先進地の視察等も実施し、調査・研究をしまいいりました。この結果、民間が主体となって経営ができ、農産物の生産から販売までの一連の運営が可能な経営者は、現在の状況では本巣郡農業協同組合が経営する以外に方法がないことや、採算面での検討課題があるということ調査・研究受託者であります瑞穂市農業振興会より、平成18年2月28日付で市長に報告を受けておるところでございます。

現在、富有柿につきましては、路肩販売所等で、交通渋滞、また交通事故等も発生しているため、点在している路肩販売者を直売所に誘導しながら、瑞穂市内で生産した安全で安心、新鮮な農産物を販売できる直売所、これは地産地消の意味からもございますので、今後も地域の農産物生産者とか、本巣郡農協、来年の4月から合併するわけですが、十分協議しながら、農産物の直売所の設置に向けて検討をしていきたいというふうに思っておりますので、御理解を賜りますよう、よろしく申し上げます。

〔15番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 星川睦枝君。

15番（星川睦枝君） ありがとうございます。

これについては、今13年度から14年度、これも旧巣南のときからいろんな課題が残されている問題等でありました。

もう今、柿の時期が済んだところでございますけれども、やはり柿の時期になりますと、十九条、県道、呂久の橋の間、本当に車がとまって渋滞する場所でございますけれども、やはり事故が起こってからでは、なかなか後の問題等でお互いに困りますし、合併してから4回という会議を重ねていらっしゃるという御答弁をいただきましたので、なお一層前向きに御検討していただければありがたいと思っております。

私の質問4点、これで終わらせていただきますので、ありがとうございました。

議長（藤橋礼治君） 以上で新政会代表の星川睦枝君の発言は終了いたしました。

ここで、議事の都合によりまして、10分間の休憩をとります。

休憩 午前11時08分

再開 午前11時20分

議長（藤橋礼治君） ただいまの出席議員は18人であり、休憩前に引き続き会議を開きます。

日本共産党瑞穂市議員団、小寺徹君の発言を許します。

小寺徹君。

11番（小寺 徹君） 議席番号11番、日本共産党の小寺徹でございます。一般質問を行います。

9月の議会に続きまして、第1点目は後期高齢者医療制度について質問をいたします。

質問については自席で行います。よろしくお願いいたします。

質問いたします。

後期高齢者医療制度が来年の4月から始まるということで法律で決められております。この内容は、75歳以上の方を、その他の人たちと別の医療制度をつくって、そこへ加入させるという制度でございます。この制度が始まりますと際限なく保険料が上がり、負担増になるという点と、高齢者、75歳以上の人たちに医療の差別が生まれる、そういう状況になってくるといふ点を質問の中ではっきり浮かび上がらせながら、質問をしていきたいと思っております。

今、周りの高齢者の皆さんには、こういうのはどうもならんと。ぜひひとつ中止撤回をしてほしい、そういう声も起きているのが現実でございます。

それで、まず第1点目の質問といたしまして、この制度は2年ごとに保険料を見直す、改正をするということになっております。何を根拠に見直しをされるのか、それがまた値上げにつながるのかどうかについて質問をいたします。

議長（藤橋礼治君） 青木市民部長。

市民部長（青木輝夫君） 2年ごとに保険料が改正されるということでございますが、岐阜県後期高齢者広域連合の広域計画におきまして、19年度から24年度までの6年計画が立てられております。その後は5年を単位に見直すこととなっております。その広域計画の中で、保険料につきましては2年ごとに見直すこととされております。保険料は、後期高齢者医療制度加入者の医療給付費の総額から、患者負担分、公費、若年者が負担する後期高齢者支援金を除いたものを保険料として加入者に負担していただくこととなります。

算定の始まりは、医療給付費総額ですので、医療費がふえれば保険料として負担していただく額もふえてくるわけでございます。逆に医療費が減れば、保険料として負担していただく額は減ります。2年ごとに医療費の動向を見て立て直していくものでありまして、今現在において、2年単位で必ず保険料を上げていくものと決定されておられません。このことを御理解いただきたいと思っております。

〔11番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 小寺徹君。

11番（小寺 徹君） 今の答弁では、高齢者の医療費がたくさん要る、たくさん使用する、給付を行ってくと保険料が上がるという一つの算定基礎になってくるとということが答弁されました。当然これから医療が高度化し、そういうのを利用すれば医療費も上がってきます。

さらにもう一つの要素として、高齢者の人口比率が高まってくると、それも保険料に反映し、保険者の後期医療制度の負担金がふえてくると。現在は保険全体の1割を保険料で見合うということになっているんですが、人口がふえていくと、その負担率を1割から11%、12%とふやしていくと。そういう制度にもなっておるとということ、私が調べた結果でなっておりますが、それは事実かどうか確認したいと思います。

議長（藤橋礼治君） 青木市民部長。

市民部長（青木輝夫君） 今、申しあげましたとおり、いわゆる全体の高齢者の人口がふえるということでございますけれども、全体の医療費がどれだけ上がるかということによって定まってくるかと思えます。高齢者人口がどっと増大しても、医療費がそれだけ伸びなければ、それだけ保険料が上がらないということになります。いわゆる高齢者がいかに健康で過ごしていただくかということが一番ポイントになってくるかと思えます。

〔11番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 小寺徹君。

11番（小寺 徹君） 今、この保険料の算定は、そういうことで医療費との関係がございます。そういう点では、今後、老人の皆さんが健康で、医者にかからないという方向になれば非常にいいわけですが、高齢者人口がふえていくという中で医療費が高くなって、保険料の負担増になっていくということが懸念されるという点で、非常に心配の声も上がっておりまして、これは事実でありますので、そういう点をひとつ指摘しておきたいと思えます。

それから2点目に、この制度が老人の人たちの医療を差別する、そういう制度になっていくということで、現在、医療の診療報酬制度というのが討議をされておりまして、その中で、75歳以上の老人の方たちは別立ての診療報酬体系をつくるということが、今、動きとしてございます。そうなりますと、今の方向としては、老人の皆さんに対して医療費をなるべく使わないというのがこの法律の中の趣旨だということで、そう動いておりまして、老人の方たちの何々病については医療費の最高限度をこれまでにするという定額制で抑えていくというような診療報酬制度になって、思うような病気の診療を受けられない。また、受けようと思えば、それ以上の診療をした場合でも、医者は保険がありませんから、病院、医者の負担になってしまふと。そういうようなことになってくると、今、動きとしてあるんですが、そういう点は事実かどうか、そうなるのかどうか、お尋ねしたいと思います。

議長（藤橋礼治君） 青木市民部長。

市民部長（青木輝夫君） 後期高齢者の方と他の保険ですね。社保、共済、国保、いろいろございますけれども、他との比較におきまして、診療内容について違いがあるわけではないということでございます。ひとしく医療機関におきまして医療を受けていただけるということになっております。この後期高齢者医療制度によって医療差別が行われるということは、現在私どもは理解をしておらない状況でございます。

〔11番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 小寺徹君。

11番（小寺 徹君） それはちょっと認識が不足しておるんじゃないかと私は思います。診療内容は変わらなくても、診療報酬として、こういう治療をやった場合、保険組合からどれだけお金がおりるということを診療報酬制度の中で決めていくわけですね。医者は、同じような診療をしても、その診療が保険からおりないということになると思うような診療ができないということですね。保険がおりないような診療はできないということで、診療報酬の制限をしていくということの中から、私は医療の差別が年寄りの方に出てくるということを指摘しておるわけでありまして。そういう点で、将来、年寄りの方たちが本当に長生きして、健康で、自分の思うような治療ができなくなるのではないかとということ、この大きな動きの中から、診療報酬の改定の中から思いますので、そこら辺、ぜひひとつそういうふうになっていく動きもあるということをお認め願いたいと思います。

それで、もう一つ、直接この後期高齢者医療制度と関係ございませんけれども、国の方針として、現在、療養病床について、全国の病院から、長期の療養をして、病気を治す療養病床の数を減らしていこうという計画がございます。国の方の計画ですと、2008年には23万床あるのを、2012年までには15万床に減らすというようなことで計画がされておるようでございますけれども、これを具体的に岐阜県に合わせますと、岐阜県はどれだけになるのか。さらにまた、岐阜県の病院を大体決めてくる岐阜圏域という圏域があるんですけども、そういう中ではどういう動きになっておるのか、そこら辺はつかんでみえるかどうか、お尋ねしたいと思います。

議長（藤橋礼治君） 青木市民部長。

市民部長（青木輝夫君） 療養病床の再編につきましては、岐阜県が医療費適正化計画において目標を決定しておりまして、これに基づいて実施していくことになっております。県福祉健康部に確認しましたところ、国の基準のみではなく、高齢化への進展を想定した入院治療やら、医療機関への調査を通じた介護保険施設等への転換移行や、入院患者の状況など、さまざまな観点から検討を進めているとのことでございます。パブリックコメントや医療機関への説明会等を通じまして、意見を伺いまして、年度内に医療費適正化計画を策定いたしまして、療養病床の再編について決定すると現在聞いておるところでございます。

〔11番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 小寺徹君。

11番（小寺 徹君） そうすると、まだ具体的にどうなっていくかということは、これから決めて、年度内、3月末までに決めるということで県の方は動いていっておると、そういうことですね。

国の動きからしていくと、岐阜県も当然ベッド数を少なくしていくということになると思います。この動きは、厚生労働省が終末期患者に対して大変医療がかかるということで、それを減らしていこうという計画の中で発生をしておるんじゃないかと思います。厚生労働省の言いわけは、現在、在宅死、自宅で亡くなる方が大体2割だと。この比率、在宅死を4割にふやせば、大体5,000億円の医療費が削減できると。そういう計算ではじいて療養病床を減らして、在宅で死んでいただくと。そして、医療費を減らすというような動きの中で、こういう状況が出てきておると思うわけでございます。こういう点で、高齢者に対して非常に冷たい医療制度に将来なっていくと。その動きの中での後期高齢者医療であるということ指摘せざるを得ないと思うわけでございます。

さらに、後期高齢者医療制度が問題になって、参議院選挙を経て、それ以後、与党内でも問題があるということで一部手直し、凍結というような動きがありますが、現在見直しされ、凍結される部分というのは、どういう部分がやられようとしているか、その辺を答弁願いたいと思います。

議長（藤橋礼治君） 青木市民部長。

市民部長（青木輝夫君） 当初、健康保険組合などの被扶養者で、自分の保険料を払っていなかった人も後期高齢者医療制度の保険料を納めることとなりますけれども、軽減措置としまして、被扶養者の資格を得た日から2年間、保険料の均等割を5割軽減いたしまして、所得割は賦課しないこととしていましたけれども、与党合意を得まして、被用者保険被扶養者だった被保険者は20年4月から9月まで保険料徴収を凍結しまして、10月から3月までは保険料を9割軽減し、1割の保険料を負担することと決定をされました。これを年度ごとで見ますと、被用者保険被扶養者だった被保険者は20年4月から9月まで保険料徴収を凍結、10月から3月までは保険料を9割軽減、21年度からは均等割を5割軽減しまして、所得割額は賦課しないということとなります。22年度からは、本則どおりの均等割と所得割の合計額となるわけでございます。これは、あくまでも健康保険組合等の被扶養者でありまして、国民健康保険の加入者や健康保険組合の本人であった方につきましては対象となりませんので、平成20年4月から本制度において、本則どおり保険料を納付していただくことになるわけでございます。

〔11番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 小寺徹君。

11番（小寺 徹君） 現在凍結されて恩恵を受けるのは、大体6ヵ月間凍結して、それ以後、

軽減措置を受けながら払っていくということですね。前回の質問の中で、後期高齢者に加入される人の構成について質問をいたしました。そうすると、その凍結が適用されるのは、組合健保に入ってみえる157人、政府管掌保険に入ってみえる485人、共済組合の103人、その方が恩恵を受けるということによろしいですかどうか、お尋ねしたいと思います。

議長（藤橋礼治君） 青木市民部長。

市民部長（青木輝夫君） そうですね。被用者保険の被扶養者だった被保険者ということになりますので、そういうことになります。

〔11番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 小寺徹君。

11番（小寺 徹君） 世論の声で、若干こういうような動きが出ておりますけれども、まだまだ非常に不十分であり、私たち日本共産党は、これは撤回中止すべきだということを主張しておることを表明しておきたいと思います。

次に、岐阜県の広域連合が発足いたしまして、11月に議会が行われたようでございますが、岐阜県の広域連合の中では保険料はどのように設定されたか、お尋ねしたいと思います。

議長（藤橋礼治君） 青木市民部長。

市民部長（青木輝夫君） 後期高齢者医療保険料でございますけれども、加入者の所得に応じて負担していただく所得割の加入者全員が人数割で負担する被保険者均等割の合計にて計算されますけれども、所得割額につきましては、所得金額から基礎控除の33万円を引いた金額に7.39%を乗じて算出をされます。被保険者の均等割額は3万9,310円ですので、この二つの金額の合計が年間の後期高齢者医療保険の保険料となるわけでございます。

〔11番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 小寺徹君。

11番（小寺 徹君） 平均しますと、どれだけになりますか。

議長（藤橋礼治君） 青木市民部長。

市民部長（青木輝夫君） 現在のところ、まだ私の方に後期高齢者の方から資料が参っておりませんので、ちょっとそこら辺の金額はつかんでいないというのが現状でございます。

〔11番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 小寺徹君。

11番（小寺 徹君） 新聞報道ですと、6万3,332円というようなことが載っておるんですが、あれはまだ正確な資料でないということでもいいですか。どういうふうですか。

議長（藤橋礼治君） 青木市民部長。

市民部長（青木輝夫君） 私の方でつかんでおりますのは、新聞報道でつかんでいる状況でございます。正確な、いわゆる後期高齢者連合の方から正式な数字としていただいているわけで

はございませんので、把握していないという現状でございます。

〔11番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 小寺徹君。

11番（小寺 徹君） 次に、9月の議会の中で、後期高齢者医療制度が発足するに当たって、岐阜県の広域連合議会の中でぜひ声として反映させてほしいということで、市長に要望をしてみました。その一つが、所得の低い人たちの保険料の軽減措置と、さらに減免措置をぜひ導入してほしいということで要望し、議会でも取り上げてほしいという要望をしてみました。市長の答弁は、その趣旨に沿って働きかけていきたいという答弁でした。この議会での市長のその働きと結果はどうなったのか、お尋ねしたいと思います。

議長（藤橋礼治君） 市長 堀孝正君。

市長（堀 孝正君） 小寺議員さんの御質問にお答えしたいと思います。

今ありましたのは、所得の低い人には保険料の減免制度の導入を広域連合でひとつぜひとも要求してもらいたいという、こんな意見をいただいたわけございまして、実は通告しておきました。44人寄っておりますけど、通告は私一人でございました。そのことを忘れずにさせていただきます。この11月16日開催の岐阜県後期高齢者医療広域連合議会臨時会におきまして、所得の少ない方にかかる保険料の減額及び減免については、議案でございます岐阜県後期高齢者広域連合高齢者医療に関する条例においてそれが規定されたわけでございます。

もう一つ、一部負担金の質問がございました。一部負担金というのは窓口での支払いだと思います。そのことにつきましても、過去の老健とかの関係で、そういうことについてはどう考えておるかといったことも質問させていただきましたが、これも今後検討していきたいと、こんなようなところでございましたので、一つのことは規定されて条例に盛り込んでございまして、一つのことは検討課題だと、こんなふうに聞きましたので、よろしく申し上げます。以上で答弁とさせていただきます。

〔11番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 小寺徹君。

11番（小寺 徹君） 保険料の軽減措置は、瑞穂市の国民健康保険制度の中にもございまして行われております。減免制度というのは瑞穂市の国民健康保険制度の中にはないと。先日、議会で報告があった後、後期高齢者の広域連合の中で規定された条例を見せられましたら、第19条に減免規定がのってございまして、さらに五つの項目で、災害があった場合、さらにまた商売がうまくいわずに倒産した場合、また会社をリストラになった場合とか、家族に病気が出た場合とか、そういうような経済的に大きな被害、支障があった場合に対して減免をします。保険料を安くしたり、なくしたりするというような制度がございまして、これは非常にいい制度であるし、岐阜市なんかの国民健康保険の中には導入されている制度がここに盛り込まれ

たということで理解をしておるものですが、そういう点で、市長の動きとそういうような動きの中で、こういう導入をされたということについては、私は一つ大きく評価をしていきたいと思っておる次第でございます。

さらにもう一つ、保険証の取り上げ問題、資格証明書の発行をするということで、75歳以上の年寄りの方たちに、ちょっと保険料が払えんから保険証を取り上げてしまうと。医者も行けないというような冷たいことはやめるべきじゃないかと。今の国民健康保険の法律上では、75歳以上の人はそういう取り上げをしないということになっておると思うんですね。そういう点で、この後期高齢者医療制度の中でもそういうことを取り上げないようにできないかということとを議会の中でも一遍検討してほしいということで先回の議会に要望したんですが、その辺はどうなったかどうか、お尋ねしたいと思います。

議長（藤橋礼治君） 市長 堀孝正君。

市長（堀 孝正君） ただいま、保険証の取り上げはしないよう議会に要求されたということでございます。高齢者の医療の確保に関する法律第54条におきまして、特別な事情がないにもかかわらず滞納された方の被保険者証返還と被保険者資格証明書を交付する規定がなされています。これは、被保険者間の負担の公平性の観点から設けられておるわけでございます。今申し上げました特別な事情とは、障害の状態である方、災害・盗難、事業の廃止等、保険料を納付することができないと認められる事情として、高齢者の医療の確保に関する法律施行令第3条、そして第4条に規定されており、広域連合にて独自に規定することができません。各市町村が窓口となりますので、個々の事情を十分把握した上で、県下統一的な対応が行われるよう、運用面での検討を十分行うよう、後期高齢者広域連合にはお願いしたいと考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

〔11番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 小寺徹君。

11番（小寺 徹君） 窓口が市町村になって対応するというところでございますので、54条の法律の中を柔軟に運用していただいて、高齢者の方が病気になっても医者にかかれぬというような状況はつくらないような方向でぜひひとつ対応していただきたいということを要望していきたいと思っております。

以上で、1点目の後期高齢者医療制度の問題について終わります。

次に第2点目の、特定検診と住民の健康診断について質問をさせていただきます。

これは、9月議会で安藤議員が質問された問題と関連するわけですけれども、来年の4月から、各医療保険組合がその加入者の40歳以上の方へ特定検診を行うということが義務づけられるということでございます。今、当瑞穂市でもその対応の準備を進めておるということで、先回の議会の中でもいろいろ答弁がございました。

それで、この特定検診の中で、今、検診のメニューとして出てきておるのは、メタボリックシンドロームを特定検診の内容にするということになっておるんですが、なぜメタボになったのか、お尋ねしたいと思います。

議長（藤橋礼治君） 青木市民部長。

市民部長（青木輝夫君） メタボでございますけれども、糖尿病等の生活習慣病の発症リスクを高める要因といたしまして、内臓脂肪の蓄積、いわゆる内臓脂肪型肥満がございます。医療費総額を上げている生活習慣病につきましては、内臓脂肪型肥満に起因するところが多いということでございます。高血圧症、高血糖、高脂血症等のリスクの要因を重ね合わせまして、いわゆるメタボリックシンドロームに至るわけでございます。この状況になりますと、虚血性心疾患やら脳血管疾患へ重症化するという確率が急に高くなるわけでございます。しかし、早期でのメタボリックシンドロームから改善することによりまして、医療費の過半数を占めます生活習慣病を抑えることが可能になるため、特定検診におきましてはメタボリックシンドロームに着目した検診内容となっているのが現状でございます。

〔11番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 小寺徹君。

11番（小寺 徹君） メタボリックシンドロームが成人病のもとになって、その病気になると長期の病気になるから医療費がたくさんかかると。そういう点で、医療費を削減するためには、これをなくすということですね。

さらにこれの内容で、特定検診の受診者が少ない保険組合にはペナルティーをかける。さらにまた、こういう受診をしてきて、その保険の加入者の中で肥満加入者が多い組合についてはペナルティーをかけるというようなことになっておるということでございます。これは、要するに肥満者に対する差別と申しますか、肥満者に対して、おまえが肥えておるから、いろいろペナルティーがかかるんだぞというようなことになってしまふのではないかと。この間、安藤議員からインターネットの中の資料をもらったら、こういうことになってきて、このことが、要するに会社の採用にも、肥満者を少なくするというようなところまで来ると。会社だと健康保険組合がありますが、保険組合の肥満率が高くなるとペナルティーが来るということにならなるといって、安易にペナルティーをつけるということはおかしいと思うんですね。そういう点で、これは問題があるんじゃないかと私は思うんですが、その辺はどう思ってみるか、お尋ねしたいと思います。

議長（藤橋礼治君） 青木市民部長。

市民部長（青木輝夫君） 若いところの者が入っています各医療保険者でございますが、みんな後期高齢者医療制度の方々を支えるための後期高齢者支援金につきましては、各医療保険者に義務づけられたわけでございます。特定検診、特定保健指導の実施成果を見まして、プラ

ス・マイナス10%の範囲内で支援金が加算・減算されることになるわけでございます。検診、保健指導に努力したところは支援金が減額されまして、努力していない医療保険者に対しましては、努力したところの部分が加算されるということになるわけでございます。特定検診の実施率や保健指導の実施率等が成績となりまして、支援金が加算・減算されますけれども、この調整がされ、納付することになりますのは、平成25年度に納付する後期高齢者支援金より適用がされるということでございます。

〔11番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 小寺徹君。

11番（小寺 徹君） 今の答弁ですと、そのペナルティーは5年後から、要するに後期高齢者医療への支援金としてペナルティーがかかってくるということですね。何で後期高齢者へこのことが負担金の率として加算されたり減算されたりするのか、それが全然理解できんですが、要するに医療費削減に協力しておる、協力しておらんと、そういうことでのペナルティーなんですか。ようわからんのですけれども。

議長（藤橋礼治君） 青木市民部長。

市民部長（青木輝夫君） いわゆる生活習慣病でございまして、生活習慣病というのは、やはり各保険者が入っております40代、50代、60代のころからずっと蓄積をされてきまして、そして、その蓄積がおのずと、今度、後期高齢者の保険のところでは発揮されるといいますか、たまってきたものが高齢者のところで発病するといいますが、そういうことが出てくる危険性が出てくるわけですね。ですから、いわゆる若年層といいますが、40代、50代のところからシンドローム検査をしまして、生活習慣病を少しでも少なくするということに抑えていきたいというのが現状だと思っております。

〔11番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 小寺徹君。

11番（小寺 徹君） 私は、この特定検診について、今の検診制度というのは、住民検診は市が公費で、成人病、子供、いろいろな形で検診をやっておりますね。これは公費でやっている。これは憲法25条で国民は健康で文化的な生活をする権利があるという、健康という面を国や県が公費でやってくと。それが基本であると思うんですが、今回、こういう特定検診制度ということをして、検診制度を各保険者に移してくるという一つのはしりとして出てきておるんじゃないかと思うわけでありまして。そういう点では、今度は制度としてこれはあるんですが、住民検診は検診として公費でしっかりやっていくということもぜひひとつ今後抑えておいてほしいと思いますので、これはひとつ要望として受け取っていただきたいと思います。

さらに、来年からこれが始まるということでございますので、準備が進められ、来年度の予算編成も今進められておると思うんですが、20年度から開始するとして、特定保健検診に対す

る国民健康保険の中での費用はどれくらい、概算でもいいですが、見込んでみえるのか、お尋ねしたいと思います。

議長（藤橋礼治君） 青木市民部長。

市民部長（青木輝夫君） これにつきましては、現在まだ積算中でございますけれども、瑞穂市の国保での特定検診検査と特定検診の指導の概算予算としましては、3,400万ほどを現在見込んでいるところでございます。

〔11番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 小寺徹君。

11番（小寺 徹君） もう一つ関連して、国保以外、他の保険組合へ入ってみえて、瑞穂市に在住して、国保以外の方は、要するに従業員と家族が見えますね。家族もその保険組合でやるということじゃなくて、地元の瑞穂市国保の中でやるということになるのか、家族はわざわざ会社のところまで行って、会社の特定検診を受けるということになるのか、その辺の区別はどうなるのか、お尋ねしたいと思います。

議長（藤橋礼治君） 青木市民部長。

市民部長（青木輝夫君） この制度はいわゆる各保険者に義務づけられている状況でございます。保険者の被扶養者につきましてもその保険者が責任を持つということになります。ですけれども、結局は遠い健康保険組合でしたりなにかすると、例えば青森とか北海道の保険者でありますと、こちらの、本当に被扶養者等につきましては、2人か3人で、なかなかそれだけの検診ができないということになるかと思えます。ですから、そういうときには、いわゆるその保険組合から市の方に委託をするということができるわけでございます。その委託を受けまして、市の方で検診、また事後指導というのをやっていくという段取りになります。それでまた、各保険組合からの委託等はまだ全然話が来ておりませんけれども、少ない被扶養者等についてはそんなふうになっていくんじゃないかなあと考えております。

〔11番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 小寺徹君。

11番（小寺 徹君） 制度的な状況はわかりました。

私は、この特定検診制度についても、特に住民検診というのは公費でやっていくところを崩していくという先走りになることを懸念し、ぜひそういうことのないようにしていただきたいということを意見表明しておきたいと思えます。

さらに3点目ですけれども、国民健康保険税の値下げと保険料の減免制度導入について。

国民健康保険税の値下げにつきましては9月議会でも質問をし、財源的にはあると。基金もあるということで、問題提起をしてきました。12月になりまして、いよいよ来年度予算編成に向けての時期でございます。

市長にお尋ねしますが、国保税の値下げをするという方向で来年度予算編成をされるのかどうか、その辺の市長の姿勢を聞きたいと思います。

議長（藤橋礼治君） 市長 堀孝正君。

市長（堀 孝正君） 小寺議員さんの3点目の国民健康保険税の値下げと保険料の減免制度の導入についてということで御質問をいただいております。

その1点目のことですが、国保税を値下げする方向で予算を策定するよう市長は指示するかと、こういう御質問でございます。平成20年度より後期高齢者医療が始まりまして、現在、国保加入の75歳以上の方が移行されますので、国保としまして、加入者構成の変更、また医療給付費総額の変更、課税所得等の変更が発生をいたします。また、特定健康診査、さらには特定保健指導、後期高齢者支援金等の新たな歳出項目もございまして、歳入におきましては、医療給付費分と介護納付金分に、新たに後期高齢者支援金分として課税するという、予算構成においても大改革となっておりますというところでございます。現在、新年度国保予算の積算に入っております、課税においては、基金をも考慮しまして、可能な限り下げる方向で試算をしております。全体で国保税を下げよとの要望でございますが、歳出経費の動向もございしますので、確定したことは現段階では言えませんが、国保税額が低くなることに対して私も異論はありませんので、十分検討をしてまいりたいと思っております。以上で答弁とさせていただきます。

〔11番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 小寺徹君。

11番（小寺 徹君） 結論的に可能な限り値下げする方向で検討すると。要素としては、いろいろ後期高齢者が始まったり、特定検診が始まったり、そこら辺の予算支出がまだはっきりしないもので、そういうのをしっかり計算しながらという答弁だったと思いますね。それもあるとは思いますけれども、私は、そう支出は多くなくて、基金がたくさんあるので、大分下げられるんじゃないかという、私の予想は思っておるんですけれども、ぜひひとつそういう点、いろいろ検討願って、可能な限りということでございますけれども、値下げの方向で検討をお願いしたいと思います。

2点目でございますが、後期高齢者のときにも申しましたので、国民健康保険条例に後期高齢者医療制度の広域連合が条例で盛り込まれました第19条の保険料の減免制度について、瑞穂市の国民健康保険の条例の中にも採用して、住民の皆さんの苦しい立場を救っていくという、規制が苦しくなった場合に、保険料を減免して助けていくという立場で、そういう条例を追加するというのをぜひしてほしいと思うんですが、この辺はどう思われるか、市長の考えを聞きたいと思います。

議長（藤橋礼治君） 市長 堀孝正君。

市長（堀 孝正君） ただいまの質問に答えてまいりたいと思います。

先ほど、後期高齢者の中の、今言っていただきました19条の中で、いろいろ私どもの市民部長の方からも申し上げたところがございます。そういったことも踏まえまして、今まで、瑞穂市国民健康保険におきましては、被保険者が経済的に被害をこうむった場合の減免の規定はありませんでした。平成20年4月より、後期高齢者医療におきまして、障害の状態である家庭、災害、盗難、事業の廃止等、保険料を納付することができないと認められる事情として、高齢者の医療の確保に関する法律施行令第3条、第4条に規定されましたので、これに合わせて、瑞穂市国保での減免規定導入に向けまして検討をさせておりますので、よろしく願い申し上げます。

〔11番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 小寺徹君。

11番（小寺 徹君） ぜひ今の市長の答弁の方向で検討をし、来年の3月の議会には提案できるように、ぜひひとつよろしく願いをしたいと思います。

最後になりますが、質問通告書の中にはちょっと書いてありませんけれども、瑞穂市はこの10月から、中学校卒業まで医療費の無料化ということで実施をしております。せっかく実施をしても、保険証が取り上げられてしまって、その適用を受けられないという方がお見えになります。そういう方たちにも、保険証を取り上げなくて、受けられるようにということで質問をいたしました。これは9月だったか、6月だったか。そのときの答弁は、市長は、市民部長とよく相談して対応するというところでした。この問題について、厚生労働省の方についても通達を出してございまして、各市町村で乳幼児医療助成を上乗せ支給している地域では、対象となる乳幼児が含まれる世帯は資格証明書の対象外にすることを検討すべきであるという通達を出しておるんですね。そういう制度を厚労省の方からも指導が来ていると思うんですね。そういう点で、厚生労働省の指導も含めて、どのような対応をされるのか、質問したいと思います。

議長（藤橋礼治君） 青木市民部長。

市民部長（青木輝夫君） この問題につきましては、いわゆる県の補助制度との関係もございまして、県の動向を見がてら、私どももまた考えてまいりたいと思っております。

〔11番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 小寺徹君。

11番（小寺 徹君） 厚生労働省の指導で、厚生労働省は割にやるなやるなということ言うのが多いんですけども、検討すべきだということで、前向きに指導しておるといっても評価し、ぜひひとつ早急にこのような対応ができるよう検討していただいて、結論を出していただくよう、よろしく願いいたしまして、質問を終わります。どうもありがとうございます。

た。

議長（藤橋礼治君） 以上で、日本共産党瑞穂市議員団、小寺徹君の発言は終了いたしました。

議事の都合によりまして、しばらく休憩します。午後は1時30分から再開します。

傍聴者の方、よろしく願い申し上げます。ありがとうございました。

休憩 午後0時13分

再開 午後1時32分

議長（藤橋礼治君） ただいまの出席議員は18人であり、休憩前に引き続き会議を開きます。

民主党瑞穂会、松野藤四郎君の発言を許します。

12番 松野藤四郎君。

12番（松野藤四郎君） 議席番号12番、民主党瑞穂会の松野藤四郎であります。

議長さんの許可を得ましたので、通告にあります質問事項について質問いたしますので、明確なる回答を、市長さん、並びに各担当部長からよろしくお願ひしたいと思います。

5点でございますが、最初に、シルバー人材センターについて、4点ほど質問したいというふうに思っています。

1点目は、センターに対する市の位置づけ、あるいは就業の機会の確保や運営等に対する必要な措置はとられてきたのかということが1点。

それから、近年、センターの事業規模、あるいは会員数等の増等により事業拡大が図られてきましたが、それに伴い、管理業務、備品の購入等、費用が増大をしております。設立以来、市からは補助金を出していただいておりますが、19年度はカットされたと。その理由についてでございます。

3点目が、センターは県シルバー人材センターの連合会に加入をしており、相当の負担金等を納付しております。法人設立基準には現在のところ達しておりませんが、今後、市は法人化に向けての支援等について、どのように考えているかということでございます。

最後の点は、市内には財団法人施設管理公社、あるいはみずほ公共サービス株式会社、それからこの人材センターという三つの事業と申しますか、この方式の会社等がありますが、いずれにしても高齢者向けが対象というような感じをしておるわけです。したがって、こういった三つの組織について、今後の見直し等を考えているか。この4点についてお尋ねしたいと思います。

最初に、この瑞穂シルバー人材センターの質問でございますが、これは、厚生労働省の所管のものであるということは申すまでもありませんが、高齢者等の雇用の安定等に関する法律ののっとして平成11年に設立されたという経緯がございます。また、その後、合併等によってこのセンターの規約等も改正をされてきております。この法律は、定年の引き上げ、また継続雇用制度の導入等による高齢者の安定した雇用の促進、また高年齢者等の再就職の促進、それが

ら定年退職者、その他の高年齢退職者に対する就業の機会の確保等の措置を総合的に行使し、もって、高年齢者の職業の安定、その他、福祉の増進を図るとともに、経済及び社会の発展に寄与することを目的とするとなっております。

そこで、この定年退職者等に対する就業の機会の確保として、国、あるいは地方公共団体の講ずる措置としては、法律第40条では、国及び地方公共団体は、定年退職者、その他の高年齢退職者の職業生活の充実、それから、その他福祉の増進に資するため、また臨時的、かつ端的な就業、または軽易な業務にかかわる就業を希望するこれらの者について、就業に関する相談を実施し、その希望に応じた就業の機会を提供する団体を育成すると。その他、その就業の機会の確保のために必要な措置を講じるよう努めるものとする、この法40条は記述をしております。したがって、当瑞穂市としてはシルバー人材センターの位置づけと申しますか、今日までにどのような形でシルバー人材センターにかかわってきたのかということをお尋ねしたいと思っております。

以下の質問については質問席からいたします。

議長（藤橋礼治君） 青木市民部長。

市民部長（青木輝夫君） シルバー人材センターにつきまして、4点からの質問でございました。

まず1点目でございますけれども、シルバー人材センターにつきましては自主的な会員組織でありまして、会員は自分たちで組織や事業に参画し、会員の働いた仕事に応じて配分金が支払われる公益的な公共団体だと感じております。

本年度は、いわゆるみずほ公共サービス株式会社に委託をして育成をしていただいております。本年度の成果も非常に上がっている現状かと思われまして。

国及び地方公共団体としましては、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の規定によりまして、センターの育成にも努めなければならないことから、市としましては、法人化に向けまして、このセンターの自立化及び効率化の指導、支援に努めてまいりたいと思っております。

2点目でございますけれども、補助金関係でございます。法人化設立基準に達すれば法人化できるわけでございますけれども、その運営費に対しまして、国から2分の1、市から2分の1の補助を受けることができるわけでございます。本来の就業拡大を図ることができまして、地域全体にそれが貢献できるものと思っております。そのためには、法人化に向けまして、シルバー人材センターが充実するまで、先ほど申しましたように、みずほ公共サービス株式会社より指導を受け、事業を進めていきたいということから、平成19年度はシルバー人材センターの補助金は直接には削減されましたけれども、育成指導していただくための委託料として、みずほ公共サービス株式会社の方に199万円支払いをして、指導をいただいております。

それから3点目でございますが、法人の設立基準に達しまして法人化されれば、先ほど申し

ましたように、国からの補助、市からの補助もできますので、法人化に向けて、さらに市としても支援をしてまいりたいと考えております。

4点目の、各施設管理公社、公共サービス、シルバーの組織の見直しとありますが、これについては、現在のところ考えていないのが現状でございます。

〔12番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

12番（松野藤四郎君） ただいまは部長から御回答をいただきましたが、この当シルバー人材センターは平成11年に設立されたという経緯がございます。当時は、規模的にもやはり小さかったと。仕事の内容も、庭木の剪定作業、こういったものが主体であったというふうに思われます。言葉的には不適當かというふうに思いますが、このセンターは当時は同好的な部分も見受けられたということでありましたが、昨年ごろからこのセンター自体の事業の見直し、特に団塊世代がシルバー世代を迎えるということに当たりまして、新たな就業の場の確保や人材の育成に力を入れていただいております。その結果、会員数が、18年度当初は40数名ぐらいであったというふうに思っておりますが、平成19年の9月時点では会員も非常に多くなりまして、127名の体制となってきたということであり、最新の資料を見ますと、会員は144というふうにかなり多くなってきました。この事業の受託の業務については、民間、あるいは地元企業等に積極的にアタックをしていただいております。かなりの業務拡大を図られてきているということでございます。

これは18年度の事業報告から見ていただければわかりますが、18年度は800万とか900万というお金でございましたが、今すばらしい数字になってきているということでもあります。そういった事業拡大ありとしますと、やはり会員の確保の募集、あるいは就業の開拓、こういったものをするには、やはり必然的に管理業務の増大につながる。これに付随して、機械や工具、あるいは備品、それから事務の簡素化のためにパソコンの購入や、あるいは会員がけがをしてはいけませんので、傷害保険、こういったものに参加をしますと費用も増加をしていくというのが現実でございます。したがって、経営の基盤の不安定の要素の一つにもなるかというふうに思います。

そこで、お尋ねしたいのは、シルバー人材センターの設立以来、当時は巢南町ではありますが、平成11年度には216万円の町からの交付金、補助金がありました。合併をしました16年度は160万円の補助金でした。17年度は80万円になった。18年度は40万円と、こうやって減額してくるわけですね。最終的にこの19年度は、シルバー人材センターへ直接入ってきた補助金というのはまるきりなし、カットということでございます。どうして毎年毎年2分の1ずつ減額してくるのか。やはり高齢者の職場確保、あるいは福祉の増進とやっていった場合に、その補助金のカットの理由というのは僕は成り立たないというふうに思うわけでございます。合併

して4年後、本当にゼロになったということについての経緯ですね。具体的に説明をお願いしたいというふうに思います。

議長（藤橋礼治君） 青木市民部長。

市民部長（青木輝夫君） 今まで、平成15年度から補助金が出ていたわけでございますけれども、これにつきましては、いわゆる運営補助ということで出ていたわけでございますけれども、19年度につきましては、とにかく運営等はみずほ公共サービスさんに委託を申し上げ、育成していただきたいということで、公共サービスさんの方に委託料として199万を出して、育成をしてもらっているわけでございますけれども、いわゆる補助金といいますか、それにかわるものとして、こちらの方で上げているという状況でございます。

〔12番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

12番（松野藤四郎君） 補助金の趣旨については、今の部長の説明ですと、運営補助ということですので、管理業務、あるいは必要経費を交付することによって経営の安定化が図れるという根拠のもとに補助金が出ているというふうに思っておりますが、19年度はみずほ公共サービスの方へという形でございますが、それ以前の話で、何でも毎年毎年減らしていくんか。育成をしていかないかん立場にある市が、なぜこういうふうに減額をするか。その理由について、再度お願いしたい。

議長（藤橋礼治君） 青木市民部長。

市民部長（青木輝夫君） 合併しまして、県の方の補助金がございます、それに市とプラス・アルファして出してきたわけございまして、県が半々ということで来まして、それに合わせて市の方が出しているということでございます。

〔12番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

12番（松野藤四郎君） 今の部長の説明ですと、県から補助金が出ておるといことですか。これ、法人化をされん限りは県からは出ないというふうに僕は解釈をしておるんですが、私の間違いでしょうか。

議長（藤橋礼治君） 青木市民部長。

市民部長（青木輝夫君） いわゆる合併しての整備費といいますか、そちらの方で県から出ていたわけでございます。

〔12番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

12番（松野藤四郎君） 今の件については、私の方で再度勉強したいと思います。

この19年度の予算書の中に、先ほどの199万円という話がございました。これについては、

当然本当は人材センターへ支払うべきものが、みずほ公共サービスへ業務委託とありますが、そのような格好で人材センターを補助的に応援すると。来年度からは直接人材センターの方へ補助金というのか、そのような格好で出されるつもりなのか、ちょっと確認をしたいと思うんですが。

議長（藤橋礼治君） 青木市民部長。

市民部長（青木輝夫君） そこら辺は、今現在、予算の積算をしている段階でございます、これからの検討段階だと思いますけれども、いわゆるシルバー人材の方に回して、また公共サービスの方へそこから回るか、そこら辺のところももう少し検討をしてみたいと思っております。

〔12番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

12番（松野藤四郎君） どうも今のお話ですと、19年度と同じような格好で、20年度も公共サービスの方へお金を払って、シルバー人材センターの事務関係を補助するというふうな格好のお話ですが、通常補助金は、私はシルバー人材センターの方へ直接払うのが妥当だというふうに解釈をしておるんですが、そこら辺について再度回答をお願いします。

議長（藤橋礼治君） 青木市民部長。

市民部長（青木輝夫君） シルバー人材センターにお払いするなれば補助金となるわけでございますけれども、公共サービスへの委託金として、19年度は支払っているわけでございます。

〔12番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

12番（松野藤四郎君） 私の言っているのは、直接シルバー人材センターへ払ってもらおうと。要は人材センターを育成するのが基本ではないかというふうに思っておるんですよ。公共サービスへお金を払って、例えば派遣なら派遣で、こういう格好でやると、そういうふうじゃなくて、直接払った方がいいんじゃないかと言っているんですが、どうでしょうか。

議長（藤橋礼治君） 青木市民部長。

市民部長（青木輝夫君） 直接市から公共サービスの方をお願いをするか、それとも、シルバー人材センターの方に補助金として回すかという解釈だと思います。こちらの方も、先ほど申しましたように、19年度はこのようにやってきたわけでございますので、そこら辺の実績も踏まえまして、20年度の予算については考えていきたいと思っております。

〔12番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

12番（松野藤四郎君） じゃあ、前向きに御検討を願いたいと思います。

シルバー人材センターの事務経費、すなわち必要経費でございますが、今後はさらに業務拡

大、あるいは企業努力を進めていく中で、管理業務がさらに増大するということは間違いございません。したがって、事務体制強化を図るために補助金の増額をぜひお願いしたいんですが、どのようにお考えでしょうか。

議長（藤橋礼治君） 青木市民部長。

市民部長（青木輝夫君） 現在のところ、まだ査定も受けておりませんし、こちらの方、積算はまだの段階でございますので、そこら辺のところはまだ決定しておりませんので、控えさせていただきますと思います。

〔12番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

12番（松野藤四郎君） 私の要望といいますか、資料を見ていますと、やはり事務業務というのが非常にウエートが大きいなというふうに思っています。したがって、やっぱり事務を手伝っていただける職員の方は3名くらい要るんじゃないかと。年間見ますと、3人で五、六百万円ぐらい、そのぐらいの費用経費が出てくるんじゃないか、運営費としてね。これから査定という話で、予算の査定もございしますが、そこら辺を十分加味いただきまして、今の200万円じゃなくて、五、六百万ぐらい、3人ぐらいはちゃんと職員が確保できる、そのぐらいの補助金。といいますのは、要はシルバー人材センターは、皆さんがお仕事をしてきた売上金についての配分ですので、センターの職員とかが運営していこうと思うとお金がないわけですね。仕事をしてきてもらった分についての配分を全部お金を払ってしまいますから残りませんので、そこについての必要経費がありますので、どうしてもそこは増額で五、六百万円欲しいと。来年度、20年度の予算にはぜひとも入れてほしいというふうに強く要望いたします。よろしいですか、部長。

議長（藤橋礼治君） 青木市民部長。

市民部長（青木輝夫君） 要望として受け取ってまいりたいと思います。

〔12番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

12番（松野藤四郎君） あとは、法人化に向けての話ですが、今現在、144名ということで、法人化の基準を一つはクリアしております。それから、5,000人という話は、現在2,600人ということで、売り上げの1億円というのは到底なっていませんが、県のシルバー人材センターの連合会によりますと、稼働日数ですか、そこら辺をクリアすれば、県、あるいは市町村からも法人化に対する補助金が出るということになっていきますので、今後とも市の発注の割合といいますか、これは現在売り上げの1割程度しかないんですが、市も経常経費の3割を減額しようということは数年前から言っておるんですが、その目標を達成するためにも、積極的な業務の委託をしてほしいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それから2点目、次の項目ですね。マニフェスト実行プログラムの進捗状況についてということで質問をしたいというふうに思います。

堀市長さんは、就任以来、既に平成19年度の第3四半期を終えようとしておりますが、今日までにおける市長みずから掲げられた施策について、変える、育てる、守る、整える、この四つの大項目についての現在までの進捗状況について、まずお尋ねをいたします。

議長（藤橋礼治君） 広瀬市長公室長。

市長公室長（広瀬幸四郎君） では、マニフェストの進捗状況でございますが、これまで皆様方に御理解をいただきました施策としましては、市長、議員の倫理条例と規則、また中学生までの医療の無料化がございます。マニフェストの内容とは相違した部分もありますが、多くの議論を重ねて、現在進んでいるところでございます。以上でございます。

〔12番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

12番（松野藤四郎君） 公室長から、簡潔に簡単に数項目のみお話をされましたが、では、来年度、20年度についての施策、あるいは予算編成がこれから始まっていきますので、どういった施策をやられるかということは、午前中の質問の中にございましたので、私はもう1点つけ加えてほしいという要望を一つ持っているわけですので、それについて市長さんからお答えを願いたいと思うんですが、今、各市町で温暖化防止ということでレジ袋の話が出ていますね。きょうの新聞ですと、神戸町がもう1月か2月から有料化をすると。それから、大垣市も4月ごろからやると。県は3年間の間に絶対やりますよというような話をされておりますので、当市も、20年度の一つの重要な施策として、温暖化防止を図るためのレジ袋有料化、これはもちろん市民、あるいは企業等、いろいろな団体の協力がなければできませんが、ひとつぜひともつけ加えていただくとありがたいというふうに思っておりますが、市長さん、お考えがありましたら、一言よろしく申し上げます。

議長（藤橋礼治君） 市長 堀孝正君。

市長（堀 孝正君） 松野議員さんの御質問にお答えをしたいと思います。

今、マニフェストの進捗状況はいかがかという御質問でございます。公室長の方からお答えをさせていただきましたが、その進捗状況は、御案内のように市長と議員の倫理条例ですね。これも掲げておりましたが、これは私の方が出そうと思ったら、議会の方から先に出していただきまして、これも掲げたことで出てきたと思います。過去の議会の中であったわけですが、それが出されなかった。私が出てから、こういった動きになった。これもできた一つではないかと思っております。さらに、福祉医療費も4月にさかのぼってということでございますけれども、10月1日からでございます。私が出させていただく一つの考え方として、いち早くことしの1月にそういった考え方を出しました。それによってこういう動きになってきたと

ということも御案内のとおりでございます。これも4月1日からはできなかったけれども、予算は6月に1年分見ていただきまして、そこで使うあれが10月1日からというふうに規制はされましたけれども、これもよそに先駆けてできました。大きなあれではないかと思っております。

さらに、市民参加ということで市民の意見も聞いておりますし、一般競争入札の関係も用意できまして、電子入札も今取り入れて実行させていただいております。学童保育の問題、今、一生懸命取り上げて、何とか実現するように頑張っておるところでございます。防犯灯の関係の安全で安心なまちづくりのあれも、いよいよ少しずつこれから進めようといたしておるところでございます。

そんな中におきまして、20年度にどんなことを考えておるかということでございますけれども、はっきり私ここで申し上げておきますが、私のマニフェストのことは、他の市町に比べて何も突出しておるものはございません。全部すべて、市民にとりまして必要不可欠なものばかりでございます。今回、新年度におきましては、特に市道なんかのこういった関係の道路、主要なところを、地元の要望なくても、市としてやはり整備をしていかななくてはいけない。そういったことなんかも予算に、ここにも掲げてございますけど、反映をさせてまいりたいと思っております。松野議員も地域格差の問題で要望が出ておりますけれども、そういったことも踏まえまして、しっかりと取り組んでいきたいなと思っておるところでございます。いずれにしましても、先般も市内をすべて職員とともに道路の点検も細かくさせていただきました。本当にやらなければいけないところばかりだなということをつくづく感じました。そういったところを少しでも早く整備して、地域格差のないようにひとつ取り組んでいかななくてはいけない、こんな気持ちを持っておるところでございますので、よろしく願いを申し上げたいと思います。

これからまた、御質問に対してお答えをしてみたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

〔12番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

12番（松野藤四郎君） 地域間の格差があるという御認識だというふうに承っておりました。この瑞穂市は、地の利を利用して、また県都岐阜市の隣であるということもあって、県庁まで数分間で行きますよということで、距離的にも非常に近いと。また、名古屋市近郊までへの通勤等に非常に利便性に恵まれた環境の中だというふうに思っています。今後、人口増を含め、さらに発展途上のまちであるということは御承知のことと存じます。したがって、将来のまちの方向性について、あるいはどのようなまちがふさわしいかということ、やはり市民参加のもとに実施しなければならないというふうに考えております。

先ほど、地域間の格差があるという御認識のもとですが、特にひどい地区もあるわけですが、

そういったまちに対して、まちといたしますか、地域ですね。今後、まちづくり計画、あるいは景観条例、こういったものを取り入れながら、地域の人たちがコミュニティー活動ができる拠点づくり、あるいは憩いの場としての公園整備、また毎日使用いたします生活道路の整備など、こういったものを早急を実施していかねばならないというふうに考えておりますので、再度お答えをお願いしたいと思いますが、よろしく申し上げます。

議長（藤橋礼治君） 松尾都市整備部長。

都市整備部長（松尾治幸君） 松野議員さんの生活道路とか、用悪水路、憩いの場所の確保や地域コミュニティーの場等について、地域内の特性を生かしたまちづくりが最も重要であるが、市の取り組みについてというような観点からと思いますが、先ほど、市長が答弁申し上げましたように、地域間格差については、私ども、ある程度認識しておりますので、生活道路等の整備につきましては、地域の区長さんとか自治会長さん、あらゆる関係者の御意見を聞きながら、まちづくりを進めていきたいというふうに考えておりますので、よろしく申し上げます。

〔12番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

12番（松野藤四郎君） 今、都市整備部長からお答えがございました。前向きな御答弁だというふうに解釈しております。

市長が出されておりますマニフェスト実行プログラム、これとあわせて、瑞穂市の第1次総合計画、こういったものに沿って実施をしていただきたいというふうに思うわけです。

やはり市民の声、まちづくりをしようと思うと、やっぱり市民の声や開発業者、こういった方、市民参加のまちづくり計画、あるいは地区計画、都市計画法で定められた都市計画マスタープラン、こういったものを早急に立ち上げて、実施をしていかねばならないというふうに思っておりますので、今後ともそれに沿って、皆さんが安心・安全なまちで生活できる環境づくりをお願いしたいということですのでよろしく申し上げます。

3点目は、5項目ありますので簡単にいきます。3点目は、穂積庁舎玄関前の駐車場管理については、昨年の初めだったと思いますが質問いたしました、一向に改善をされておられませんので、再度質問をいたします。

要は、瑞穂市役場周辺の駐車場については、役場前、あるいは裏といたしますか、第1、第2、第3とあって、大体収容台数はこのくらいだということを聞いております。360台ですね。そのうち、市の職員が110名近く自家用車に乗ってきますので、そうしますと、要は250台しかあいていないということなんですね。となりますと、この瑞穂市の役所へお邪魔する市民の方というのは1日何人になるんでしょうか。ひとつよろしく申し上げます。

議長（藤橋礼治君） 新田総務部長。

総務部長（新田年一君） 庁舎周辺の駐車場の管理についてお答えをさせていただきます。

御指摘のありましたように、一向に改善されていないんじゃないかというようなことでありますが、実態と申しますと、庁舎、総合センター、市民センターの来客者の併用利用という形で、これらに対する必要な対策ということでこれまで行ってきました内容は、庁舎への来客者でないと判断される早朝からの駐車場の無断駐車につきましては、総務課の職員等が定期的に張り紙をしたりとかというふうな形で、駐車場の御遠慮をいただくようにというような対策を行ってきております。こうしたことがありまして、第2駐車場にありましては、特に最近、減少に向かっているのではないかなあというふうに思っております。しかしながら、無秩序な駐車車両といいますが、駐車される車を管理するに当たりましては、今後、いろんな方法、恒久的な方法も考えていかなければならないということで、先般も新年度の事業ヒアリングの中で、人を配置する業務委託、あるいは施設の設置等、検討を今加えておりますが、費用の面、あるいは効果の面等がありますので、一番効率的な効果のある方法をとっていきたいというふうには思っておりますが、いずれにいたしましても現状のままですと、規制をかけるということになりますと、みずほバスの迂回、バス停の関係もございまして、庁舎内の常備消防、あるいは消防団等の緊急車両等の配備もありますので、影響する部分についても十分配慮しながら、第1から第3までの駐車場につきまして、今後あるべき姿というのを再度検討しながら、それまでの間、人的な配慮で管理の適正化に努めていきたいというふうに思っております。

〔12番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

12番（松野藤四郎君） この庁舎へ見える方は、かなり多くの方が見えると思います。500人近くの方が絶えず駐車場等を使用されると思います。絶対数が250ですので、まず足らんというふうに考えます。要はこの瑞穂市役所の市の玄関といいますが、窓口といいますが、まずこの問題解決をしてくださいということで私はお願いしておるわけです。使用者といいますが、お客さんのマナーも悪いんですが、そこを改善しなあかんということですね。そのためには、この庁舎の南については、先ほどは人的配置とおっしゃいましたが、人的配置というのは、市役所の方が定期的に回るというのが人的配置なのか、監視を置いて、きちっと整然と駐車管理をするというのが、ちょっと人的配置というのは、部長、もう一度お願いします。

議長（藤橋礼治君） 新田総務部長。

総務部長（新田年一君） 朝晩、特に朝なんですけど、朝の庁舎の利用者以外の方の駐車につきましては、職員、あるいは派遣委託といいますが、他の団体等をお願いをすると。職員以外でそうした監視する人員を配置するというようなことも考えていきたいというふうに思っております。

〔12番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

12番（松野藤四郎君） 私のちょっとした試算でやっていきますと、この南側に人を配置する。例えば1日10時間ぐらいだというふうに思っております。役場の業務、始めから終了の前後ということで10時間。これを1時間当たり最低は680幾らですけど、800円ぐらいとしたって1日8,000円ですよ。これを250日やったって200万ですよ。これだけのお金でやれば、駐車される年間の台数からやっていきますと、10円ぐらいかかるだけですよ。1台来て、10円ぐらいの費用しかかからないという計算に私はなるんですよ。そこら辺、思い切って、瑞穂市の玄関の窓口ですので、他市町から来た人に本当に失礼に当たるんですよ。そこら辺を改善してほしいと思います。そういうお考えはないでしょうか。

議長（藤橋礼治君） 新田総務部長。

総務部長（新田年一君） 現在考えておりますのは、差し当たってといいますか、特に違法駐車が多いという点で、第2駐車場についての人の配置を考えておったというふうな状況なんです。昼間の庁舎の利用者の方の利便ということも考え、庁舎前、南側の駐車場の整理ということにつきましても、今後どうした形で車両整理をしていったらいいかということを検討していきたいというふうには思っております。具体的に新年度で派遣業務委託料をどれだけ予算化するかというような結論まで出しておりませんので、今後検討していきたいと考えております。

〔12番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

12番（松野藤四郎君） 前回のときも、緊急車両とか云々とか、経費がかかるということで、全然前向きな答弁になっていないですね。今回も新年度で配慮したいという言葉がしっかりと出てきませんが、やはり市の玄関でありますので、対外的な問題もあるというふうに思いますので、そこはしっかりと来年の予算の中に入れて、管理といいますか、そこら辺をしっかりとやってほしいと思いますし、あともう1点は、駐車場に障害者用が5台あって、そのうち2台が南東にある。私は、この2台については多分総合センターを利用される方の駐車場だというふうに解釈をしておるわけです。そのところへとめられる方について、車いす、あるいは盲人の方、体の障害によっていろいろありますので、総合センターの入り口まで行く間の生活弱者の道路の確保といいますか、盲人用道路とか、そういったものも必要ではないかと思うんですね。総合センター内にはそういったものが、ちゃんとエレベーター、あるいは受付までは整っておりますので、ぜひともそこら辺も加味していただきたいというふうに思っております。

次は、道路を含めた話ののり面についての質問をしたいというふうに思っています。

これは、前回やると言っておって、時間の都合上、私の方でできませんでしたので、再度やらせていただきます。

道路は公共の用に供するといいますか、公衆の皆さんが使っていただく通路というふうに解釈をしております。それで、国、あるいは各地方公共団体が一定区域の土地を購入して、通路

として提供しておるといふことでございます。道路種別には、国道から県道から市町村道、農道、山道、林道、いろいろありますが、国や県という道路管理者は、境界といいますか、境までしっかりと管理をされているといふふうに思うわけですが、市道については、部分的に側溝で境になっているとか、土羽ののり、傾斜面、これだけで境が終わっているという、いろいろなケースがあるわけですが、道路の端といいますか、路肩といいますか、そういうところには可燃物とか不燃物、あるいは草が生い茂ったりしているといふことで、土地の所有者といひますか、住民の方は、自分の構えをきれいにしようといふことで、前向きにボランティア的精神をもってやっているんですが、道路管理者というのは、やっぱり道路の境界までしっかりやっていくのが本来の姿ではないかと思うんですが、松尾部長、どうでしょうか。

議長（藤橋礼治君） 松尾都市整備部長。

都市整備部長（松尾治幸君） 道路等ののり面維持管理といふことでございますが、瑞穂市内の道路の雑草等の維持管理につきましては、議員御指摘のとおり、市民の皆様の御協力によりまして生活環境の保全を目的に実施していただいておりますので、厚くお礼を申し上げます。

市では、地域コミュニティの育成という観点からも、道路除草などの隣接の土地所有者に、今後ともですが、地域の皆様をお願いしているのが現状ではございます。実施するには相当な費用等も必要となってきますので、市民の皆様の御理解、御協力をいただきながら、引き続きお願いしたいといふふうに思っております。なお、環境面で、空き缶とか、ペットボトル、犬、あるいは猫のふん等の関係もございまして、これらにつきましてはモラルの関係等もございまして、市といたしましては、事あるごとにパトロール等を実施していきたいといふふうに考えておりますので、よろしく申し上げます。

〔12番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

12番（松野藤四郎君） ただいまは部長さんからお答えがございましたが、要は地域の皆さんのボランティア精神でやってくれと。奉仕精神でひとつ御協力を願いたいというお答えでございますが、やはりそれなりの労力といひますか、労務費、お金にすればかかるですね。それから、機械の損料、あるいは木や草ですと除草剤を買ったりしますわね。そして、草刈り機等ののり面等を刈りますと小石等が飛びますわね。それによってけがをすとか、あるいは、例えばそこに車が通ってきたら、石が飛んでいってガラスを割ったとかといふことで、損害賠償がかかってきますわね。そういった場合は市の方で何らかの対処といひるのはできるんでしょうかね。

議長（藤橋礼治君） 松尾都市整備部長。

都市整備部長（松尾治幸君） 地域のコミュニティ活動で実施していただいておりますので、

故等につきましては、ボランティアで参加していただいた方について負傷等々、いろんなことがありました場合につきましては、自治会保険の方で対応ができるかと思えます。地域のコミュニティ活動ということで、地域が行事として取り上げられた場合につきましては、市民部の方の自治会活動の傷害保険が適用になってくるというふうに考えております。

〔12番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

12番（松野藤四郎君） 自治会がやる場合は保険が出ますけれど、各土地の所有者が個人個人に自分の土地の構え、境をきれいにしたいという気持ちを持っておるんですね。そんなもの、一々自治会に、私、これからやりますのでよろしくとやるんでしょうか。そんなこと、できませんすわね。個人個人が日々やっておるわけですね。それは自治会活動に入れてもらえるという話でしたら別ですが、それも含まれるんでしょうか、そういうことは。

議長（藤橋礼治君） 松尾都市整備部長。

都市整備部長（松尾治幸君） 各個人がやられて、けがをされた場合については、市の方では傷害の関係についての保険は現在のところはございません。ボランティア的で、例えば自分の農地の畦畔とか、それから道路境界ののり面を仮にやられたということについての市としての保険は現在はありません。

〔12番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

12番（松野藤四郎君） 道路管理者は、国・県等があるんですが、ちゃんとそこら辺はしっかり上部の行政はやっておるわけですけど、やっぱり市の方もそこら辺は市民のために配慮を願いたいというふうに思います。ということは、納税者、あるいは生活者、あるいは勤労者から血税を取っておるわけですね、要は。ですから、この税の使い方というのも、やっぱり今後、不燃物を拾ったり、自分の構えのところをきれいにしたり、草を刈ったり、こういった人についても公平に税を使ってほしいと。

そして、農地というのは、田、あるいは畑ですので、治水、保水力を非常に持っているわけですね。これはどれだけ本当に市に貢献しておるかかわからないということですので、やっぱり農地等を持ってみえる方の土地の官民境の整備、清掃等についての何らかの保険的なことはやってもらわな困るというふうに強く要望し、最後になりますが、次の防犯対策についてお尋ねをします。

防犯というのは、私の質問は、駅前対策、要は平成17年度から駅前対策として、穂積駅周辺の混雑解消を目的としてバスターミナルの整備をしたということで、1億六千何百万という巨額なお金を投じてやってきておりますが、いまだに駅前には混雑をして、効果がないというふうに思いますし、南へ来る県道駅前・停車場線ですか、そういった名前だと思いますが、これに

ついでに駅前バリアフリー化を5,700万円でやっていただいたんですが、一部の皆さんにおいては、非常にバリアフリー化されて使いやすくなったということもございますが、先月の19日に強盗事件があったと、2人の。明るいまちにした、皆さんが使いやすい道になったというふうになっておりながら、そういった犯罪があるということは、何らかの欠点があるんだと思うんですね。私、思うに、両側に照明があります。この照明というのは、街灯か防犯灯か、ちょっと説明願います。

議長（藤橋礼治君） 松尾都市整備部長。

都市整備部長（松尾治幸君） 都市整備の方で整備した部分について、市で設置した部分については街路灯で、市で設置、市で負担しております。市で設置したものについては街路灯で、電気代も負担しております。

〔12番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

12番（松野藤四郎君） 市の方は街路灯ということは、市は東になるんですか、西ですか。

議長（藤橋礼治君） 松尾都市整備部長。

都市整備部長（松尾治幸君） 歩道の部分は両側、西側も東側もですが、市で設置した街路灯については市が負担しております。西側も東側も。

〔12番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

12番（松野藤四郎君） じゃあ、両側にあります照明は街路灯ということでもいいんやね。ナトリウム灯の細長いやつと、東側に立っている、別府細工を模したようなやつがありますね。これは両方とも街路灯ということですか。街路灯ということですね。街路灯の意味は、先日いただきました街路灯の何とかの告示があったんですね。そこにあるように、これはまちとまちをつなぐところに照明するのが街灯だというふうになっていましたね。そうでしょう。僕、思うに、要は西側はそれなりに効果があると思うんですよ。東側は暗いんですよ。暗い原因というのはわかりますか、何か。

議長（藤橋礼治君） 松尾都市整備部長。

都市整備部長（松尾治幸君） あそこの別府細工でやったやつについては、上の方を照らしておるとか、いろんな絡みがありますので、照明器具等の関係で。暗いというのは、それぞれの器具の関係もございますので。

〔12番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

12番（松野藤四郎君） 東側は上を向いております。上を向いておったら、何も下は効果がないんですよ。あれを早急に解消してほしいということです。下向けて。防犯のためになら

んですよ。まちを明るくしたってだめですよ。やっぱり犯罪のないまちをつくろうと思ったら、防犯灯にしなきゃだめですよ。兼用もできるかもわかりませんが、要是東側の上を照らしておるやつを、下を向けるような格好で市民サービスをお願いしたい。やってくださいよ。

議長（藤橋礼治君） 松尾都市整備部長。

都市整備部長（松尾治幸君） 当初の設置、松野議員さん言われたように、あの街路灯は上の方を向いていますので、その辺は一遍現場等もきちっと見直しまして、できるかどうかということを検討させていただきたいというふうに思います。

〔12番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

12番（松野藤四郎君） 現場を見直すって、現場はいつも見ているんでしょう。市役所のだれかが皆さん通っているんですから、上を向いていることはわかっていますので、早急に下を向けて、安全対策を実施してほしいということを強く要望して、終わります。

議長（藤橋礼治君） 以上で、民主党瑞穂会、松野藤四郎君の発言はすべて終わりました。

続きまして、改革の西岡一成君の発言を許します。

西岡一成君。

19番（西岡一成君） 西岡一成でございます。

私は、改革を代表いたしまして質問をさせていただきます。

1点目は、名古屋紡績敷地内の旧天王川跡地及び旧公衆用道路、または管理道路についてであります。2点目は、瑞穂市街路灯及び防犯灯の設置及び管理に関する取扱要綱について、3点目が、常設型の住民投票条例の制定についてであります。4点目は、入れ歯回収ボックスの設置についてであります。以上、4点につきまして、執行部の見解をただしたいと思います。

質問は質問席の方から行いたいと思います。

まず第1点目の、名古屋紡績敷地内の旧天王川跡地及び旧公衆用道路、または管理道路についてであります。

まず、今申し上げましたそれぞれの当該土地の事実経過はどのようになっているのでしょうか。地番、面積、所有者、所有権移転の流れ、登記原因、その年月日を具体的に明らかにしていただきたいと思います。その答弁を踏まえまして、順次一問一答で質問をさせていただきます。

議長（藤橋礼治君） 松尾都市整備部長。

都市整備部長（松尾治幸君） 西岡議員さんの名古屋紡績敷地内の道路の関係で、事実関係です。地番等の関係はどうなっているかということでの御質問でございます。

議員御指摘の名古屋紡績敷地内の旧天王川跡地につきましては、土地の登記簿は瑞穂市穂積字多利3110番の17、地目は宅地で、面積は5,732.98平方メートル、所有者は名古屋紡績となっております。また、昭和45年7月1日付で岐阜県に所有権保存が行われ、昭和45年8月20日に

穂積町に売買され、昭和45年8月22日に名古屋紡績に売買となっております。

また、公衆用道路といたしまして、字多利3130の2の一部、それから3156の2、3174の2、3204の2等があります。3130の2につきましては、平成17年10月6日、共有者の持ち分、10分の1を寄附により瑞穂市が取得しております。保存登記が行われておりますが、その他の土地については、土地の表示登記のみとなっているところがございます。なお、現在の公図にはありませんが、多利3358の2、地目は溝渠、地積といたしまして1万4,710平方メートル、所有者不明の土地が登記簿には所在しております。このような土地につきましては、現在その関係者に協力いただき、岐阜県法務局とこの土地処理について協議を行っております。関係機関及び関係者の皆様の御理解、御協力により、土地処理が迅速に行うことができることを期待しながら、市といたしましても努力してまいりたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

〔19番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 西岡一成君。

19番（西岡一成君） まず、今の答弁に対する質問の前に、名古屋紡績の誘致に係る事実経過について確認をさせていただきたいと思っております。

昭和30年の12月28日に穂積町長 松野友氏と名古屋紡績株式会社、平野広氏との間で工場誘致について契約書を取り交わしております。これにつきましては、昭和31年1月6日、第1回穂積町議会臨時議会が開会をされまして、そこで契約書案が提案をされ、可決をされております。ここに会議録がございます。それをまず読んでみたいと思っております。

昭和31年1月6日提出の議第2号の工場誘致についてであります。これを見ますと、全部見るわけにはいきませんので、重立ったところを申し上げたいと思っております。

第2条で、甲は、甲というのは穂積町であります。乙は名古屋紡績であります。甲は乙の工場を設置するに必要な工場敷地として、別紙図面に示す敷地までの道路を含む3万坪を乙に無償で提供するとあります。要するに穂積町が3万坪を名古屋紡績に無償で提供する、こういう内容でございます。そして、敷地の提供を行うに必要な手続は甲の負担において行う。穂積町の責任において行うということでもあります。

それで、第2条の5項では、乙は昭和31年12月31日までに4万坪の工場建設を完了せざるとき及び契約の日より20年以内に工場閉鎖、またはこれに準ずる事態に立ち至ったときは、甲が提供した第2条第1項の敷地を無償で甲に返還をする。つまり、今のような条件のときには、ただでもらった土地を返すと、こういうことでもあります。

それから、第3条では、そのほかに、税額の合計額に相当する額を奨励金として交付をするということで、操業開始の日の属する事業年度に納付義務を生じ、納付した町民税額及び操業開始の日から3年以内に終了する事業年度に納付義務を生じ、納付した町民税額、そのほかには、固定資産税の納付義務を生じた年度から3年度分の納付した固定資産税額、これだけ奨励

金として交付をするということでもあります。

それが31年の1月6日の議会で議決された契約書の内容であります。

それから、同年の6月8日の日に、今度は今の契約書の中の一部を改正する契約を締結いたしております。これも議第1号ということで原案が議決をされております。どういうふうにな変わったかといいますと、先ほど穂積町が名古屋紡績に無償で3万坪を提供するというところが、この敷地の購入代金2,000万円を補助金として交付をするというふうに変えたんですね。あとの手続は甲において行うとか、昭和31年12月31日までに4万坪の工場建設を完成せざるとき、または契約の日より20年以内に工場閉鎖、またはこれに準ずる事態に立ち至ったときは無償で甲に返還するということは同様に課されておりますけれども、さらに、この契約書の改正案の中では、利子負担、要するに乙（名古屋紡績）が敷地の購入代金として支払いをしたお金について金融との利子負担を補給するというので、579万6,630円を補助金として出すという、そういう内容ですね。だから、無償のやつを補助金に変えて、さらに今言った利子補給までしてあげるというふうな至れり尽くせりの工場誘致の条件が出されておるわけでもあります。

それがこの名古屋紡績の誘致に係る契約書の内容ですね。そのことをまず頭にぜひ入れておいていただきたいと思うんです。

そこで、質問をさせていただきますけれども、まず1点目は、名古屋紡績の敷地は3万坪を穂積町が取りまとめ、名古屋紡績に実質的に無償で提供した。こういう事実は確認できますね。まず、それをお聞きします。

議長（藤橋礼治君） 松尾都市整備部長。

都市整備部長（松尾治幸君） はい。今、西岡議員さんが当時の議会の議案書の中から契約がついておりますので、その文面を見ると、3万坪は無償で名古屋紡に提供するというふうと考えております。

〔19番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 西岡一成君。

19番（西岡一成君） 議長にお願いしたいんですけれども、ちょっと黒板に名古屋紡績の敷地の図を張らせていただきたいと思いますけれども、それを見ていただかないと傍聴者の方もよくわからないと思うんですね。よろしゅうございますか。

議長（藤橋礼治君） 西岡一成君に申し上げますが、今の図面は許可します。

19番（西岡一成君） ありがとうございます。

まず、これが名古屋紡績の敷地です。こちらにもう少しあります。こう出て、この赤い線で囲んだところの中が名古屋紡績の敷地であります。それで、こちらが21号線です。こっちが多利、真ん中のところに道路があります。これで大体頭の中に全体の位置が明らかになったと思いますね。これを見ていただくと明らかなんですけれども、先ほどの松尾部長の答弁の番地と

違う部分があるんですけども、要するにこの敷地の中で問題はここの部分ですね。青いところが旧天王川ということなんですね、昔の人に聞くと、この茶色のところがあります。これもずうっと通っているんです。これがずうっと川がありましたから、この川の両端にこの川を管理する管理道路があります。これ公衆用道路ということのをさっき松尾部長の答弁では言われましたね。公衆用道路だと。ここをずうっとやっていると、実際は全部名古屋紡績の敷地だったんです。工場が建っていたんです。ところが、ここを見ていただくと、例えばここに3156の2というのがあります。これも登記簿があります。これを見ますと、やはり登記簿上も平成15年の5月1日、合併に伴う変更ということで、同年6月の18日に登記をやられております。平成15年というと、まだ4年ぐらい前ですね。40年前じゃないです。名古屋紡績は、先ほど申し上げましたように、31年ですから、もう50年も昔なんですね。登記は4年前。4年前の登記、これが今一つありますけれども、そのほかも同様にあるんです。ずうっと生きておるんですよ。平成15年に登記ということは、今現在まだ生きています、この土地が。この中の川の問題は、先ほど言われましたけれども、県が保存登記を昭和45年にして、それから穂積町に行って、それから名古屋紡績に移っている。けれども、この土地についても、実は問題があるんですね。もっと数十名の共有者の土地として確認することもできる。だから、その真実を究明しなきゃいけない部分なんです。

ただ、この場では、はっきりしている3156の2とか、いわゆるそのほかのところですね。その点について質問させていただきたく、3174の2、3204の2、3302の2、3475の2、3526の2、今言ったのは、この名古屋紡績敷地内の公衆用道路、管理道路です。このことについて、まずインプットしていただきたいと思うんですね。それで、この黒板については下げていただいて結構です。

今、説明をさせていただきましたけれども、この登記簿についても、これは執行部の方で確認ができるものであります。でありますから、そのことについてお聞きをいたしますけれども、名古屋紡績敷地内に共有名義の地権者がいるという事実については確認ができるでしょうか。

議長（藤橋礼治君） 松尾都市整備部長。

都市整備部長（松尾治幸君） 名紡敷地内の公衆用道路につきまして、私の方も登記簿謄本をとっておりますので、保存登記されている部分、あるいは土地の表示登記の部分等について確認のとれるものにつきましては、共有者名等も確認がとれます。

〔19番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 西岡一成君。

19番（西岡一成君） 先ほど、私が説明をさせていただきましたことについては、事実であるということの確認ができると思います。

それでは、言葉を変えて言えば、名古屋紡績の敷地に共有名義の個人の土地を取り込んでい

るというふうな言い方もできますね。

議長（藤橋礼治君） 松尾都市整備部長。

都市整備部長（松尾治幸君） 結果的にそういうことになるかと思ます。

〔19番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 西岡一成君。

19番（西岡一成君） 結果的にというふうに言われましたけれども、この部分については争いがありますね。結果的に、つまり当時これを調べれば、公衆用道路、管理道路があるということは確認できたはずなんです。にもかかわらず、先ほどの31年の12月28日の契約書の中にありますように、実際問題は穂積町がまとめて名古屋紡績に無償で提供しているわけです。ですから、今、松尾部長が言われましたけれども、結果的にという言い方ではなくて、私は、百歩譲っても重過失ですね。ですから、故意ですよ、はっきり言うと。わかっていますよ、こんなことは調べれば。役所がわからなかったら、だれがわかるんですか。私は20年ぐらい前に、道三めんの土地不正取引事件を摘発しました。そのときにも土地の取引の実態というのは物すごくずさんです。土地台帳すらない、県の調査で。こういう実態だったんですね。ですから、今、松尾部長が答弁されましたけれども、結果的にということは、これは間違いです。「結果的に」という言葉はちょっと取り下げてくださいなさいいけないんですが、いかがですか。

議長（藤橋礼治君） 松尾都市整備部長。

都市整備部長（松尾治幸君） 先ほどの議案の中には、文書的には3万坪ということですが、地番表示の部分につきましては、何番地がどうのこうのということでは議案の中では確認がとれておりませんので、ただ、現時点の公図を見ると、中に含んでおるといことですので、当時の契約書を見ていただくと別紙地番どうのこうのと書いてありますので、それについての添付書類は確認がとれておりませんので、今の図面を見ると、結果的に中に入っているといことしか、僕としてはお答えできないということで、「結果的に」という言葉を使わせていただきました。

〔19番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 西岡一成君。

19番（西岡一成君） あの図を見ていただければ、本当の境界すれすれのところに、要するに旧天王川であるとか、公衆用道路が通っておるわけじゃないですよ。あれを見れば一目瞭然でわかります。3万坪の土地を取りまとめて町が名古屋紡績に無償で提供するときに、この真ん中の土地が結果的に行ってしまったというようなことは、およそ常識的には考えられないのではないかというふうに私は思います。まだいっぱい質問がありますから進みますけれども、それは結果的というのは間違いだということだけ指摘をしておきます。

では、五十歩譲りまして、部長が申されましたような現状というものを踏まえてお聞きをす

れば、民事的にいえば、かかる状態というのは、共有名義人の所有権を名古屋紡績が侵害をしておるといふことになりませんか。

議長（藤橋礼治君） 松尾都市整備部長。

都市整備部長（松尾治幸君） 侵害しているかということにつきましては、私ちょっとその辺はどうなんかというのが、どういって答弁させてもらったらいいか、ちょっとよくわかりませんので、いろんな考え方があろうかと思いますが、名古屋紡績さんにつきましては、3万坪もらっているので、個人の所有権を侵害したというような認識は持っておられないのかなという気はしますが、逆のいろんな考え方がありますので、ちょっとそこら辺は私としては答弁のしようがないというふうに判断します。

〔19番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 西岡一成君。

19番（西岡一成君） これは穂積町がまとめたんです。直接今ここにおられる松尾部長がまとめたわけじゃないですけども、穂積町がまとめた。そのことをしっかり踏まえていただければ、よくわからないとか、いろんな考え方があるとか、これ、考え方の問題ですか。考え方の問題じゃないですよ。事実の問題なんです。事実を事実として認めるか認めないか、そのことなんです。事実は、先ほど申し上げたように、例えば多利の3156の2、公衆用道路214平米であれば、共有の土地であるというのが、松尾部長が先ほど申されたように登記簿上確認できる事実なんです。その事実を踏まえたならば、その上に建っていた工場、頭の上に乗っかっている状態、平成15年、つい4年前に生きている。乗っていたら、この状態を、よくわかりませんと。頭に乗っている状態をよくわかりませんか、考え方にはいろいろあるとか、全くそういう次元の話ではないんじゃないですか。私は価値観の話をしておるんじゃないんです、先ほどから。具体的に我々が調べ得る、手にし得る資料の中の具体的事実を踏まえて、その事実を事実として言っているだけなんです。ですから、今お聞きをしたように、共有名義人の所有権を、事実として侵害しているんじゃないですかと言ったんです。もう一回聞きます。

議長（藤橋礼治君） 都市整備部長。

都市整備部長（松尾治幸君） 考え方と言いましたのは、名紡さんは全部自分の敷地だといふふうに認識されているのではないかということでの考え方ということで、個人の敷地を名紡が侵害しているということについては、名紡さんはそういう認識ではないのではないかという、いろんな考え方があるといふことでの考え方を示させていただいたわけでございます。

〔19番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 西岡一成君。

19番（西岡一成君） それは、確かに名古屋紡績の側は、抗弁としてどういうことを言うてくる可能性があるか推測できるんですよ。穂積町が地権者の土地をまとめて、3万坪を名古屋

紡績に無償で渡した。もらった方はその間の事情は一切知らない。とにかく3万坪もらったんだと。まさかそんなところに、要するに登記上共有名義のある土地が含まれておるなんて知らなかった。全然そんなこと知らなかった、その当時ね。所有権移転もしてしまったというようなことを恐らく言うてくるかもわかりません。そういう意味では、そういう考え方があるかもしれない。けれども、私が今問題にしておるのは、取りまとめた穂積町、今の瑞穂市がその事実をどう見るかということなんです。名古屋紡績がどう見るかの問題じゃないです。穂積町がどう見るかという問題を聞いておるんですね。その点、どうですか。

議長（藤橋礼治君） 松尾都市整備部長。

都市整備部長（松尾治幸君） 先ほども申し上げましたとおり、名紡の敷地内には、公衆用道路の地目といたしまして6筆、それもそれぞれ共有ということで、先ほどの登記簿謄本から見ますと、登記がされているということの確認はいたしております。

〔19番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 西岡一成君。

19番（西岡一成君） これはもう明らかに共有名義人の所有権を名古屋紡績が事実として侵害しておるといふふうに私は思います。これは、民事的にはそうですけれども、刑事的にいえば公訴事項はもうとっくに完成しているけれども、私に言わせれば、不動産侵奪罪ですよ。これを穂積町がやったと、そういうふうに思っております。

ともあれ、それをやったのは、もう一回、くどいほど確認しますけれども、穂積町がやった、こういうことですね。

議長（藤橋礼治君） 松尾都市整備部長。

都市整備部長（松尾治幸君） 先ほど、西岡議員さんが議会の議案の中で言われた過去の経緯の契約書を見ますと、穂積町が名紡さんに3万坪を無償提供したという経緯から見ますと、そのようになろうかというふうには思います。

〔19番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 西岡一成君。

19番（西岡一成君） ということは、穂積町に責任がある。つまり瑞穂市に責任があるということですよ。

議長（藤橋礼治君） 松尾都市整備部長。

都市整備部長（松尾治幸君） 当時の穂積町の行為を、合併後、瑞穂市が引き続いておるといふふうに認識はしております。

〔19番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 西岡一成君。

19番（西岡一成君） 責任があるということを確認されたということですね。

議長（藤橋礼治君） 松尾都市整備部長。

都市整備部長（松尾治幸君） 過去の穂積町で行われた行為は瑞穂市に引き継いでおるという認識であります。

〔19番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 西岡一成君。

19番（西岡一成君） 瑞穂市に過去の責任を引き継いでおるといふふうにお認めになられたといふふうに思っております。

率直に申し上げまして、私も来る前にちょっと議会便りを調べてみましたならば、これまでに名古屋紡績に土地を提供して、代替地をもらっていない、そういう事例の質問を5回やっています。繰り返し繰り返し5回やっています。前の市長のとき、一切前進が見られていない。おじいさん、おばあさんが亡くなって、子供になったら、昔のことは知らないんです。ほうっておけばほうっておくほど、どんどこんどこ記憶が、証拠がなくなっていくんです。自分とこに土地がなかった。だから、お金を借りて土地を買って、提供した。けれども、土地はもらえない。こういう事例について再三再四質問をしまいいりました。ですから、松野幸信市長は、時効にはしない、こういうことを答弁されておるんですね。その他の問題、地番の問題についてもですよ。名古屋紡績の代替地の解決について、未解決の問題が50年たったとしてもそれは時効にはしない。こういうことを言われておるんです。議事録の中で確認することができます。ですから、私が申し上げたいのは、しからは、市として、どういうふうな責任を、どういうふうにしてとっていくんだと。解決しなければいけないと考えるのか、あるいはそれとも、このままほかっておいてもいいと考えるのか、まず基本的な考え方をお聞かせください。

議長（藤橋礼治君） 市長 堀孝正君。

市長（堀 孝正君） 私の方からお答えをさせていただきます。

いろんなことが今わかってきたわけでございますけれども、ここにダイヤモンドシティの話がございました。実は薄々いろんな問題があるということを知っておりましたので、私も最終的にそういうことを解決するには難しいというようなこともいろんなところから情報も入りまして、土地の道路認定の関係も少しあきらめたわけでございます。そんな中におきまして、やはり穂積町を引き継いでおりますが、瑞穂市でございます。こういったことをこれから解決しながら、名古屋紡績さんのためにも、市のためにもやはり解決すべきはしなくてははいけない。それに前向きに対処して、お互いのためになるように取り組んでまいりたい。また、それがひいては将来のまちづくりにつながるように取り組んでまいりたい、このように考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます、私の答弁とさせていただきます。

〔19番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 西岡一成君。

19番（西岡一成君） 今、市長の、やや一般論的な方向性の答弁がなされましたけれども、私はもう少し具体的に、どういうふうに市として対応をしていくかということについて、具体的に提案をさせていただきたいと思うのであります。

一つは、こういった事実経過を踏まえて、土地を取りまとめた責任がある瑞穂市として、名古屋紡績に対して、他の地権者の土地を勝手に第三者に貸す行為、例えば、今、市長が答弁されたダイヤモンドシティの誘致の問題、あるいは今ほかのところを探しているかもしれません。これから探すかもしれません。いずれにいたしましても、そういう第三者の共有名義の土地をほかの人に貸すと、企業誘致も含めて、直ちにやめるように申し入れていただきたい。そのことをお聞きいたします。

さらに、具体的解決に向けた対応としては、先ほど申し上げた名古屋紡績の土地取引の経緯、そして、他の土地所有者がおられるという事実、名古屋紡績に土地を提供しながら、いまだに代替地をもらっておられない地権者がいるという事実、こういうことを踏まえれば、最低限でも市、地権者、名古屋紡績の3者でこの問題の解決に向けた協議の場を設けるべきであるというふうに思います。これが二つ目です。

もっと言いますと、先ほど市長が答弁されましたけれども、その協議の場では名古屋紡績跡地の利用についてもテーマにすべきだというふうに私は考えております。そもそもまちづくりというものは、今この地に住んでいる私たちが当面する問題の対策だけに目を奪われてはならないと思うのであります。何百年後に、この地に住む私たちの子孫やよそから来られる人々のために、今どういう政策を実現しておくことが私たちの責任かという戦略的視点が必要だというふうに思います。大量生産、大量消費、あるいは目先の金もうけばかり考えたまちづくりは、歴史的に見れば一過性のものにすぎません。源頼朝が鎌倉幕府を開いて武士の社会をつくってから明治維新まで676年、徳川幕府だけでも300年であります。それに比べれば、日本が明治維新から資本主義社会に移って、まだたったの139年しかたっておりません。少し前に、縄文杉で有名な屋久島の森についてテレビで見たわけですが、400年前に大仏の建てかえか何かで伐採をしたそうでありまして、そのときに植えた木が、400年後に成長して立派な森になっている。こういう番組でした。そのときに私が本当に思ったのは、やっぱり今生きている我々は、今生きるだけじゃなくて、未来に生きるんだ。そういう観点からやはり政治というものは考えていかなきゃいけないんだ。こういうことを強く思った次第であります。目先ばかり考えた生活と、その対応に目を奪われていますと、この小さなまちの土地は、金もうけ目当ての投機の対象として無秩序な虫食い開発が一層進められ、やがて田んぼがなくなり、緑がなくなり、極端なことを言えばコンクリート砂漠の中で労働と労働力の再生産のためだけに、潤いも安らぎもなく、日々を送らなければならないまちになりかねないわけでありまして。要するに私が言いたいのは、そういう歴史的視点でのまちづくり、具体的に名古屋紡績の問題という当面の課

題に当てはめれば、その跡地利用についても、かかる視点から、市、地権者、名古屋紡績の共同で協議していくべきことを強調したいわけであります。

以上、3点申し上げましたけれども、再度、堀市長の答弁を求めたいと思います。先ほどの一般的な答弁に対して、私は具体的な提案をさせていただきましたので、一緒に住民の皆さんと解決をしていくという前進的な方向で答弁をいただければというふうに思います。

議長（藤橋礼治君） 市長 堀孝正君。

市長（堀 孝正君） ただいま、名古屋紡績関係に係ります土地の問題におきまして、いろいろ御質問をいただき、最終的に御提言もいただいたところでございます。いずれにしましても諸問題がこの土地には残っておりということがよくわかりました。その契約書の中に、ちょっと余談になりますけれども、穂積町が責任を持って渡すということになっておるかと思いますが、そういう中において、そういったことを怠ったことが今ここへ出てきておるのではないかと、そんなふうに、私、認識をしておるところでございますけれども、いずれにしましても、今御指摘ございましたこのことにおきましては、名古屋紡績、そして瑞穂市、土地所有者、地権者は現実にあるわけでございます。3者がこの問題を解決すべく、そういったテーブルを設けながら、努力をさせていただき、その土地利用につきましても、これは現在、ほとんどの土地が名古屋紡績個人の土地でございますので、土地利用に当たりましても、やはり将来のこともいろいろ考えて、最もよい土地利用ができるよう、そういったテーブルの中でも話し合っていくということで、私としましては、そういう形でひとつそういう努力をしてみたいと思っておりますので、御理解をいただきますようによくお願いを申し上げて、私の答弁にかえさせていただきます。

〔19番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 西岡一成君。

19番（西岡一成君） ありがとうございました。

今申されました具体的な協議の場を設けるという方向で、鋭意努力をしていただきたいと思います。

とにかく名古屋紡績も、今でこそ自分の土地だ、自分の土地だというふうに言っておりますけれども、その取りまとめの中には多くの地権者の苦勞があった。こういうことを踏まえていただきたい。そして、企業というものは、社会の中で、地域の中でともに発展するんだ。そういう社会的責任があるんだということを自覚せずに、金もうけのことばかり考えてはいかんといいことなんです。そういうことを申し上げて、時間がございませんので、次の瑞穂市街路灯及び防犯灯の設置及び管理に関する取扱要綱について、はしよりながらお聞きをしたいと思います。

市長は、午前中の若園議員の質問に対して、街路灯、防犯灯はすべて将来は公設公営で無料

としたい。どこから始めるかということで、まず通学路から始めたいというふうに答弁をされております。確かにその点だけ聞けば、マニフェストどおりでありますけれども、問題は、瑞穂市街路灯及び防犯灯の設置及び管理に関する取扱要綱の内容が問題であります。まずは街路灯・防犯灯についての定義の問題についてであります。要綱によりますと、通学路は街路灯と位置づけられ、通常の安全確保のため必要な場所に設置することになっております。そこで、お聞きをいたしますが、通常の安全確保という言葉の概念、定義はどういうことでしょうか。議長（藤橋礼治君） 松尾都市整備部長。

都市整備部長（松尾幸幸君） まず、この要綱の趣旨でございますが、当面は主要幹線の通学路ということでございますので、小・中学生が登下校に安全で安心して通学できるというようなところから、そういうところの場所については街路灯を設置していきたいということでございます。

〔19番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 西岡一成君。

19番（西岡一成君） 時間がありませんので、結論的なことを申し上げますけれども、この要綱は、実は先ほどの市長の若園議員に対する答弁と内容が違ふんですね。読んでいただければ明らかなんですよ。要するに防犯灯については、設置は市だけでも、維持管理については自治会がやってもらう。これは前の市長の当時のままなんですよ、はっきり言って。今、通学路のことだけ抜き出して言われたけれども、それはどういうことかということ、傍聴者の方はその規約がないからわからんだけれども、結局は街路灯に通学路の照明をすることによって、街路灯というのは、まさに今、公設公営だったんですよ。ですから、通学路を街路灯にすることによって、いわゆる公設公営で、そこから優先してつけるという、いわゆるすり抜けの小細工なんですよ、はっきり言って。マニフェストはそうじゃないんですよ。日本一明るいまちづくりをナトリウム灯で通学路も生活道路も皆つけていく。これがマニフェストの具体的な内容なんです。ですから、先ほど若園議員が、市長の答弁は矛盾していますという話をされたんだけれども、その矛盾の指摘の方向は、マニフェスト自体を要綱に合わせろという主張なんです。僕は、それとは全く逆の意味で矛盾しておるんです。市長の答弁どおりの要綱をつくりなさいということなんです。同じ矛盾でも立場が全然違う。マニフェストで掲げているのは、2年以内に完了すると言っているんですよ。2年以内に完了することになったら、今つくっているこの要綱は、ほかに水銀灯とか、蛍光灯とか、ナトリウム灯というものを並列しておるんです。マニフェストとどういう関係がありますか。ずうっと要綱を読んでいったら、実際問題、子供たちが夜暗くなって通ったら、ついている電気は、これ街路灯ですなんて思いますか。街路灯と思う意識もあると同時に、あっやっぱり怖いから、これ見たら、いいわ。ちょこっと安心ですわみたいな、要するに安全・安心、非常に防犯上の対策としても必要なんです。特に最

近、学校の登下校のときに襲われる。そういうようなこともいろいろありますよね。まして暗くなったら見えないんですから、引きずり込まれたら大変ですよ。だから、この要綱にあるように、街路灯とは、主に夜間における交通安全を図る目的。防犯灯、主に夜間における犯罪等を防止する目的。こんなことを書いておくから、だんだんだんだんさっきのような小細工をしていかなきゃいけないようなことになっちゃうんですよ。産業建設常任委員会でも申し上げたとおり、こういう要綱が例規集でインターネットで全国ネットで流れたら恥ずかしいですよ。賢い小学生であれば、情報だけ集めてつなげば、これより立派な要綱をつくれますよ、多分。そんなもの全国に流れちゃったら、瑞穂市の市長はそんな程度か、幹部はそんな程度か、議員はそんな程度かといって笑われるんです。ですから、私は、これはもったときちと整合性のあるものとして、上からも横からも、下からつついてもつじつまの合う物差し。物差しというものは、どれに当てはめても筋が通る。人によって当て方が変わってみたり、大衆によって当て方が変わってみちゃだめなんです。基準というものはそうふらふらしちゃだめなんです。ですから、私は、こういう要綱というものには委員会の中でも反対したんです。

質問としては、市長の答弁、市長のマニフェストに合った要綱を、しからば、いつつくるんですか。これ、答弁してください。

議長（藤橋礼治君） 市長 堀孝正君。

市長（堀 孝正君） お答えをさせていただきます。

いずれにしましても、私は、さきの選挙におきまして、岐阜県で最もコンパクトな市でございます。最も安全で安心な岐阜県一明るいまちをつくりたい。それを掲げて、公設公営でと言って当選をさせていただきました。市民の皆さんは、それだけでもいいからという声がたくさんお見えになります。でありますので、今御指摘のありましたように、私のマニフェストに合わせまして、先ほど松野藤四郎議員の質問でも、明るかったらという、実際に事故の起きたところは暗いところでございます。それは防犯でございます。でありますから、マニフェストに合わせた要綱に変えさせていただく。要綱でございます。変えることができますので、変えさせていただきますので、議会の皆さんの御理解をいただきますようよろしく願いをして、答弁とさせていただきます。

〔19番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 西岡一成君。

19番（西岡一成君） 時間がありませんので住民投票はちょっと飛ばして、入れ歯の回収ボックスの設置について質問をさせていただきたいと思えます。

本件につきましては、特段代表質問でするほどでなくても、担当と話して、すぐに解決のできる問題であります。ただ、より多くの住民の皆さん方にこの事実を知っていただきたい、そういう思いで質問をさせていただくものであります。

特定非営利活動法人で日本入れ歯リサイクル協会という団体があるわけですが、そこで、不要となった古い入れ歯、金属のついていない入れ歯は回収できないということであります。これを回収して、その入れ歯に使われている貴金属を精製して、その益金40%を日本ユニセフ協会に寄附をして、世界の恵まれない子供たちに対する支援を行う。それとともに、不要入れ歯回収ボックスの設置に協力する地方自治体の福祉団体にも益金の40%寄附をすると。そのことによって地域社会の福祉にも貢献をする。こういう事業を行っているわけですが、私も全然知らなかったわけですが、入れ歯には、歯にかけるばねがついていますよね。この材料というのがパラジウム合金というそうですね。パラジウム合金というのは非常に貴重な貴金属ということで、どういうものかということ、金が12%、それからパラジウムが20%、銀・銅が50%含まれておるということで、簡単に言っちゃうと、一つの入れ歯で2,500円の値打ちがあるらしいんです。一つの入れ歯で2,500円の価値があるということで、平成16年の歯科の医療費の総額が2兆5,000億円なんですね。それで、2兆5,000億円の中で、47.8%が欠損を補綴する、そういうことに使われるという話であります。ですから、2兆5,000億に47.8%を掛けると1兆1,950億円が欠損の補綴の医療費になってくるわけがあります。

入れ歯治療費は最低でも30%ということを見込みますと、3,585億円ということで、その中でパラジウム合金が20%程度というふうに、これ、明海大学は43%というふうにやっておるそうですね。ですから、そうしますと717億円になるということなんですね。ですから、そういうものが、もう新しく作り変えたから、眠らせて、家にほかっておくという状態があるということなんですね。ですから、そういう入れ歯を何とかして子供たちのためにも活用できないかということなんです。全国の自治体でも入れ歯回収ボックスを設置する自治体が広がっております。とにかく設置に当たりますと、日本入れ歯リサイクル協会からボックスが送ってくるそうです。ですから、予算も何も要らない。ただ、置きますよということさえ確認できれば、それでいいわけなんですね。特に手間もかかりません。

世界じゅうで毎年1,000万人近くの子供たちが5歳の誕生日を迎える前に亡くなっているということがあります。市への協力は、こういうチラシを張ってくださいよということとか、あるいはその入れ歯は捨てないでというような、こういうチラシを人に見せてくださいよというようなことの協力をお願いしておるんですね。ですから、これはすぐできますので、入れ歯というのがどれだけ世界の飢えた子供たちや病気の子供たちを救うことになるか。一つで毛布200枚、そういうことがほかの資料にも書いてあったように思いますので、時間がありませんから終わりますけれども、ひとつこういうことについても、ぜひ市としても協力をしていただけるといいんじゃないかというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

議長（藤橋礼治君） 青木市民部長。

市民部長（青木輝夫君） この入れ歯回収ボックスにつきまして、最近マスコミでもちょっと

取り上げられたことがございます。現在では、東海地方より北の方で行われているということを知っておりますけれども、この回収につきましては歯科医師の方の御協力も必要になってくるかと思われまます。先進地といいますが、行っているところの事例等も参考にしまして、当市で取り組めるかどうかということ調査してまいりたいと、かように思っております。

〔19番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 西岡一成君。

19番（西岡一成君） じゃあ、よろしく願いをいたします。これで質問を終わります。

議長（藤橋礼治君） 以上で、改革代表の西岡一成君の発言はすべて終わりました。

これで会派の代表質問は全部終わりました。

議事の都合によりまして、10分間の休憩をとります。

休憩 午後3時34分

再開 午後3時47分

議長（藤橋礼治君） ただいまの出席議員は18人であり、休憩前に引き続き会議を開きます。

個人質問の通告がありますので、順番に発言を許します。

1番 安藤由庸君の発言を許します。

安藤由庸君。

1番（安藤由庸君） 議席番号1番 安藤でございます。

通告に従いまして、一般質問を行います。

今回質問いたしますのは、市の職員の採用のあり方についてということであります。

昨今、日本経済の回復というふうに言われておりました、民間企業でも徐々に新規従業員の採用をふやしているというふうに言われております。加えまして、昨年ですと、2007年問題というような表現がされますように、団塊の世代と呼ばれる第1次ベビーブームに生まれまして皆さんが60歳の定年を迎え、現役の一線から退くという状況が生まれてきておるわけでありまます。

そうした状況の中にありまして、当市の一般行政職、一般的には事務方と呼ばれるような方々の人数のピラミッドといいますが、配分を見ますと、ちょうど団塊の世代と言われるような方々のところに一つの山を形成し、それから30代の半ばで一つの山を迎えて、二つのピークを持った山型で職員の年齢構成がされているわけでありまます。

ではということで、もう少し若い年代の方を見ていきますと、この平成19年度に誕生日を迎えるという職員の山を見ますと、今年度32歳を迎える職員から以下につきましては、最高で5人、それ以外は1人というような大変いびつな年齢構成を持っているわけでありまます。松野市長のときに、平成16年度ベースで17年、18年、19年の3カ年で経常経費を3割削減するというような方針がありまして、現実に経常経費削減の一環として、人員の削減も自然減を使い

まして行われてきたところでありますが、実際に職員の年齢構成を見てみますと、むしろ人件費を削減するという目的はともかくといたしましても、余りにも若年層の職員の数が少な過ぎる。午前中の答弁で、市長が今年度、それから来年度、3ヵ年について職員の減員の数を話されましたけれども、そこで出た人数を減らしますと、今後、市の行政サービスそのものの質の低下、量の低下が招かれるのではないかというおそれがあるわけであります。

そこで、採用を担当しております市長公室にお伺いをいたしますけれども、まず初めに、合併をしてから以降、こういったふうにして職員の採用が行われてきているのか。具体的に言いますと、平成16年、17年、18年の3ヵ年で採用されました一般行政職は計で7人しかおりません。こういった状況なわけですけれども、この採用がどのような形で行われてきているのか。それから、今後、職員の採用をどのようにして行っていくつもりなのか。それから、若年層で大変少ない職員の確保を特に行っていく必要があると思うと同時に、今後、大量に職員が定年退職を迎えていくという現状を考えて、その退職者に見合う人数を今後定期的に、そして定量的に採用していくつもりがあるのかという点について、お伺いをいたします。

議長（藤橋礼治君） 広瀬市長公室長。

市長公室長（広瀬幸四郎君） では、安藤議員さんの御質問にお答えします。

まず1点目の職員の採用方法についてですが、これは地方公務員法に基づきまして、人事委員会を行い、瑞穂市においては、職員の採用及び承認は競争試験、または選考によって行うと書いてありますので、それに従って、瑞穂市においても一般職の職員すべて教養試験及び事務適性検査、小論文試験、面接による厳正な競争試験を行って、採用しているところでございます。

最終的な採用人数については、自治体の規模により国の標準の定員モデルがありますが、その人数を参考にしながら、かつ退職予定者数を勘案しながら、一定の人数を採用しておるような状況でありまして、一応7名ということをお願いしているところでございます。

それで、平成20年度の採用の経緯を申し上げますと、応募は全国からありまして、一般行政職が254名、保育士等が115名の応募がありました。結果としまして、一般行政職1名、保育士5名、保健師2名、単純労務の職員が1名の9名を採用する予定でございます。今年度の状況を見ますと、内定通知を行っても、他市とかけ持ちで受けている方とか、そして最近の景気回復がありまして、民間に行かれる方が多いもんで、結構過去に比べますと、受験される方の方もレベルがちょっと低いかないというような感じを受けておるところでございます。

次に、2点目の今後の採用方法についてですが、今後も現在と同様に、厳正な競争試験を行って優秀な人材を採用していきたいと考えております。

また、民間の採用、他市との競合による辞退者の防止については、他市に負けないような魅力ある瑞穂市としていくことは当然ですが、社会情勢を見ながら、採用試験の日程や受験資格

などについて、毎年その都度、検討を行いながら進めていきたいと思っております。

最後に、3点目の採用定員についてですが、基本的には、定員管理に留意しながら、職種ごとに一定の人数を採用、確保していく予定でございます。具体的には、平成23年度の当初までに毎年度6名から8名程度の採用を目標にしていくつもりでございます。これは、定年退職者の数が、各職種合わせまして、平成20年度末に14名、同じく21年度に13名、22年度に11名の退職が予定されているから、その点を踏まえまして、約半数を補充しながら進めていきたいと、このように考えております。

これにおきまして、最終的に平成23年、集中化プランの予定では、職員総数357名のうち、消防署、また特別な水道や公営企業を除いて、約250名が事務職、保育士でやっていくつもりでございますので、よろしく申し上げます。

〔1番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 安藤由庸君。

1番（安藤由庸君） 採用の件につきましては試験によるということで、それから、採用の定員については7名前後というような回答であったわけですがけれども、平成20年度の一般行政職の採用人数が1人ということは、標準とされる人数7名に対して明らかに少ないんではないかということが言えるわけです。この1人というものは、いわゆる採用を、今ですとまだ内定ということになるんでしょうけれども、出した通知なのか、それとも実際に出したけれども、他の自治体とのかけ持ち等で辞退があった結果として、残ったうちの1人なのかということをはひとつ確認したいんですけれども。

議長（藤橋礼治君） 広瀬市長公室長。

市長公室長（広瀬幸四郎君） 平成20年度は、平成19年度に退職する方が3名ですので、半数という考え方で、一応2名合格者を出したんですが、1名の方が辞退されまして、それで結果的に1名ということになっております。これは保育士についても同様に、6名の合格で1名の辞退を受けておりますし、管理栄養士なんかにつきましても1名の合格が辞退ということで、それぞれいろんなところをかけ持ちしてみえますので、結構辞退が多いもんで、その点はこれからの課題だと思っております。

〔1番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 安藤由庸君。

1番（安藤由庸君） そうすると、先ほどの答弁の中にありましたけれども、募集に応じるに足る魅力を持ったまちにするという言葉があったわけですがけれども、逆にその言葉をとって言うわけではありませんが、辞退者が出るといったところ、一般的には市町村、それから都道府県もそうですし、国家公務員でもそうなんだろうけれども、それなりに魅力を持った職場であると時には言われるわけですがけれども、そういった魅力を感じないというふうはこの辞退を

した方はとったんだろうと思うわけですが、それは一体どの辺に、他の市と比べて、この瑞穂市の市役所といいますか、市の行政といいますか、この職場に対して魅力がないというふうに思われたかという、その辺の予想は立ちますか。

議長（藤橋礼治君） 広瀬市長公室長。

市長公室長（広瀬幸四郎君） 今回辞退された2人につきましては、ほとんど大きいまちですね。人口規模の大きいまちに行かれております。それと重ねて受けている方も見えまして、大体大きいまちに優先的に行かれる傾向に思われます。

〔1番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 安藤由庸君。

1番（安藤由庸君） そうしますと、魅力のあるなしというのはまちの規模によるというふうに市長公室としては考えているということなんでしょうか。

議長（藤橋礼治君） 広瀬市長公室長。

市長公室長（広瀬幸四郎君） 受験生から見ますと、そういうふうに思われている傾向が多々あります。

〔1番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 安藤由庸君。

1番（安藤由庸君） 実は同じような話は一般企業でも言えるわけでありまして、大きな企業は魅力があると。小さな企業はあまり魅力がないというふうに言われるわけですがけれども、その反面、大きなところは、一つの専門的な分野を常にやると。小さな企業ですと、全般的に職場を歩きながら、その職について知識を学んでいくというようなふうに行われているわけで、そういうふうにもし言えるのであれば、別段瑞穂市そのものが魅力がないというようなことはないだろうというふうには思うわけでありまして。

そういったところの自治体としての市といいますか、職場としての市、職場としての市役所、そういったものの魅力があまりアピールできていないんだなということなのかなというふうに思います。しかしながら、そういった魅力が乏しいと。そして、そういったことで市の職員の採用が結果的に少なくなっていくということになりますと、将来的には市の行政サービスそのものの量、それから質というものが低下していくであろうという懸念はぬぐえないわけでありまして。

ちょうど若年層の人数が少ないというようなことは、今現在の民間企業でも言われておるわけでありまして、団塊の世代の退職によって、技術継承だとか、その企業の魅力の風土ですね、そういったものの継承が危うくなっているというようなことは常々報道されているということでもあります。

民間企業においてもそうであるように、市と言わず、国も含めた公共団体のように、50年、

100年という長いスパンでいろいろな施策を検討、実施していかなきゃならないところが、若年層の確保ができないがために長期的なスパンだとか視点に立った政策そのものの立案、検討ができなくなるというふうなことがあっては困るというふうに思うわけであります。

これは当面のということになるのかもしれませんが、今現在、一般行政職として雇用されている人数が205人だというふうに聞いております。先ほどの答弁の中で、保育士等も含めて250人という数に落ちつかせたいというような話でありましたけれども、例えば平成20年度について1人、それから、先ほどの中では平成23年度については6人から8人の採用をしたいと言っているわけでありましてけれども、今後、この6人ないし8人というような数を確保していけるような見込みがまずあるのかどうかという点について、お伺いいたします。

議長（藤橋礼治君） 広瀬市長公室長。

市長公室長（広瀬幸四郎君） 先ほども言いましたとおり、申込者は大体250近く来るんですが、それで受験されるのが大体180人ぐらいなんです。その1割を合格者というような感じでやっておるわけなんです、ところが、今の六、七名というと、この中で2割ぐらいの合格者の中から小論文や面接の中で選択していく必要が生じるんじゃないかなというふうには思っております。

〔1番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 安藤由庸君。

1番（安藤由庸君） そうしますと、2割ぐらいの合格者を出したとしても、多分また辞退者もそれにつれて、もしかしたらそれ以上のスピードでふえるというような懸念もあるわけですね。そうすると、不足したといいますが、ともすると、その予定人員に対して不足をする事態もあるのかなという気もするんですが、その辺は、仮に不足をしたというようなこと、もしくは不足するような予想が立った場合に、その不足分は、例えば今ですと、みずほ公共サービスが一部窓口業務を請け負っているような格好で補充をするのか、それとも、例えば嘱託だとか、日々雇用だとかというような格好で補充をするような格好になるのか、その辺はどうなんでしょうか。

議長（藤橋礼治君） 広瀬市長公室長。

市長公室長（広瀬幸四郎君） 安藤議員言われた嘱託員とか、あと日々雇用とか、アウトソーシングでみずほ公共サービスへ出すとか、みずほ公共サービス以外も、アウトソーシングで出せるものは、今の情報センター関係もそうですけど、そういう電算化で合理化を進めていく以上、しないと、市民のサービスの低下が起こり得ると思いますので、そういう手段でやっていきたいと考えております。

〔1番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 安藤由庸君。

1番（安藤由庸君） みずほ公共サービスなどにアウトソーシングという格好で出すということなんですけれども、市役所の仕事そのものは、やっぱり窓口の受付業務から始まって、最終的な部長、市長の決裁まで、ある意味一貫した流れの中で行われていくものでありますし、それから、そういったいろんな事案の判断をしていくためには、窓口の業務なども経験をしていかないと、いわゆる現場と、それから意思決定の中枢部ですね、その辺との意識の乖離というものが起きてくるだろうというようなことは否めないわけでありまして、そうすると、やっぱりそれが、先ほどから言っていますように、結果的にはサービスの低下になるような気がするわけでありまして。

今、市役所の窓口というような話ばかりをしてきましたけれども、例えばほかの、このまちですと市民センターであり、総合センターであり、図書館でありというようなところ、そういった市役所本体とは別のところでいろんなサービスを行っているところでも同じことが言えまして、現場をきちんと見ていける、それも長く見ていける、そういった職員がやっぱり必要になってくるだろうと。それはもちろん市役所本体についても同じことでありまして、そういった現場を見ながら、将来のいろんなサービスのあり方、それから質だとか量だとかいうものを検討していける職員を継続的に採用、そして配置していくということが市民に対するサービスを低下させないということになるろうかと思えます。このサービスを低下させないようにすることについては、午前中に若園議員の質問に対して市長がみずからお答えになったことでありますので、市役所職員の採用についても、そうした方針で取り組んでいっていただきたいというふうに思うところでございます。

それから、話が戻りますけれども、なるべく採用辞退者が出にくい、そうした市としてのPRを今後行っていく必要があろうかと思えますけれども、また魅力をつくるために、職場内のいろんな改善もなされていくべき、いわゆる風通しがいいだとか、職員のいろんな意見が行政の施策として、行政といいますか、市役所側からの改善要求として市民に還元されるような、そういった体制づくりなんかも必要になってくるのではないかと思います。

これはなかなか言いにくいことだろうと思えますけれども、そういった職場内からの意見の吸い上げなんていうのは、今どんなふうになされていますか。これは市長にお伺いした方がよろしいですかね。職員からの意見の吸い上げ等というのは今行っていますか。

議長（藤橋礼治君） 広瀬市長公室長。

市長公室長（広瀬幸四郎君） 職員からの吸い上げにつきましては、今回でもそれぞれ組織の改革のときもそうでしたけど、一応職員にどんなふうにしたら仕事がうまくいくとか、実際仕事をやる方の意見を聞きながら進めたように、何かあるときにはなるべく職員の意見を聞いて、例えばホームページならホームページでも、今そういう委員会とか、広報の委員会なんかもつくりながら、職員それぞれ横の関係を深くした職員のプロジェクトみたいなものをつくりなが

ら進めていきたいと思っております。現実に、今の下水道の審議会も政策推進課から下水道の方へ行っておるとか、そういう横断的な職員の声を聞けるような状況をつくっていくことが我々の仕事かなと思っておりますので、よろしくお願いします。

〔 1 番議員挙手 〕

議長（藤橋礼治君） 安藤由庸君。

1 番（安藤由庸君） いずれにしても、職員が働きやすい、それから長期的にいろんな政策を立案していく上で、その政策が実行できるような職員の採用、それから配置、そういったものが行われることを要望いたします、私の質問は終わります。以上であります。

議長（藤橋礼治君） これで、1 番の安藤由庸君の発言は終わりました。

議員の方に報告をいたしますが、議事の都合によりまして延長をいたします。

続きまして、9 番 山田隆義君の発言を許します。

山田隆義君。

9 番（山田隆義君） 議長のお許しを得ましたので、一般質問をさせていただきます。

堀市長は、本年 4 月の選挙におきまして当選されまして、6 月から市長の職務執行をなされているところであります。今までの経緯は、前任者の予算編成の中で執行をされているというのが基本だと思っておりますが、来年の、20 年度の予算編成については、マニフェストに沿った形での自信を持った予算編成をされるものと思っております、大きく期待しているところでございます。そういう観点から、予算編成の絡みで質問をさせていただきます。

その中で、午前中には我が会派の若園議員が代表質問をしましたので、重複する部分については割愛をさせていただきます。

歳入面でいろいろ申し上げていることがございますし、歳出面でもございますが、要は地方分権時代におけるバランスのとれた歳入の範囲内での手厚い歳出予算を立てるべきであると。私は、一般企業でいえば B S バランスシート、貸借対照表ですね。それと、やはり企業というものは利益追求でございますので、P L パブリケーション、損益計算書というのが必須の決算書でございます。しかし、公共企業体、公共事業体は P L パブリケーションは要求いたしません。あくまでも歳入の範囲内での手厚いサービスというものができないかというのが、いわゆる市長職、行政職の経営手腕にかかってくるものと思っております。

税金は取るけれども、サービスが低い。これは、瑞穂市の市民の重税感が漂っておるところであります。サービスが悪いということなんですね。サービスをよくするためには、やはり行政改革の中で、有効に重点配分をしながら、政策執行を図っていくということが大きく期待しておるところでございます。

そういう観点から、歳入面でとらえてまいりますと、歳入の一般的な主税は固定資産税、そ

れから市民税でございますが、そこへ私は市民の活性化と、それから潤いのまち、住んでよかったまちを築いていくためには税収の担保というものが大事であります。今現在、地価は、瑞穂市はまだ微減でございますが下がっております。やはり地形的には非常にいいところでありますけれども、施策が芳しくないから下がっておるといことなんですね。

私は、そういう意味におきまして、ぜひとも地方分権時代の歳入を担保するために、優良企業の企業誘致というものが大事であると。と同時に、中小商工業者の振興策を行政みずからリードするということが大事だろうと。そういうことについての方針をお聞きします。

また、歳出面においては、老若男女、住んでよかったまち、何となく潤いがあって、やはりいいまちに私たちは住んでおるなというまちにしたい。そのためには、人間尊厳の社会、ノーマライゼーションと昔から言われておりますが、現在においても、普通の健常者には光が当たっておるけれども、弱者に対しては光がまだほど遠いという部分があります。そういう観点から、弱者に対する光、特に高齢者に対する光の当て方、また何らかの形で障害を持っておられる方への配慮、こういう問題について光を当てた質問をさせていただきますので、私は、市民の声をしっかり届ける唯一の議員でございますので、堀市長の執行の予算編成を大きく期待しておりますので、あとは一般席から質問させていただきます。よろしくをお願いします。

まず、歳入ですね。企業誘致、かつまた商工振興策を行政の中でどういうふうに位置づけされておるか。組織がえの中で、どのような重点的な施策の執行をされる行政改革をされておるのか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

議長（藤橋礼治君） 新田総務部長。

総務部長（新田年一君） まず、全般的に新年度の一般会計といいますが、予算編成について触れる前に、先ほどお尋ねのありました企業誘致と商工業振興の担当部署につきましては、今現在検討しております中で、課は変わっておりません。都市整備部の中の産業経済課の中で位置づけをしております。

それでは、新年度の20年度予算編成に当たりまして、先ほど、市長の方からも冒頭の答弁...
...

〔「そんなものは要りません。カット。僕の具体的なところだけ答弁してください」と山田議員の声あり〕

総務部長（新田年一君） そうですか。はい、わかりました。

議長（藤橋礼治君） 松尾都市整備部長。

都市整備部長（松尾治幸君） 山田議員さんの、企業誘致と商工業振興についてどう考えておるかということでございますが、長引く景気低迷によりまして、就業のあり方や終身雇用制度の従来からの雇用のあり方、あるいは就職や転職そのものに対する意識が大きく変化してきております。本市におきまして、雇用、就業の状況は厳しいものがあります。岐阜市、大垣市

に隣接する本市は、約63%の就業者が瑞穂市以外の市町に勤めている状況でございます。魅力のある雇用の場の確保とあわせて、市内で働ける環境づくりを進めることが必要であると考えております。国道21号線、主要地方道北方・多度線、主要地方道岐阜・巣南・大野線といった幹線道路を中心に、商業、サービス等を誘導し、農業振興地域における工場適地地区への工場誘致、さらには東海環状自動車の西回りルートの整備等を勘案しながら、関係機関と協議しながら、商工業振興を図りたいというふうに考えております。新たな企業の本市への進出は市民の雇用増や所得の向上に寄与するものでございますので、市の地域活性化の効果が大きく、また市の財政にとっても固定資産税、法人税等の税収につながるものでございますので、その辺も考えながら、誘致に取り組んでいきたいというようなことを思っておりますので、よろしく申し上げます。

〔 9 番議員挙手 〕

議長（藤橋礼治君） 山田隆義君。

9 番（山田隆義君） 企業誘致、商工業の振興策について、具体的に答弁は私はされたと思っております。きれいごとの一般抽象的な御答弁に終わっておると思います。私、そんな答弁を聞いておるわけじゃないんです。時間が1時間しかございませんので、ということは、具体的に申し上げます。

企業誘致については、執行部も御存じのとおり、大垣にソフトピアジャパンというところがあるわけですね。ここが梶原知事時代に先進的に計画をされた。あそこはどういうところかと申しますと、新産業の育成や地域産業の高度化、医療・福祉・教育等の民生分野の情報を目的とする国際的なソフトウェア研究開発拠点ということなんですね。その周辺には優良企業が研究拠点として来ておるわけです。そこの中核的なところがソフトピアジャパンですね。

それで、岐阜県には県庁に産業労働部というのがございまして、そこに企業誘致課がございまして。それから、土地のあっせんということで、ふれあい会館に土地開発公社があり、その中に企業誘致課があるわけですが、そうした連携の中で、ソフトピアジャパンが中核として積極的に企業誘致の振興をなされておると。

瑞穂市は、大垣、岐阜のベッドタウンとして、非常に地の利もいい、交通の利便性もいいところですが、しかし、あまり目立った企業がない。そこで、不動産価値を上げていくためにも、雇用の創出を図っていくためにも、地の利は非常にいいわけですから、農業政策だけでは到底生活がついていけないという部分的な場所もございまして。そういうところをしっかりと精査して、地域の皆さん方の御理解を得るような話し合いの中で、工業用地を確保して、個人の固定資産税、市民税、また法人税、そうした問題のベースアップにしっかりと取り組んでいただきたい。具体的にやってもらわな困るんです。淡々と話の流れをして、その場限りの答弁を私は望んでおりません。皆さんも我々も血税の中で報酬をいただいているわけですから、

しっかり責任に見合った執行を僕は期待もしておりますし、マニフェストの中でもしっかり公約されておるわけです。マニフェストでうたって、政策でその場限りでやっていただいでは困ります。それを必ず4年待たずして、責任の追及に変わるわけですから、私は現在要望型の質問をしておるわけです。私が追及型の質問になったときには、もう警戒赤信号ですよ。そういうことをしっかりとやっていただきたい。よろしいですか。だから、企業誘致をしっかりとやっていただきたい。

淡々と、産業経済課に置かれております。商業振興、産業経済課で担当をしております。所轄をしております。そんな生ぬるいことではあきませんよ。私は機構改革、もろ手を挙げて賛成したいんですけど、できれば商工振興課、企業誘致課をしっかりと担保してやっていただきたい。そうすれば、賛成をしたいと思います。それができなければ、熟慮をさせていただきます。そういう観点は、私は責任、市長の応援者として申し上げておきます。

それから、歳出面で申し上げますが、学童保育については、いろいろな議員さん、行政もしっかり熱を入れるようになっていただきました。私は、健常者に対する学童保育、社会参加の問題についてはちょっとカットさせていただきますが、ここで私が申し上げますのは、弱者に対する学童保育、弱者に対する福祉施策の一環として、作業所の増設ですね。一般の健常者が成人になりますと、社会復帰をして、当然一般社会の企業へ就職されて活動できるわけです。ところが、何らかの形での障害者、多重的な障害者、単発的な障害者、そういう方にしっかりと光を当てていくのが行政サービスだと思うんですよ。学校の義務教育課程における施策においても、私はそういう方への教育というものがしっかりと根差したときには、必ず健常者の教育水準が上がると思うんです。健康に対する感謝の気持ち、言葉では言えるわけですが、何らかの形の障害のある方に手を差し伸べていくという教育、こういう教育社会ができたときには必ず学力の向上につながると私は思うんです。そういう意味から判断しても、弱者に対する教育、弱者に対する思いやり、施策を重点的にこの20年度予算に配慮していただきたいと思います。

そこで、私は、具体的に申し上げますが、現在、作業所は、豊住園、旧巢南地区にはすみれの家がございます。到底二つの場所では要望に応じられないと私は思っております。待ち組の方が非常におられます。悩んでおられる方も非常に見えるんです。悩んでおられる方をいかに扶養していくか、これが行政裁量だと私は思っております。だから、そういう意味におきまして、そういう方は、みんな子供を送り迎えしなきゃならん。そういう観点の中で、日夜苦しみながら、子供の幸せのために一生懸命日夜努力をされておるわけです。社会の一員として組み込んでいくのが行政裁量だと思うんです。豊住園は本田地区にありますね。それから、美江寺地区にすみれの家がございますが、できれば牛牧校区、穂積校区にも作業所、授産施設、しっかりと位置づけをして、そういう方々に喜んでいただけるような環境整備をすることが急務だと。それから、そういう方への学童保育がまだ俎上にのっておりません。健常者への学童保育

は俎上を満悦しておりますが、格差のない地域社会、ノーマライゼーションの人間尊厳の社会を築いていくためには、20年度の堀市政本格予算の中でしっかりと予算づけをしていただいて、一日も早くその要望にこたえていただきたいと思いますが、のりりくらの答弁ではなくて、実のある御答弁をお願いします。

議長（藤橋礼治君） 青木市民部長。

市民部長（青木輝夫君） 知的障害者に対する作業所の増設ということでございますけれども、市の施設としまして、先ほど申されました豊住園とすみれの家があるわけでございますけれども、今、豊住園の定員が20名で、17名入所をしてみえます。それから、すみれの家が定員が15で、通所が12名でございます。ここ数年には施設が満タンになってくるかと思っております。したがって、市としましては新たな施設が必要という認識は現在持っております。この数年以内にJR東海道線の南で建設してはどうかと今現在思っておるところでございます。

〔9番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 山田隆義君。

9番（山田隆義君） 今、青木部長から、豊住園とすみれの家の作業施設で今のところ十分だと。特別に困ってみえる方は今のところ見えないのではないかと。とんでもないですよ。もう少し、市民部長であれば、福祉の中核の市民部長でございますから、しっかりと声なき声を探究していただきたい。そういう弱い方はあまり前へ前へ出にくいんですよ。僕がかわって出ただけですよ。僕が言ったら、あんなもの、ほかっておけと。それがだめなんですよ。自分みずから弱い立場に見えるから、皆さんに迷惑かけるような要望はなかなかしにくいんですよ。そういう声なき声を吸い上げていくのが行政職ではありませんか。みんなが言ってきたらやるんやと。言わなんたらやらへん。そういうことじゃないでしょう。堀市長が、要望事項のことは当然できるだけ反映するけれども、要望がなくても、市全体を目指して、バランスのとれた行政をやると。これ言葉だけですか。言葉だけならだめですよ。しっかりと声なき声を吸い上げていくと。そういう行政を執行して、初めて行政に対する信頼があるわけなんです。言葉だけでは一遍に失墜しますよ。だから、言葉だけではいけない。

私は、豊住園とすみれの家、これは十分感謝しておりますが、養護学校へ行ってみえる方が見えますし、また各小・中学校での特殊学級に見える方があります。それから、養護学校の高等部に見える方も見えます。それから、他の施設へ入所されている方、授産施設、作業施設へ行ってみえる方、こういう方もできれば近いところ、瑞穂市で何とかお願いしたい、見ていただきたい、願望を多くされているんですよ。障害者関係の方は、乳幼児、高学年の方も含めると200人以上対象者が見えると思うんですよ。もう少ししっかり掌握してください。そういう方が本当に幸せな生活が地域でおくられるということが健常者の義務だと思うんですよ。扶養の精神があって、初めて地域が潤ってくるんです。言葉だけではいけません。堀市長、責任持

って答弁ください。しっかり予算化をするかしないのか、やらないのか、言葉だけで行くのか。予算編成の中でしっかりしてくれて、研究されるのか、ちょっと堀市長に答弁願います。

議長（藤橋礼治君） 市長 堀孝正君。

市長（堀 孝正君） 私から御質問にお答えをしたいと思えます。

先ほど、市民部長からお答えさせていただきました。実はこの予算書につきましては、既に部長ともこの問題の出る前から、何とか鉄道からこちらに一つ早くしなくてはいけない、来年度はというような話を実際私どもしておるところでございまして、これは偽りのない、出たから言うわけではございません。そういう気持ち、前向きの気持ちを、この施設もバランスよく市内に配置して、少しでも便利に利用していただけるように、そういうふうに配置をしてみたいなと思っております。

いろいろ福祉の関係の問題が出ております。御指摘のありますように、一律に今まで予算が大きく削られてきたということも聞いておりますが、見直すべきは見直さなくてはならないということもやっぱり職員の中から聞いております。そこら辺も踏まえまして、御指摘のことも踏まえて、できるだけしっかりと取り組んでまいりたい。そのことだけお答えをさせていただきます。

〔 9 番議員挙手 〕

議長（藤橋礼治君） 山田隆義君。

9 番（山田隆義君） 答弁は受けませんが、要望を強く申し上げておきます。

弱者に対する学童保育、冬休み、夏休み、養護学校へ行ってみえる方、そういう方に対する担保、学童保育の担保をしっかりとやってください。

それから、作業施設は一日も早く予算編成の中で位置づけをして、充実をさせていただくことをお願いしておきます。

以上、お願いで一応とどめておきますので、私が追及型にならないようにしっかりとやってください。

その次に、敬老会ですね。堀市長も市議会議員のときに、当初、国事のことであるので国がやるのが本当だけれども、自治会でやれというならば、少なくとも1人頭3,000円の補助金を担保すべきであると。対象者を総計すると1,000万ぐらいということを言われたと思いますが、これから市長は、来年度予算の中で、敬老会の位置づけを行政側でやられるのか、それとも、今までどおり自治会単位で要請されるのか、お答えいただきたいと思えます。

議長（藤橋礼治君） 市長 堀孝正君。

市長（堀 孝正君） 敬老会についての御質問でございますけれども、敬老会は、今、自治会をお願いして、それぞれの自治会で行っていただいております。私としまして、やはり奥の深いといいですか、できるだけ多くの方に出させていただこうとしますと、地域ですとやはり参加者

は多いわけでございますので、地域の自治会に、これまでやっておりますようお願いしていかうと思っております。予算的なことにおきましては、自治会長からもいろんな意見を聞いておりますので、もう少しできないかなと、こんなことを思っておりますけれども、いずれにしましても敬老会は自治会をお願いして、今までどおり進めてまいりたい、このように思っておりますので、よろしく願いいたします。

〔 9 番議員挙手 〕

議長（藤橋礼治君） 山田隆義君。

9 番（山田隆義君） 堀市長は、参加者の関係から、今までどおり自治会単位でお願いしたいと。補助金については、自治会からいろいろ意見が出ておるので、十分対応したいと言われました。

それで、その基軸的なデータは、堀市長も市議会議員のときに、対象者 1 人当たり 3,000 円、対象者合計すると 1,000 万円近くじゃないかということ言われた経緯がございます。市長になられたら物すごく変わってきたと。そういうことにはならないと思います、同じ人間ですから。自分のモチベーションというものはそうくるくる、立場が変わったから変わるものじゃないと思います。性格も変わるわけじゃございませんし、しっかりとそうした経緯を踏まえて、補助金の担保をしていただくように強くお願いしておきます。

それでは、あと 30 分しかお時間ございませんので、治水対策についてお尋ねしたいと思います。

瑞穂市、特に旧穂積町は治水治水で明け暮れております。最近、洪水は比較のないということで大変感謝をしておるわけでございますけど、温暖化という問題が世界的に叫ばれておる。温暖化とは、北極の氷が非常に早く解けてくると。海水も温度が上がってきておる。これは異常気象なんですね。異常気象は必ずや忘れたころに大洪水に見舞われる、こういう予想をされるわけです。

それで、瑞穂市においては犀川流域の大開発が今から 30 年前から叫ばれてきておる。まだまだ犀川開発は 7 合目ぐらいじゃないかなと思うんですね。そして、あと 3 割の完成が大事なんです。

そこで、私はお尋ねしますが、水は低いところから高いところへ流れるのか、高いところから低いところへ流れるのか、簡単なことでございますが、お尋ねします。

議長（藤橋礼治君） 後藤調整監。

調整監（後藤仲夫君） 山田議員にお答えします。

私も、水は高いところから低い方へ流れると思います。

〔 9 番議員挙手 〕

議長（藤橋礼治君） 山田隆義君。

9番（山田隆義君） まさしくそのとおりでございますが、それでは、予想される洪水ですね。予想される洪水は、大災害に見舞われたときは私は人災だと思うんです。予想されない緊急の災害は天災やと思うんですね。私の見解について、間違いか間違いじゃないか。間違っているとすれば、その見解をお答えいただきたい。

議長（藤橋礼治君） 新田総務部長。

総務部長（新田年一君） 洪水のメカニズムにつきましては、都市整備の方から答弁していただきまして、防災担当の総務部の方としましては、御質問の治水対策の一環としまして、今年度、県の広域的な洪水、過去の災害データの蓄積に基づきまして、洪水時の状況を住民の皆様にも周知、あるいは事前にハザードマップ等の作成をして、公表といたしますか、事前の心の準備等をしていただくという意味で、ハザードマップの作成を今しております。今年度予算化をしてありまして、3月、年度内には完成をする予定でありますので、これを全戸配布する予定であります。市民の皆様の生命、財産、身体等のために、安全・安心なまちづくりに役立てていただきたいというふうに考えております。

〔9番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 山田隆義君。

9番（山田隆義君） 私はそんな能書きを聞いておるんじゃないんです。私の質問に対して、ほかの絡んだ答弁は必要じゃございません。予想される洪水、災害が予想されることが実際に起きた場合は人災かどうか。予想されない、突発的な災害は天災なんですよ。予想されることが解決できないということは、その仕事を怠っておるというわけですよ。そんな認識ではだめですよ。予想されることを解決していくのが行政じゃありませんか。そのために税金をいただいております。今度はあそこは大洪水になるよと。あそこの排水管が詰まったら、低いところは大洪水に見舞われるよ。大災害になるよと。国土交通省とか県土木はそういうことを予想しているじゃありませんか。その担当の所轄ですよ。瑞穂市民の税金をいただいて安心・安全のまちづくりを所管しているのが市長をトップに行政職でしょう。それを精査していくのが市民から代表で選ばれている議会議員ですよ。そんな能書きの淡々たる、本当にそんなことではとてもじゃないが市民の信託にこたえられませんよ。堀市長、教えてください。

議長（藤橋礼治君） 市長 堀孝正君。

市長（堀 孝正君） 山田議員から、予想される水害は人災である。また、予想されない水害は、これは天災と言えるだろうということで、そのことにつきましてどのように思うかでございます。おっしゃるとおりでございますが、予想される水害におきまして、何といたしまして、予想されるからすぐにといいうふうで、はっきり申し上げまして、瑞穂市多くの河川がございます。これを完璧なものにしようと思いと、こういった事業はとて市単独ではできません。国が全面的にこういった権限は握っておりますので、やはりこの予想される水害につい

ても、一生懸命やってもらうように要望して、一刻も早くこれにこたえていくというのが私どもの仕事ではないかと思っております。おっしゃることはそのとおりだと思いますが、それじゃあ、予想されるからすぐにとっても、順番とか、いろんなものがございます。そこら辺もありますので、御理解をいただきますよう、精いっぱい私どもとしましては要望活動等々しまして、安全・安心のための事業を推進していただけるように頑張ったいと思っておりますので、よろしく願いをして、私の答弁にかえさせていただきます。

〔 9 番議員挙手 〕

議長（藤橋礼治君） 山田隆義君。

9 番（山田隆義君） 予想される洪水は、人災に該当すると。しかし、該当する責任はあるけれども、1 級河川が16本もあると。それを完全に解決するためには国とか県の協力なしにできない。まさしくそのとおりだと思うんですよ。しかし、県とか国が一生懸命やっている河川の事業があるんですね。ところが、今までは主管の、一番洪水のときに困る本市があまり目を開いておらなかったんですよ。だから、それで私は具体的に申し上げた。そのために洪水対策がおくれておる。それを具体的に申し上げれば、新堀川の改修問題、これはどうしても改修をきちっとしなければ、第1排水機が老朽化しておる。人間でいえば心臓がとまりかけておる。90歳か100歳ぐらいの機械の能力なんですよ。いつとまるかわからんですよ。だから、大洪水になったときには、もうとまったときには、野田新田、稲里、柳一色、野白、井場、かつまた花塚の方に行きます。その上、本田の方に行きます。本田の方まで行くと、一番下流地区の祖父江とそう変わらないかもわかりませんが、今、JRの南北の付近に住んでおられる方、特に低いところですね。下流地域からいけば2メートルぐらい違うんですよ。一番下流地域のところが低ければいいんですよ。下流地域が、JR付近から見ると2メートルぐらい高いんですよ。平家は屋根まで来てしまってから、旧の祖父江地域の門近くまで入ってくる。それを放置して、予想されておるんですよ。ずうっと予想されておるんですよ。国も県もわあわあ言っておる。あんなところがわあわあ言っておって、主管の瑞穂市の、固定資産税も住民税もみんなもらっておるところが、もらいっ放しで知らん顔しておる。これでいいんですか。これでよければいいんですよ。いいんならいいんですよ。低いところは、2メートルのところはダバンとついてから、高いところ、ちょっと庭まで来るか来んかぐらい。行政の方、議員の方がそれでいいわとおっしゃるならば、私、黙っておるよ。私は、そういうことを黙っておっては困るんですよ。低いところ、どこがついても困るんです。どこがついても、本当に大事な生命・財産を喪失するんですよ。万が一新堀川を中核にして、大はんらんが起きた場合は何十億の損害ですよ。昔、その辺は3日も雨が降ったら稲がつかれなかったところなんです。ところが、今は非常にいい、地形的に。新しい方が住んでおられる地域なんですよ。その方に大きな、生命・財産が失われることになったら、もうこれは行政の責任ということを私申し上げる。

だから、人的災害か、自然災害かと聞いておるんですよ。自然災害なんて答弁したら失脚ですよ、私から言えば。責任の重さを感じれば。人的災害ですよ。万が一、そういうことに至ったら、物すごく住民から追及を受けますよ。なぜかといったら、黙って建てておるわけじゃないです、家は。建築、黙って建てておるんですか。ちゃんと建築申請を出して、不備であれば、こんな不備なやつは建ててもらったら困るといつておるでしょう。そういつて建ててしまったら、家屋税も、その下の土地の固定資産税も市がいただいております。だったら、予想されておるんですよ、その災害は。だから、責任をとってもらいますよ。祖父江が反対しておるで、祖父江の責任や。とんでもないことですよ。税金、祖父江が取っておるんですか。それも高いところですよ。今、高いところから低いところへ流れると言っているでしょう。昔は5カ村地域は柳一色に排水機があったんですよ。そこから中川へ変えて、中川から天王川へ流れてきておるんですね。ところが、近代的な河川法からいつて、どうしても下流地域に取ってもらわなあかんと。下流地域にとつてもらうためには、新堀川の川水は、今まで一夜城付近の第1排水機で取っておったけれども、河川法からいつて、あのところでまた新しく新設するということはできんと。だから、高いところで大変迷惑をかけるけれども、祖父江地域で新堀川の放水路をやってほしいと言われた。言われたからには、何も反対のための反対をやっておるわけじゃないんです。土地のつり上げのために反対しておるわけじゃございません。わしは残念で申し上げておる。そういう流言飛語的な言動でごまかしているから、余計話がこじれるんですよ。それまでの経緯があるわけですね。当初、地域の方が全員寄っていただいて、何回か議論を交わした結果、どうしても高いところの、2メーターも高いところの祖父江地域で取らなければだめだということであれば、その状況によってはやぶさかじゃない。だから、その当時の松野市長、木曾川上流域の建設省、県土木が来て、よほどのことがなければ、どんな要望でも聞くで、皆さんに迷惑かけるから、要望を出してほしいということをおられておるんですよ。言われた結果、20項目弱にわたつて要望しました。その要望した内容の概要は、祖父江全体への保障的な問題は、生涯学習のできる公民館を建ててほしい。それから、新しい新堀川の改修については、環境問題をしっかりとつてほしい。ということは、下流地域であるために、ヘドロが流れてくるんですね。そして、そのことについてよく知つておってもらわないかんのは、年の2ヵ月ぐらい、あそこは実際洪水になるだけですね。6月の梅雨時、9月の台風シーズン、2ヵ月ぐらいはあそこの中はまあまあ利用価値があるんですよ。あとは濁水なんです。ほとんど水が流れない。それだけの2ヵ月の水を取るために、河川が来てもらったつてだれも喜ばへんがね、道路は来て喜ぶけど。そのために、やむを得ずこの地域で取ってもらわな困ると。そのかわりに要望事項は聞くでなもと言つておつて、そして要望を出したら、けつてしまったんや、ぱーんと。そんなことできん、できん、できん。そのためにこじれていつてしまったんですよ。そのときには、建設省、木曾川上流事務所の奥田次官は、北方・

多度線ができた明るる年にその問題が出てきておるわけですから、そのときの説明では、地価は北方・多度線並みに買収をさせていただくと。はっきりした金額は明示できんけれども、北方・多度線という買収金額が出ておるので、その金額を基軸に買収させていただくということをおかれておるんですよ。そのときに解決しておれば、公民館の問題がのんでいただければ、ぱぱっと解決しておるんですよ。そのとき、公民館なんかできるかとぼんとけられておるんです。けられたから、そんな年に2ヵ月ぐらいの悪水のために何でそう犠牲を払うんやと。祖父江へそんな水みたいな持ってきてもらわんでもいいということで、その委員会はばらばらになったんですよ。だから、放水路計画もみんな白紙ということになったんです。

ところが、いつの間にか、地権者50何人見えるんですよ。弱いところから順番に建設省と県土木がじわじわじわじわとあの手この手でやっていかれた。瑞穂市へ勤めてみえる方、岐阜市へ勤めてみえる方、県庁へ勤めてみえる方、公共関係で親戚の方が仕事をやってみえる方にずっとプレッシャーをかけながらやってきて、3分の2ぐらいはいや応なしに、腹へ入らんけれどもだんだん買収処理させてしまったんですね。3分の1ぐらいの方は到底納得できないと。そんな重圧的なやり方は納得できないと残っておられるのが、現在残っておられる方なんです。だから、私らは、何も買ってくれと言っとらへんと。買ってもらわんでもいい。先祖代々の土地を、そんな悪水路のためにそんなことできんと。そうしたら、今度こじれにこじれて、国とか県は何ともならんで、土地収用法に沿って順次対応すると言われておるんですね。やられるならやられるでいいと地権者は言っておられるんです。やるならやりなさいと。しかし、簡単に土地収用法でぱぱぱぱぱぱとやれないですよ、私も随分調べておりますので。審査会があって、それも審査会の検査が1年ぐらいかかって、それが必要な河川改修の審査会として通過した場合、土地収用委員会にかかってくる。土地収用委員会では、関係者全部お呼びしていろいろ意見を聞いて、その中で適正な判断をされるわけですから、まだそれでも2年や3年かかりますよ。それで納得できなかつたら、今度訴訟になるんですよ、民事訴訟。それでまた、それで3年や4年。刑事訴訟なら1年ぐらい早くやるかもしれんけど、民事訴訟になったら3年も4年もかかりますよ、ぐたぐたぐたやっ。その間に10年もかかたら、大洪水になりますよ。大洪水の責任は市でとらないんですよ。だから、人災か天災かと言っているんですよ。やることをやって、どうにも解決できなかつたら、これは私はやむを得んと思うんですよ。やることをやるかどうかということをお聞いておるんです。

だから、私は、市長を筆頭に、行政職、かつまた市民の代表である議員、全員が一丸となって英知を絞って、協議を開いて、話し合いのテーブルで互譲の精神で話し合ったら、必ず解決できるものと思っています。解決できないような地域の地権者はいません。金だけにこだわるような地権者はいないですよ。今までの経緯を踏まえて、話し合いのテーブルに乗って、円満な解決をしてほしいと思います。その点については、堀市長、どう思われますか。

議長（藤橋礼治君） 市長 堀孝正君。

市長（堀 孝正君） 山田議員さんの御質問でございます。地元にお見えになりますし、実際かかわっておみえになった方の生の声でございます。今のお話のことにおきましては、地域を含めまして、水のつかない、水害のないまちづくりのため、現在、国・県にお願いをして事業推進を図っているところでございますが、いずれにしても用地の取得について御理解をお願いしているところでございます。そのことで御質問があるわけでございます。このことについては、行政、また議会が一つになって解決のためにせないかんのではないかと、こういうことでございます。そこで、私に、どのように考えておるかということでございます。実はこの問題、私が最初から取り組んでおれば、本当の話が何回も何回も地元で出まして、地元とも早く解決をしなければならなかった問題だと思っております。それが長引いたがために、こういう結果になっておると思います。私がこれを引き継いだわけでございます。やはり今現在、責任はだれにあるかといいますと、私が引き継いだわけでありますから、この問題を解決しなくてはならないわけでございますが、私もこの問題で実は頭を痛めております。今、担当部局とも話をしながら、今度、議会の全員協議会もお開きをいただいて、やはり議会側にも、経緯もございまして、ひとつ御理解をいただいて、何とか打開策を少しでも見つけてまいりたいなと、こんなふうにお思っているところでございます。どうかひとつ、議会の皆さんもこの問題に乗っていただいて、人災にならないように、御指摘がございましたように何とか解決し、ここだけの問題ではございません。まだ、瑞穂市は、はっきり申し上げまして、五六西部のもう50年近い排水機がございまして、これもいつとまるかわかりません。集中豪雨があったときにあれがとまりましたら、本当の話が牛牧校区といいますか、下畑から牛牧、上牛牧から十九条ですね、牛牧団地が水浸しになるわけでございます。こういうのも早くやろうとしますと、この問題、解決しなかったら本当に大きな問題になると思っております。そんなところから、近いうちに議会全員協議会を議長にもお願い申し上げまして、議会の皆さんとしっかりお話もさせていただき、何とかその打開策を見つけてまいりたいと思っております。その節には議会の皆さんの格別の御理解もいただけるように、このままほうっておいて、収用法をやりゃいいじゃないかという、こんな方法でなくて、やはり何とか打開策を見つけてまいりたいなと思っております。どうかよろしくお願い申し上げまして、この場の答弁とさせていただきます。

〔 9 番議員挙手 〕

議長（藤橋礼治君） 山田隆義君。

9 番（山田隆義君） 今、新堀川の改修問題について、切々とその責任の痛感さを堀市長は申されました。行政、議会一体となって、重要な問題であるので、議会にもお願いして、ひとつ打開策を見つけていきたいという御答弁でございましたので、私はその推移を見守ってまいりたいと思っております。

それが解決しないと、今、堀市長が言われましたように、下畑の下にあります五六西部の排水機も第1排水機以上に老化しておるんです。これ、いつとまるやわかりません。それが万が一とまって排水機能が停止しますと、下畑、牛牧団地、十九条の方までずうっと水がだばだばにつくんですよ。まず大きな災害が来たら、大損害。私は向こうにおらへんでいいわと思ったらあかんですよ。みんな、責任があるわけですから。そういう意味において非常に重要なテーマでございますので、今、堀市長が重大決意を申されましたので、その推移を見守りながら、私は私なりに協力をしてまいりたい。

長い間でございましたが、これをもって質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

議長（藤橋礼治君） 以上で、本日予定しておりました一般質問は全部終了いたしました。

散会の宣告

議長（藤橋礼治君） 本日はこれで散会いたします。

なお、早朝より傍聴にお出かけいただきました皆様方、大変長時間御苦労さまでございました。

また、あす午前9時から一般質問を行いますので、また時間をつくって、傍聴に来ていただければありがたいと思います。

どうも本日はありがとうございました。

散会 午後5時11分

